

『源平盛衰記』全釈（九—卷二—2）

早川厚一
曾我良成
村井宏栄
橋本正俊
志立正知

三月ニハ、¹大政入道ノ第二ノ²御女、コトシ十五歳ニ³成セ給フ、法皇ノ⁴御猶子ノ⁵儀ニテ御入内アリ。中宮⁶徳子トゾ申。七月ニハ⁷相撲ノ⁸節ナンド聞エキ。小松大将折節⁹花ヤカニ、最目¹⁰目出ゾ¹¹御座ケル。可然¹²宿報ニテ官位¹³コソ思サマ也トモ、ミメ¹⁴貌ハ心ニ¹⁵叶ベキニハアラネ共、何事モ闕タル事ナシ。争角¹⁶ハ¹⁷御坐ヤラント、人々ホメ被レ申ケリ。子息ノ少将ヨリ始テ、弟ノ公達ニ至ルマデ、形人¹⁸ニ勝給ヘリ。大将情深人ニテ、¹⁹詩歌、管絃、神楽ノ歌、笛ナンドヲモ勸メ教給タリケレバ、公達マデモ難²⁰有様シニ²¹申合リ。

【校異】1〈近〉「だいじやうにうだうの」、〈蓬〉「太政入道の」、〈静〉「太政入道のの」、2〈近〉「御むすめ」、〈蓬・静〉「女」。3〈近〉「ならせ給ふを」。4〈近〉「御ゆいしの」とし、「い」を見せ消ち、右に「う」を傍書。5〈近〉「義にて」。6〈近〉「とくしとそ」、〈蓬・静〉「徳子とそ」。7〈近〉「すまふの」、〈蓬〉「相撲の」、〈静〉「相撲の」。8〈近〉「せつなど」、〈蓬・静〉「節なんと」。9〈近〉「こまつの大しやう」、〈蓬〉「小松大将」、〈静〉「小松大将」。10〈静〉「声花に」。11〈近〉「めでたくぞ」、〈蓬〉「目出そ」、〈静〉「目出度そ」。12〈近・蓬〉「おはしける」、〈静〉「御座ける」。13〈近〉「かたちかほは」とし、「かほ」を上から二重線で消す。〈蓬・静〉「形は」。14〈近〉「かなふへきに」とし、「へきに」の後に補入符あり。右に「は」を傍記。15〈近〉「おはしますやらんと」、〈蓬・静〉「おはするやらんと」。16〈近〉「おとうとの」、〈蓬〉「弟の」。17〈近〉「詩歌」、〈蓬・静〉「詩歌」。18〈近〉「ふえなどを」。19〈近〉「申あひけり」。

【注解】○三月ニハ、大政入道ノ第二ノ御女、コトシ十五歳ニ成セ給フ 徳子の入内記事を記すのは、他に、〈四・闘・延・長・南・覚〉。但し、入内の日付を、〈延・盛・南〉は、嘉応三年（一一七二）三月とするのに対して、〈四・闘〉は、承安元年（一一七二）十二月十四日、

〈長〉嘉応元年（一一六九）三月、〈寛〉不記。この前後の関連する記事の史実を『玉葉』等により整理すると次のようになる。

- ①嘉応二年（一一七〇）十月二十五日 院の殿上にて御元服の定め
- ② 十二月九日 基房太政大臣兼宣旨を蒙る
- ③ 十二月十四日 基房任太政大臣
- ④ 十二月十七日 基房任太政大臣の御拝賀
- ⑤嘉応三年（一一七二）一月三日 高倉天皇元服
- ⑥ 一月十三日 朝覲の行幸
- ⑦ 十二月十四日 徳子入内
- ⑧ 十二月二十六日 徳子女御
- ①〜④の基房の太政大臣任官は、〈盛〉「此ハ明年御元服ノ加冠ノ料也」（一―一四二頁）とあるように、⑤の高倉天皇の元服・加冠のためであった（本全釈八―八二〜八三頁の注解「此ハ明年御元服ノ加冠ノ料也」参照）。故に、①から④までの記事は、次の⑤⑥の高倉天皇元服関連記事に接続する。そして、続く徳子の入内関連記事⑦⑧は、その高倉天皇元服に続く形で配置されようとしていると考えられる。以下、諸本記事の配列を検証してみよう。
- 〈四〉①②③④⑦⑧↓〈四〉は、⑤⑥の高倉天皇元服関連記事を欠くため、徳子入内記事は浮き上がってしまっている（水原一、八四頁。今井正之助三四頁）。
- 〈闕〉①②③④「嘉応三年正月一日節会・二日淵醉」⑤⑥「四月改元・七月相撲の節」⑦⑧↓〈闕〉が、「七月相撲の節」で重盛を「小松内府」（近衛大将であってこそ、この話は映える）とする点（水原一、八四〜八五頁）、⑦⑧で、「入内↓中宮↓女御」とする点問題がある（史

実では、「入内↓女御↓中宮」。今井正之助三四頁）。

〈延・長〉①②③④「徳子后立の御定・成親卿、八幡賀茂ニ僧籠ムル事」⑤⑥⑦「七月相撲の節」↓「徳子后立の御定・成親卿、八幡賀茂ニ僧籠ムル事」が、一連の記事である①〜④と⑤〜⑦の記事を中断する形になっている。〈延〉は、⑦を嘉応三年三月のこととし、〈長〉は、嘉応元年三月のこととする。「徳子后立の御定」は史実では承安二年（一一七二）二月三日のこと、今井正之助は、承安元年十二月二日の入内定めとの混同があるかとする（三四頁）。「七月相撲の節」の問題点については、この後の注解「七月ニハ相撲ノ節ナンド聞エキ」参照。

〈盛〉①②③④⑤⑥⑦「七月相撲の節」↓〈延・長〉に見る①〜④と⑤〜⑦の記事を中断する問題は解消されている。

〈南〉①「重盛夢想之事」②③④⑤⑥⑦↓「重盛夢想之事」は、〈延〉の三島明神の夢想話（巻三「小松殿熊野詣事」。〈寛・中〉では、春日明神の夢想話）と「無文」説話を結びつけたもの（小山内順子一三〜一六頁）。

〈屋〉①⑤⑥↓高倉天皇の元服記事のみに焦点を絞った形。

〈寛〉①②③④⑤⑥⑦↓⑥から⑦へは、十一月ほどの経過があるのだが、〈寛〉では⑦の月日を記さないため、スムーズに接続している。

〈中〉①②③④⑤⑥↓〈屋〉のように、徳子入内関係の記事を欠き、高倉天皇の元服関連記事を記す形。

徳子入内は、⑦に見るように嘉応三年十二月十四日が正しい。『玉葉』「此日院姫君入内也。…入道相国女、法皇御養子、永久例云々。但彼者自誕生之昔、有撫育之礼。随又主上御孫也。仍於儀無妨。今度已可為姉妹。歟。尤以有忌如何々々」（同日条）。今回清盛の娘徳

子が入内にあたり法皇の養子となったのは、永久(五年(一一一七)十二月十三日)の待賢門院の例によるという。但し、待賢門院の場合には誕生の頃から白河法皇の養女としてかわいがり育てられていた。また鳥羽天皇は白河法皇の御孫である。よって叔母と甥の関係となり両者の婚姻に問題はない。しかし、今度徳子を後白河の養女とすれば、姉弟との結婚となり、忌避すべきこととなろう。「尤以有忌如何々々」との兼実の所感は、女御入内雜事定があった十二月二日条において、「此女御、平入道姫也。而重盛爲子。又院爲子。依永久例有沙汰也。凡每事殊勝、以詞不可言、莫言」と批判的である。但し、その際、「毎事殊勝」の意味が問題となろう。『玉葉』においては「智詮驗徳可謂殊勝」(寿永元年八月七日条)のように、通常の意味の殊勝も数多く見られる。しかし、今回問題とする本日条が、決して肯定的な文章ではないことは文末の「莫言」という表現により明らかである。『玉葉』には否定的な用法の「殊勝」の例を、以下のよう、いくつか見ることが出来る。「但可調預一具之由、奇特之中奇特歟々々々。未曾有獲麟、殊勝第一之事也、可彈指々々々。然而近代之事、不能是非」(元暦元年十一月二日条)、「於今者可追討頼朝之由、欲賜宣旨。若無勅許者、給身暇可向鎮西云々。見其気色、主上法皇已下、臣下上官、皆悉相率可下向之趣也。已殊勝大事也」(文治元年十月十七日条)。これらは、いずれも変事や批判的言辞と共に用いられ、マイナスのイメージの程度の大きい状態を表す用法である。以上のことから、十二月二日条「凡每事殊勝」は、「事々すべて大変な事態である」と解することとなろう。次に、十一月二十八日条でも、「或人云、今度入内、待賢門院例云々。仍法

皇爲養子。諸事御沙汰、但彼例頗不相叶之由、世以傾之云々」と、ある人の批判的な言を引用する。なお、〈延・盛・南〉が、徳子入内を嘉応三年三月のこととするのは、高倉天皇の元服から余り日を置かない中で入内とするための虚構と考えて良いか。〈延〉が、徳子の后立の御定を、嘉応二年(一一七〇)末のこととして記すのもこのことと関わる。なお、徳子の生年については、諸書の記載は、仁平三年(一一五三)から保元二年(一一五七)までと幅がある。その中で、『山槐記』の治承二年(一一七八)六月二十八日条に、「御年廿四」とあるのに従えば、久寿二年(一一五五)生まれとなる(佐伯真一、一四頁・二〇二頁)。とすれば、嘉応三年には、十七歳となる。なお、徳子入内の背景については、主導したのが清盛・時子であったのか、建春門院であったのかという点で、大きく見方が分かれている。前者としては、清盛・時子夫妻の間で準備されていたもので、建春門院もその相談に与っていたとする宮崎莊平の論(一二四頁)や、時子が発案、建春門院が協力したとする中島豊の論(二六〇一七頁)があり、いずれも平氏が藤原氏同様外戚としての地位を目指していたと見る。後者としては、徳子の入内を予てから願望していた建春門院と共に法皇が福原の別業に臨幸した承安元年(一一七一)十月に、入内の儀が正式に決定したとする論(角田文衛一三四頁、高橋昌明二二一―二四頁)、入内定の折、左大臣経宗と権中納言時忠の二人があらかじめ建春門院の殿上で相談したうえで参加していることからすれば、徳子の入内を主導したのは、建春門院であるとする論(川合康四四頁、他に建春門院主導とするのが元木泰雄②八六頁)などがある。この場合、清盛の意図は外戚として政権を獲得しようとしたことにあったの

ではなく、王家との婚姻関係をより緊密なものとして、大臣家として確立した閑院流のごとく平氏の家格の安定を企図したとする見方（元木泰雄①三〇五頁②八六頁、川合康四三頁）となる。この他、平氏が国政運営を担う上で、高倉・安徳は平氏政権の意志を国家意志として転換させるために必須の存在で、平氏政権を存立させる関係性を構築するために、徳子の入内・出産はやはり不可欠のものであったとする論（栗山圭子一四四頁）などが見られる。○法皇ノ御猶子ノ儀ニテ御入内アリ（四・南・覚）同。〈延・長〉「建春門院ノ猶子」（〈延・六一オ〉）。但し、〈延・長〉は、この後の「主上御元服之事」では、「法皇御猶子」（〈延・六三オ〉）とする。『玉葉』「此日院姫君入内也。…入道相国女、法皇御養子、永久例云々」（嘉応三年十二月十四日条）。徳子が、永久の待賢門院の例に倣って後白河法皇の猶子となったその他の理由として、元木泰雄②は、出家した清盛の娘では憚りがあったとする（八五〇八六頁）が、論拠は示されていない。これに対して金永は、家格の問題を克服するためと指摘する（一六一頁）が、父清盛が前太政大臣、兄重盛が権大納言であることを考えるならば、はたして家格が入内に際しての問題となったであろうか。なお、徳子は異母兄重盛の養子ともなっている。この理由については、重盛が時子の子ではないため、清盛の家が分裂する可能性を孕んでいたので、時子と重盛の関係を強固にするためのものとする論（金永一六一頁）、徳子の生む子が天皇となる後見人が必要だが、清盛は出家者であるため、一門の公式の顔として重盛が選ばれたとする論（高橋昌明一二四頁）、重盛を高倉の王権と結合させることにより、高倉の即位とともに権威が上昇した時子所生の子供達への重盛の不満を緩和しようとする方策

との論（元木泰雄③）がある。○中宮徳子トゾ申 徳子の名は、入内定めの日、式部大輔永範が選んだ。『兵範記』「被_レ定_レ御名字」、徳子、式部大輔永範卿択申、左中弁長方朝臣奏聞之」（『兵範記』承安元年十二月二日条）。○七月二八相撲ノ節ナンド聞エキ 当該記事を記すのは、他に〈四・闘・延・長〉。但し、〈闘・延・長・盛〉は、七月（嘉応三年。四月二十一日に改元のため、正しくは承安元年）のこととする。これに対して、〈四〉は、卷三「金渡」に、「凡_レ此大臣_ハ嘉応相模_ヲ節_ニ御_ニ…」（二一五左）と、嘉応の相撲の節での、近衛大将重盛の晴れ姿を想起する形で記す。しかし、承安元年に相撲節は行われず、保元三年（一一五八）以来停止していたのが十七年ぶりに復活したのが承安四年七月二十七日の相撲節であった。この時重盛は、その月の八日に右大将に任官していた。なお、『史料綜覧』は、承安元年七月二十七日条に「相撲節（皇帝紀抄）」と記すが、これは『皇帝紀抄』を読み誤ったものである（水原一、八四〇八五頁）。この相撲節記事は、水原一が指摘するように、高倉天皇元服・徳子入内に続き、平家の栄光を記す記事群の一つとして記されている。そして、次の重盛・宗盛兄弟左右大将独占記事へと繋がっていくのである（八四頁）。なお、卷三において重盛の盛時を偲んで相撲節を取り上げる〈四〉が、あえて虚構の年次の「嘉応相撲」とするのは、「嘉応三（承安元年）」のこととする〈延・長〉のような記事を受けるからであろう（今井正之助三三二頁）。○小松大将 先述のとおり、相撲節会を徳子が入内した嘉応三年とするならば、重盛は権大納言ではあったが大將には就任していない。一方、実際に節会が行われた承安四年七月ならば、同月七日に重盛は右大将に就任している。なお、源健一郎は、先にも

〈延〉が「七月ニハ相撲節アリ」と断定するのに対し、〈盛〉は「相撲ノ節ナンド聞エキ」と風聞の体裁を取り、重盛の官職の叙述についても、〈延〉が「近衛大将ニ至ラム」と、官職名とそこへの到達を明らかにしているのに対し、〈盛〉は「小松大将」とするばかりであることに着目し、〈盛〉は、承安元年における相撲節の存在とその時点での重盛の官職について、臆化した叙述に改変しているとする。これは、〈盛〉編者が、年代記の体裁を整えるために、承安元年の記事ではないものの、三月・七月と埋め合わせるには最適な両記事を、叙述を臆化して、史実に対する配慮を施しながら、虚構の設定を〈延〉的本文から受け継いでいるとする（五二頁）。○ミメ貌ハ心ニ叶ベキニハアラネ共 「みめかたち」のうち、「みめ」は『邦訳日葡辞書』では「面相、あるいは、顔つき」（四〇五頁）、「かたち」は「姿形、または、顔つき」（一〇六頁）とされる。「貌」は〈名義抄〉「貌 カタチ」（仏中一〇四）・「カタチ カホ」（仏下末九）、「色葉字類抄」「形〈カタチ〉（三字略 貌〈又作貞〉（二七字略 姿〈已上形也〉）（カ人事九六ウ六）のように、「かたち」で読まれることが多い。なお『平家公達草子』（松永記念館本、岩波文庫『建礼門院右京大夫集』所収）に、承安四年（安元元年の誤りか）の内裏近くの火災に際して、駆けつけた重盛の様子について、「冠に老懸して、夏の直衣の軽らかにすゞげなるに、小手といふ物をさし給ひけるにや、袖のもとにしろかねをつぶとせられたりしが、直衣に透きて、いみじくつきくしく見えしは、「まことに、かくしもぞすべかりける」と、心にしみておぼしぞかし。かたちはもの／＼しくきよげにて、こゝはと見ゆる所なく、面持ち気色思ふことなげに、あたり心づかひせらるゝ気色にて、胡篋負ひてさぶら

ひしこそ、時にとりては、「近衛の大将とは、まことにかゝるをこそいはめ」とおぼえしか」（一六四頁）とある。○争角ハ御坐ヤラント、人々ホメ被申ケリ 重盛が、官職は言うまでもなく、顔形まで理想的であるのはなんと素晴らしい事よと人々が羨望の眼差しで見たとの評は、〈四〉闘・延・長も同じ。但し、〈四〉延・長は、この後に、〈四〉「不相応^セ末代^ニ之人^ニ疾^ク失^ルコソ」（卷三十一一五左）、〈延・長〉『加様二讚奉テ、セメテノ事ニヤ、末代ニ相応セデ、御命ヤ短ク御坐セムズラム』ト申アヒケルコソ、イマハシケレ」（〈延〉卷一―一八三才）と、それは、重盛が末代のこの世に相応せず、短命であったことの徴証であったのだとする。こうした認識は、〈延・長〉では、この後にも見られる。〈延〉「実ノ賢臣ニテオハシツル人ノ、末代ニ相応セデ、トク失給ヌル事コソ悲シケレ」（卷三十七五ウ）、「大政入道嫡子小松内大臣コソ、謀モ賢ク心モ強ニテ、父ノ跡ヲモ可継^ル人ニテオワセシガ、小国ニ相応セヌ人ニテ、父ニ先立テ被失^ルヌ」（卷五―三九才）。そうした重盛像が、早くもここに顔を出しているのである。但し、相撲節記事は、高倉天皇元服・徳子入内に続く、平家の栄華の一齣として描かれたものである。その観点からすれば、前述のとおり〈四〉が卷三の重盛死去に続く回想記事の中で相撲節を取り上げたところで、「不相^セ応^ル末代^ニ之人^ニ疾^ク失^ルコソ」との所感を記すのがふさわしいともいえよう。それが〈延〉のような形から改編されたものであることは今井正之助が指摘するところである。〈盛〉が、重盛が短命であった徴証であったとする評をここに欠くのは、平家の栄華を記す記事としてふさわしくないと判断したためであろうか、〈盛〉は、卷六「幽王褒似烽火」でほぼ同じ記事を次のように記す。〈盛〉「嘉心ノ相撲ノ

節会ニ、大将ニテ右ノ片屋ニ事行シ給ケルニ、見物ノ中ニ立タリケル人ノ申ケルハ、『果報冥加コソ目出クテ、近衛大将ニ至リ給フトモ、容儀心操サヘ人ニ勝レ給ケル難有サヨ。但此国ハ小国ナリ。内大臣ハ大異報ノ人也。末代ニ相応セズシテ、トク失給フベキニヤ』ト申タリケルガ、露タガハザリケルコソ不思議ナレ』（1—4—2頁）。○子息ノ少将ヨリ始テ、弟ノ公達ニ至ルマデ：重盛は子供にいたるまで容貌が優れていたと記す点、〈闘・延・長同。〉四〉卷三の重盛死去の回想記事では、当該記事を欠く。その点は、前項の注解で引用した〈盛〉卷八末記事でも欠く。「子息ノ少将」は、嘉応二年（一一七〇）十二月三十日に右近権少将に任官した維盛のこと。維盛の容貌については、『建礼門院右京大夫集』に、「ふたへの色こきなほし、さしぬき、若楓のきぬ、そのころのひとへ、つねのことなれど、色ことにみえて、警固の姿、まことに絵物語りいひたてたるやうにうつくしくみえしを、中将、「あれがやうなるみざまと、身を思はば、いかに命もをしくて、中くよしなからむ」などいひて」（同前—三頁）と、藤

【引用研究文献】

- * 今井正之助「嘉応相撲節・待宵小侍徒—延慶本平家物語の古態性の検証・統一」（長崎大学教育学部人文科学研究報告三〇、一九八一・3）
- * 小山内順子「『平家物語』に於ける重盛説話の成長過程—巻三「無文」を中心として—」（史料と研究七、一九七七・5）
- * 川合康『源平の内乱と公武政権』（吉川弘文館二〇〇九・11）
- * 金永「平時子論」（文学二〇〇二・7）
- * 栗山圭子「二人の国母—建春門院滋子と建礼門院徳子」（文学二〇〇二・7）
- * 佐伯真一『建礼門院という悲劇』（角川学芸出版二〇〇九・6）
- * 高橋昌明『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）
- * 角田文衛『建春門院』（『後白河院—動乱期の天皇—』吉川弘文館一九九三・3）

原実宗が嘆息したことが記されている。〈延・長「御子達、大夫、侍従、羽林ナド云テ、余タ御坐シケルニ」〉（延）六三オ。「大夫」に該当する従五位下となったのは、維盛仁安二年（一一六七）、資盛仁安元年（一一六八）、清宗承安二年（一一七二）、侍従の任官は、資盛承安四年（一一七四）十二月四日、清宗承安四年一月二十三日、羽林に該当するのは、維盛嘉応二年（一一七〇）十二月三十日に任右近権少将。故に、嘉応三年七月時点では、大夫・羽林が該当し、侍従まで含めると、清宗が侍従に任官した承安四年（一一七四）一月二十三日以降が対応する。○詩歌、管絃、神楽ノ歌、笛ナンドヲモ勸メ教給タリケレバ 重盛の子供達が、芸能や文学に優れていたことは、『建礼門院右京大夫集』に確認できる。重盛は子息達にこれらの教育を施し、維盛は笛、付歌、舞などに優れ、その芸を披露している。また、資盛は『箏相承系図』によると妙音院師長から教えをうけている（由井恭子一〇四頁）。

* 中島豊「平氏政権の成立とその原因―清盛と建春門院―」（歴史と神戸四八―五、二〇〇九・10）

* 水原一『延慶本平家物語論考』（加藤中道館一九七九・6）

* 源健一郎「源平盛衰記の年代記的性格―鹿谷事件発端部に至る叙述の検討を通して―」（人文論究四一―三、一九九一・12）

* 宮崎壯平「建春門院平滋子とその周辺―「建春門院中納言日記」ノートより―」（藤女子大学・藤女子短期大学紀要第一部二一、一九七四・12）

* 元木泰雄①「後白河院と平氏」（『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館一九九三・3。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。

引用は後者による）

* 元木泰雄②『平清盛の闘い―幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・2）

* 元木泰雄③「平重盛論」（『平安京とその時代』朧谷寿・山中章編、思文閣出版二〇一〇・1）

* 由井恭子「平家の人々の芸能活動について―清盛・維盛を中心に―」（大正大学大学院研究論集二六、二〇〇二・3）

成親望大将

「四五一 妙喜院入道（師長）、其時ハ²内大臣³左大将ニテオハシケルガ、⁴大政大臣ヲ申サセ給ハンガタメニ、大将ヲ辞シ申サレケリ。今度ハ⁵後徳大寺実定卿、御理運ノ大将也。若又殿ノ⁶三位中将⁷師家ナンドヤ、成給ハンズラント申ケル程ニ、新大納言成親卿、ヒラニ被⁸望申一ケリ。

院ノ⁹御気色¹⁰モヨカリケレバ、¹¹内外ニ付テ奏申ケル上ニ、諸寺諸社¹²様々ノ大願ヲ立テ祈申。大納言自¹³春日ノ社ニ七箇日¹³籠テ、祈誓ン給ケレ共、指テ験ナケレバ、¹⁴貴僧ヲ八幡宮ニ籠テ、信読¹⁵大般若ヲ始給ヘリ。信読半分計ニ成テ、¹⁶高良大明神ノ¹⁷御前ナル橋ノ木ニ、山鳩¹⁸二羽出来テ、食¹⁹落テ死ニケリ。「大菩薩ノ第一ノ¹⁹仕者²⁰也。是直事ニアラズ」トテ、時ノ²¹別当²²聖清此由ヲ奏聞ス。即²³神祇官ニテ²³御占アリ。

「天子大臣ノ非²⁴御慎²⁵」臣下ノ²⁴怪異²⁵」トゾ申ケル。成親卿ハコレニモ更ニ恐ズ、猶又²⁶賀茂上社ニ、仁和寺ノ俊堯法印ヲ籠テ、²⁶孔雀経ノ法ヲ行、下ノ若宮ニハ、²⁷三室戸ノ²⁸法印某²⁹籠テ、³⁰茶吉尼ノ法ヲ修ス。七箇日ニ³¹満日、晴タル空俄ニ曇、³²雷電雲ニ響キ、風吹雨降ナンドシテ、天地震動スル事二時バカリ有テ、彼宝殿ノ³³後杉ニ³⁴雷落係テ³⁵燃ケリ。雷火他ニ不³⁶移トコソ云伝タレドモ、若宮ニ³⁷移テ社ハ³⁸焼ニケリ。神ハ不³⁹稟⁴⁰非礼⁴¹ト云事ナレバ、非分ノ事ヲ祈申サレケレバ、係ル⁴²フシギモ出来ニケリ。大納言ハ、「僧モ法モ⁴³軽テ信心ガ⁴⁴ナケ⁴⁵レバコソ、神モ不法ノ祈誓ヲトガメテ、加様ノ懈怠モアレ」トテ、七日精進シテ、下社ニ⁴⁶七箇日⁴⁷籠テ、所願成就ト被⁴⁸申ケリ。七日ニ⁴⁹満ズル誰カレ時バカリニ、夢現トモ覚エズ、⁵⁰赤衣ノ官人二人⁵¹来テ、大納言ノ左右ノ手ヲ⁵²引張、社頭ノ⁵³白砂ニ⁵⁴引落ス。コハイカニトオボス処ニ、大明神、御殿ノ戸ヲ推ヒラカセ給ヒテ、カク、

桜花賀茂ノ河風恨ナヨ散ラバワレモエコソトゞメネ

46 ト、高ラカニ大納言ノ耳ニ聞エケレバ、身ニシミオソロシクテ、大将ノ所望ハヤミニケリ。

47 遠他国ヲ訪ヘバ、斑足王ノ臣ト⁴⁸ニ、⁴⁹カムエムカシウハ、大臣ヲ天道ニ祈テ、⁵¹雷ニ⁵²被裂テ失ニキ。近⁵³吾朝ヲ尋⁵⁴レバ、⁵⁵星御門ノ臣トニ、⁵⁶日唯季通ハ三公ニ昇ラント山王ニ祈申シカバ、神ニ⁵⁶被罰⁵⁷ニキトイヘリ〔両説可⁵⁷尋〕。⁵⁷横ノ⁵⁸義ヲバ、⁵⁹神祇不⁶⁰用云事ナレバ、カク⁵⁹示シ給フニコソ。

【校異】 1 〈近〉 行の冒頭に「成親望大将事」と傍書。なお、〈近〉は「めうをんるんにうだうもろなが」、〈蓬・静〉は「妙音院入道〔師長〕」とし、「妙音院」の右傍に「頼長子」と小書。 2 〈近〉「ない大じんにて」、〈蓬〉「内大臣」。 3 〈近〉「左大将」なし、〈蓬〉「大将にて」。 4 〈近〉「大じやう大じんを」、〈蓬〉「太政大臣を」、〈静〉「太政大臣を」。 5 〈近〉「ごとく大じしつていのきやう」、〈蓬〉「後徳大寺の実定卿」、〈静〉「後徳大寺の実定卿」。 6 〈近〉「三位の」。 7 〈近〉「もろいへなどや」。 8 〈近〉「也給はんずらんと」とし、「也」の上から二重線で消し、右に「なり」と傍書。 9 〈近〉「御きしよく」、〈蓬〉「御気色」、〈静〉「御気色」。 10 〈蓬〉「モ」なし。 11 〈近〉「うちとにつけて」、〈蓬・静〉「内外に付て」。 12 〈近〉「やうくの」とし、「やう」の右に「さま」を傍書。〈蓬・静〉「さまくの」。 13 〈近〉「こもりて」、〈蓬〉「籠て」、〈静〉「籠て」。 14 〈近〉「きそうを」、〈蓬〉「貴僧を」、〈静〉「貴僧を」。 15 〈蓬・静〉「転読」。 16 〈近〉「かうら大みやうじんの」、〈蓬〉「瓦の大明神の」、〈静〉「瓦の大明神の」。 17 〈近〉「御まへなる」、〈蓬・静〉「御前なる」。 18 〈近〉「いてきて」。 19 〈蓬〉「使者なり」、〈静〉「使者也」。 20 〈静〉「使者也直事に」とし、「使者也」の後に補入符あり。右に「是」を傍記。 21 〈蓬〉「則」。 22 〈近〉「神祇官ニテ」なし。 23 〈近〉「御うら」、〈蓬〉「御占」、〈静〉「御占」。 24 〈近〉「けいとそ」、〈蓬〉「怪異とそ」、〈静〉「怪異とそ」。 25 〈近〉「かものかみのやしるに」、〈蓬〉「賀茂上社に」、〈静〉「賀茂上社に」。 26 〈静〉「孔雀経法を」。 27 〈近〉「みむろどの」、〈蓬〉「三室戸の」、〈静〉「三室戸の」。 28 〈近〉「ほうるんなにかし」、〈蓬〉「法印〔某〕」、〈静〉「法印〔某〕」。 29 〈近・蓬・静〉「こもりて」。 30 〈近〉「だぎにの」、〈蓬〉「茶言尼の」、〈静〉「茶言尼の」。 31 〈近〉「みつる」、〈蓬〉「満る」、〈静〉「満」。 32 〈近〉「ふりなと」。 33 〈近〉「いかつち」、〈蓬・静〉「雷」。 34 〈近〉「おちかゝつて」、〈蓬〉「落かゝりて」、〈静〉「おちかゝりて」。 35 〈蓬・静〉「焼けり」。 36 〈静〉「不思議も」。 37 〈近〉「かろくて」、〈蓬〉「軽くして」、〈静〉「軽くして」。 38 〈近〉「なければ」とし、後に補入符あり。右に「こそ」と傍記。 39 〈蓬〉「七日」。 40 〈近〉「ここもりて」。 41 〈近〉「赤衣の」、〈蓬〉「赤衣の」、〈静〉「赤衣の」。 42 〈近〉「きたりて」。 43 〈近〉「ひつさけ」とし、「さけ」に見せ消ち、右に「はり」と傍記。〈蓬〉「引はり」、〈静〉「引張」。 44 〈近〉「しらすに」、〈蓬〉「白砂に」、〈静〉「白砂に」。 45 〈蓬〉「引おろす」、〈静〉「引おろす」。 46 〈静〉「ト」なし。 47 底・蓬・静 以下「カク示シ給フニコソ」まで一字下げ、〈近〉二字下げ。 48 〈近〉「はんぞくわうの」、〈蓬〉「斑足王の」、〈静〉「斑足王の」。 49 〈近〉「ニ」なし。 50 〈近〉「かんゑんかしようは」。なお、〈静〉は片仮名表記で「カムエムカシウは」。 51 〈近〉「いかつちに」、〈蓬・静〉「雷に」。 52 〈近・蓬〉「さかれて」、〈静〉「割れて」。 53 〈蓬〉「我朝を」、〈静〉「我朝を」。 54 〈近〉「ほしのみかどの」、〈蓬〉「星の御門の」、〈静〉「星御門の」。 55 〈近〉「たゝのすゑみちは」、〈蓬〉「日唯季通は」。 56 〈近〉「ばつせられ」、〈蓬・静〉

「罰せられて」。57〈近〉「よこしまの」、〈蓬〉「横の」、〈静〉「横の」。58〈蓬・静〉「儀をは」。59〈近〉「しろし給ふにこそ」とし、「ろ」に見せ消ちあり。右に「め」を傍記。

【注解】○妙音院入道〈師長〉、其時八内大臣左大将ニテオハシケルガ：妙音院入道師長は頼長の二男。「殿下事会」で既出（本全釈八一七二頁参照）。ここで「内大臣左大将」とする点、〈四・闕・延・南・覚・中〉同、但し、〈四〉の異本静嘉堂文庫本と〈長〉は左大将を右大将と誤記する。師長が、内大臣左大将であった期間は、師長が内大臣になった安元元年（一一七五）十一月二十八日から、太政大臣になった安元三年（一一七七）三月五日の前までのこと。従って本来ならば「其時」は、この期間を意味しなければならない。文脈的に接続する前段末の相撲の節会が、正しくは承安四年（一一七四）七月なので、本来ならばこの接続にさほどの問題は無いはずであるのだが、『平家物語』諸本が相撲の節会を承安元年（一一七二）七月としているため、内容に大きな矛盾をはらむことになっている。記事の接続の上では、左大将を辞した師長の後を巡って実定や兼雅・師家・成親等が争ったが、相撲の節の折に勇姿を見せた右大将重盛が任官することになるという形で続くことを意図したのであろう。しかし、師長の左大将辞任が安元三年（一一七七）一月二十四日であるため、六年余りの空白が生じてしまうことになる。その点は、多くの諸本でも同様だが、〈南〉は、当該記事の前に、「安元二年七月十七日、新院失セサセ給キ。御歳僅二十三、其後六条院トゾ申ケル。其比、妙音院入道大政大臣師長：」（上一九一頁）としていて、「其比」とは、六条院の亡くなった安元二年（一一七六）七月頃のことを指すこととなり問題は無い。その点、〈闕・盛・屋・覚・中〉は、「其比」「其時」が、嘉応三

年（一一七一）の頃の前の記事を受けている点は変わらないが、この後、重盛が左大将に任官した治承元年（一一七七）一月二十四日の日付を記さないため、六年ほどの空白が生じてしまう点については何とか糊塗する形になっている。一方、任官の日付を記し、編年的な問題を露呈してしまうのが、〈四・延・長〉。諸本の状況を見ると、こうした編年的な瑕疵を内包している形が古態と考えられる。こうした編年的な問題を孕むことになった経緯を示唆するのが、次に見る〈延〉であろう。詳細は、佐伯真一の論に譲るが、次のように考えられる。

① 嘉応二年（一一七〇）十二月十四日 基房、任太政大臣

② ? 徳子、后立の定（以上十七話）

③ 其時 師長左大将を辞す（十八話）

④ 嘉応三年（一一七二）一月三日 高倉天皇元服の儀

⑤ 嘉応三年三月 徳子女御になる

⑥ 嘉応三年七月 相撲の節（以上十九話）

⑦ 治承元年（一一七七）一月二十四日 左大将に重盛、右大将に宗盛がなる（二十話）

（白山事件）

…

⑧ 安元二年（一一七六）六月十二日 高松の女院崩御（三十一話）

⑨ 安元二年七月八日 建春門院崩御（三十三話）

⑩ 安元二年七月二十七日 六条院崩御（三十四話）

⑪？

平家意に任せて振る舞う事
（二十五話）

〈長〉は⑩を欠くが、それ以外の構成は〈延〉にほぼ一致する。しかし、その本文には改編の跡が著しい。〈長〉は、③で「其時」の語を欠くが、①②の嘉応二年末の頃の出来事と解して良からう。また、師長が右大將を辞任しようとする理由として、清盛の振舞が年を経て過分となり、「重盛を大将になしたるうへ、次男宗盛を大将になさんと心にかけ、其闕を伺ふよし、聞せ給ける。おりふし松殿、かく事にあひ給につけても、一定、大将はがれなんすとおぼしめして」（一―六二頁）と、独自の理解を示している。あわせて当該記事を、前の殿下乗合記事と、この後の重盛宗盛兄弟の左右大将独占記事へと結びつける形に改変する。以下は〈延〉本文で検証する。これまで⑧⑨⑩の三院崩御記事と続く⑪の記事が、時間の流れから見てもおかしく、前後の白山事件を分断する形で入り込んでいること、〈長〉が⑩を欠くことから、⑧⑨⑩を増補と考えたり（武久堅一九二―二九四頁）、三十二話よりも前の白山事件記事が御輿振の関連で増補された（房野水絵三二頁）と考えられたりした。これに対して、佐伯真一は、師長の左大将辞任記事の前に三院崩御記事があったのではないかとの水原一の論（八三―八四頁）を援用し、さらに⑩の記事が、〈四〉の巻五、都婦の記事の後に、〈延〉とほぼ同文の形で存在することから、〈延〉の⑩が独自の増補ではないこと、〈長〉が⑩を欠くのは文脈から浮き上がったため後改であること、〈四〉は問題のある⑧⑨⑩を切り捨て⑪は巻五に転用したことを論証した。〈四〉本文の指摘により、基本的にはそうした考えで間違いなからう。しかし、以上の問題は完全に解決された

(10)

わけではない。例えば〈延〉の記事が、①②（以上十八話）④⑤⑥（以上二十話）③（十九話）⑦⑧⑨⑩⑪と並んでいれば、本来⑧⑨⑩の記事は、③の前に位置していたという説明で分かりやすいが、実際は、〈延・長〉も共にそうした配列にはなっていない。それは、日下力①が、⑧⑨⑩の記事は、⑥の「相撲節記事のちに入れるのが最も妥当であったはずである」（三二二頁）と指摘するとおりである。〈延〉の配列では、③の記事によって本来は一連の記事であったはずの①②④⑤⑥の記事を分断され、他方本来接続するべき③と⑦がこれもまた分断されている（今井正之助三四―三六頁）。以上からも、⑧から⑩の記事を、③の前に持ってくれば解決するわけではないのである。なぜ③の記事が、様々な問題をもたらす形で現今の位置に据えられたのか、こうした不可解な編集錯誤が行われた事情については、まだ解決しなければいけないことが多い。一方、編年的な問題として読み取らない論もある。遺稿集となった論の中で、美濃部重克①は、当該話から『平家物語』においては主題部であり、直前の記事までが導入部と読む。故に、主題部の冒頭に付された「其比」という表現は、語り物文芸の語りだしに冠される「さてもその後」という表現に通じる、時期を言う際の緩い表現と理解すれば良いかとする。但し、「其比」という曖昧な表現は導入部と主題部の区切り目を見えなくした、著しく糊塗的な表現であることは認める（一六三頁）。○大政大臣ヲ申サセ給ハンガタメニ 師長の左大将辞任の理由を、太政大臣任官のためとするのは、他に〈延・南〉。〈四・闕・屋・覚〉は理由不記。〈長〉は、前項注解に記すように、左右大将を重盛と宗盛に任官させようとの清盛の思いに気付いたためとする。師長の太政大臣任官の実際の理由に

ついで、樋口健太郎は、次のように指摘する。後白河院と二条天皇が対立するという政治状況の中、忠通流の立場が二条親政派であったことから、これを掣肘するため、後白河院周辺が政策的に師長の還京や昇進を許した。後白河院は、院権力の中に包摂される摂関候補者として師長を位置づけ、重用した。しかし、平氏と後白河との関係が悪化すると、後白河は忠通流の基房と接近したため、師長は利用価値を失っていき、ついに、師長はその後の摂関への就任が閉ざされる太政大臣に就任することになったとする（一頁）。この樋口の研究に基づいて、元木泰雄^①は、さらに詳細に検証した。清盛が基通を娘完子の婿に迎え摂関の後継者としたことから、師長は清盛による支援を断念し、院近臣勢力の重盛や成親との関係を深めながら頼長流の復活を目指した。また、成親も師長を支援し、彼の権威と伝統を継承しようとした。こうして、摂関人事において、師長を推す成親と、基通を推す清盛との対立が鮮明になっていった。そうした師長が摂関候補から排除されるに至った一つの理由は、後白河が自身に対する謀反人の息子であり、配流という重大な瑕疵のある人物を摂関に就任させることに躊躇し、清盛に遺恨を有する基房と提携したことであった。今一つは、安元二年（一一七〇）の建春門院の死去で高倉の地位が不安定となったことにより、後白河は平氏と関係のない幼主を擁立し、清盛と王家との姻戚関係を断絶させることが可能となった。その結果、後白河や成親にとって、摂関人事で基通や彼を擁立する清盛と対抗する必要性が低下したことも、師長が太政大臣に就任することになった一因とする（一三四～一三八頁）。なお、元木泰雄^②は、『玉葉』安元二年十月二十九日条に「或人云、法皇皇子へ遊女腹、権右中弁親宗朝臣養之」

参内裏、主上養以為子、是又密儀云々、抑、兩人同時有此事、人為奇、疑可為儲式之器歟云々、後聞、件宮今日、参内延引云々」とあることに注目、後白河院が皇太子冊立を目的に高倉天皇に養子を迎えようとしたことを指摘、自らの権力を維持するために高倉が政務を行える年齢になる前の幼主への交代を意図していたのではないかと推論する（一〇七～一〇九頁）。なお、歴史側のこうした師長の任太政大臣への見方は、国文学の側では一般的になっていない。美濃部重克^①でも、後白河院は師長を太政大臣にしたかった。：師長の念願を叶えることであった。：父頼長の供養にもなる：強引なやり方をすればその地位には利用価値がある（一七二頁）とする。また今回の結果も後白河院と清盛との「談合」の結果だとする。しかし、「六条朝から鹿ヶ谷事件」までの時期における後白河院の人事権に関する歴史側の通説的な理解は、人事の全権を後白河院が把握していた時期で、清盛は太政大臣となった仁安二年以降摂政とともに院から補任者に関して諮問を受けるなど権力核の内部に入り込んだ時期であるという玉井力の理解である。美濃部がしばしば使用する後白河と清盛の「談合」を示す具体的な記述が『玉葉』で確認できない。また「談合」という用語がどのような概念で使用されているかわからないが、院と清盛が対等の関係で話し合いをしているようなイメージであるならば、歴史学の通説的理解とは異なることになる。玉井の「補任者に関して諮問」という意味であるならば広義の談合といえなくはないが、場合口の、人事権はあくまで院にあるという状況を意味する。その場合、兄弟の大将並立の意味が問題になってくるが、現時点においては明確に説明されているとはいえない。○大将ヲ辞申サレケリ 師長の左

大将の辞任は、安元三年（一一七七）一月二十四日。その同じ日に重盛の左大将、宗盛の右大将就任が決まっている。その意味からは、『平家物語』に記されるような、成親の猟官行動がなされるような余地はなかった。但し、『玉葉』安元三年一月二十五日条に、「内府可被昇太相之由、此両三年謳歌」とあり、噂の立った時期から猟官運動がさまざまに行われたとしても不思議ではない（美濃部重克② 二六頁、①一六三—一六四頁）。○後徳大寺実定卿 藤原公能の嫡男（公能については本全釈六一—二七頁参照）。生没年保延五年（一一三九）—建久二年（一一九二）。妹に「二代后」の多子がいる。〈延・長・南〉は、師長が左大将を辞した安元三年（一一七七）一月二十四日の時点で、実定を「一ノ大納言」（〈延〉六一ウ）とし、〈盛・屋・覚・中〉は、次段で「後徳大寺ノ実定ハ、一ノ大納言ニ」（〈盛〉）とする。この時の一の大納言は、源定房。実定は、永万元年（一一六五）八月十七日に大納言を辞しており（安元三年三月五日に大納言に還任している）、散位であった。但し、実定は、〈補任〉の傍書に「位定房上」とあるように、位階の面では定房よりも上臈であった（実定が正二位に叙されたのは、大納言を辞した永万元年八月十七日。この時定房は従二位で、正二位に上るのは翌仁安元年（一一六六）十一月十五日であった）。実定を「一の大納言」と言いうるのは、実定が大納言に還任した三月五日の時点で、上位の重盛も同日に内大臣に任官している（曾我良成二二—二三頁）。実定を「一ノ大納言」とする虚構の理由として、山下宏明は、「清盛ら平氏の専横を強調しようとする姿勢が見られる」（二〇九頁）とする。但し、実定は、徳大寺家の出で、大将就任に際して家格的に問題はなかった。またこの時点では散位であったが、権

大納言に還任させてから大将に任命する手続きを取れば大将就任は可能であった（曾我良成二三頁）。次段の「其中ニ、後徳大寺ノ実定ハ、一ノ大納言ニテ…」参照。○御理運ノ大将也 「理運」は「道理にかなっていること。特に裁判で勝訴するに足る法的根拠をもつこと」（日国大）。〈延・長〉同、〈南・覚・中〉「其仁にあたり給ふ由聞ゆ」（〈覚〉上—四三頁）、〈屋〉「其巡ニ当リ給ヘル由聞ユ」（五四頁）。実定こそ、家格と言ひ、官位と言ひ、才覚から言つても、大将となるに道理に適った人物であることを言う。成親の望みを「非分」とすることと対をなす表現か。○殿ノ三位中将師家ナンドヤ成給ハズラン 師家は、藤原基房の三男。家格的には問題はないが、師長が左大将を辞した安元三年（一一七七）段階では、三位中将になってはいない。〈補任〉治承三年条により経歴を見ると、「治承二 四廿六 昇殿。今日参内次加三元服（歳八）」とあり、安元三年時点ではたんなる童にすぎない。三位中将になるのは治承三年十月七日のことである。どちらにしても、大将任命には関わりようがない。このように絶対ありえなかったであろう大将候補として師家が物語に登場させられる理由として、日下力①は、『平家物語』執筆時にまだ生きていたかと考えられる人物（師家は、嘉禎四年（一一三八）十月四日に六十七歳で世を去っている）への、特別な作者の意識が感得できるとする。なお、〈盛〉は、本段記事①では、この時大将候補に名乗り出た人物として、実定と師家の名を挙げるが、関連する他の二箇所の記事では次のように記す。

②係シ程ニ、一二ノ大納言ニテ御座ケル徳大寺ノ実定卿モ、花山院ノ兼雅卿モ、様々ゾ被祈申ケル成親卿モ成給ハデ（一一—一四八頁）

③成親卿ハ指モ恐ロシキ夢ニ思止タリケルガ、猶本病発テ、徳大寺花

山院ニ越レンハ理運也。殿三位中将殿ニ被越奉ンハ、上臈ナレバ
イカダハスベキ、宗盛ニ越ラレヌルコソ口惜ケレト思ハレケレバ
(1—149頁)

②③では、実定と兼雅の名前を挙げ、師家の名は記さない。(盛)を含め、
他諸本の掲出状況を表にすれば次のようになる。

	④	③	②	①
〈四〉	兼雅	兼雅	兼雅	兼雅・師家
〈延〉	兼雅	兼雅	兼雅	兼雅・師家
〈長〉	兼雅	兼雅	兼雅	兼雅・師家
〈盛〉	兼雅	兼雅	兼雅	兼雅・師家
〈南・屋・覚・中〉	兼雅	兼雅	兼雅	兼雅・師家

以上からしても、〈盛〉の①には②③の記事に見るように、「兼雅」の名はあるべきだろう。〈四・延・長〉も、同様に不整合の形を示している。その点①②③の記事総てを「実定・兼雅」で整合させている。〈南・屋・覚・中〉は、こうした不整合本文を改変したのであろう。

兼雅については、〈盛全釈〉「花山院左大臣兼雅ノ御台盤所ニ成給ヘリ」の注解(五—四頁)を参照。藤原兼雅は、花山院家の嫡流で、家格的には問題はないが上席に藤原隆季・藤原実房等がいて、これを超越するにはなんらかの特別な背景が必要になる。また、〈補任〉(1—四八五頁)の平宗盛の傍書に「位兼雅上」とあり、宗盛が散位の状態から権中納言に還任された段階で、位階の面では兼雅は宗盛よりも下位になる。つまり順序として、宗盛を権中納言に還任する手続きを踏みさえすれば、宗盛が先を越しても異常な事態とはいえない(曾我良

成二三頁)。○新大納言成親卿、ヒラニ被望申ケリ 諸本同。『官職秘抄』によれば、大将の地位は「大臣。大納言。撰其人一任之」であるが、同時に大臣の項に「大納言中兼近衛大将「歴坊官」ともあり、大臣への登竜門的なポストでもあった。美濃部重克②は、「後白河院の強引な人事によって、自分がそのポストに就くのも夢ではないと考えて、獵官のためにさまざまな行為をした可能性はあり得たわけである」(二八頁)とするが、曾我良成は、「諸大夫」の資格である成親の一族は近衛の少将に任じられることすら「僭上之甚」(『台記』康治三年二月八日条)とうけとられたのであり、近衛の大将などとはとんでもない話であり、当時の貴族社会のどの要素をとってみても、成親が大将になる条件は見当たらない(二六頁)とする(他に、元木泰雄①一四四—一四五頁、元木泰雄②一〇六頁)。同様の事情は、同じく諸大夫であった藤原信頼が、「家にたえてひさしき大臣の大将にのぞみをかけて」(新大系一四七頁)「信頼などが身をもって大将をけがさば、いよくおごりをきはめて、謀逆の臣となり、天のために滅され候はん」(二五一頁)と記す『平治物語』の場合も同じであらう。両作品には、次のような近似点がある。①成親の所業を「天魔」の仕事とするのに対し、信頼と信西の対立を「天魔の二人の心にいりかはりけん」(新大系一四九頁)とする点。②信頼や成親は共に、家に不相应な大将の地位所望が断られたことにより乱が計画されたとする点。③密かに軍事教練をしたとする点。④抱き込んだ武将義朝と行綱に共に贈与がなされたとする点。⑤信西父子が、共に後白河院に諫言を呈する役回りで描かれている点。『平治物語』では信西が、『平家物語』では静憲がその役回りとして描かれる。⑥『平治物語』では、清

和源氏の頼政・光保・光基が、『平家物語』では同様に清和源氏の行綱が、清盛側に寝返るといふ土壇場の裏切りによって潰えてしまった事件として描かれている点（目下力②四六〇〜四六二頁。早川厚一①一四〜二二頁、②五〜八頁）。どちらかが一方の影響を受けていると考えられる。その点、『今鏡』の次の一節が問題となろう。「信頼の衛門督と申ししは、かの大徳が仲あしくて、かかるあさましさをし出だせるなりけり。御覚えの人にて、「いかなる官もならむ」と思ふに、入道諫むるをいぶせく思ひて、軍を起したりけるを」（全訳注『今鏡』上―四九五頁）。大徳とは信西を指す。乱の原因は、信頼と信西との確執にあり、後白河院の寵愛を得ていた信頼が、「いかなる官もならむ」と思ったことに対して、信西が諫言したことを信頼が根に持ったからだとする。信頼が、大臣や大将になろうとしたとはしないものの、乱の原因、両者の確執の描かれ方が、極めて『平治物語』に近いことに気付く。『今鏡』の成立は、嘉応二年（一一七〇）とも、承安四年（一一七四）八月十日以後、承安五年七月以前等と諸説あるが、平治の乱から十数年後には、『平治物語』に極めて近い、信頼と信西の二人の確執を語る物語が人々の口に上っていたと考えられる。とすれば、物語世界では、信頼は、後白河院の寵愛を頼み、おおけなくも大將任官を望み、そのことが二人の確執となって、信頼は、信西を亡き者にしようとしたという物語が作られたと想定することは可能ではなからうか（早川厚一②七〜八頁）。従って、『平治物語』が『平家物語』の生成に影響を与えたという目下力の仮説は、一応認められて良からう。

○内外二付テ 「内外」とは「式兵衛省進 内外官補任帳」（『殿曆』康和二年正月一日条）にある内官・外官の内外、すなわち内廷・

外廷のこと。『玉葉』に「泰親於内外有勤者也」（承安四年六月廿三日条）とあるように、同様の用例がある。すなわち、この場合、内廷においても、外廷においても任官運動を行ったということである。その具体的状況は不明だが、「内外」のいろいろな人脉を頼ったということであろう。〈盛〉「平大納言時忠卿ハ、内外ニ付タル執権ノ臣トゾ振舞ケル」（一―一三三頁）。○諸寺諸社ニ様々ノ大願ヲ立テ祈申「諸寺諸社ニ」とするのは、〈盛〉の独自異文。諸本の多くは、この後に、八幡宮と賀茂の上社での祈禱を記すが、〈延・長〉は、さらに下賀茂社を、〈盛〉は、さらに春日社をも初めに加えた上に、その他の「諸寺諸社」にも願を立てたとする。○春日ノ社ニ七箇日籠テ〈盛〉の独自異文。藤原氏の氏神故に書き加えたか。春日社に社参して官職を得た話は、『春日権現験記絵』等に見られる。また、『古今著聞集』巻一には、実定が密かに春日社に参詣したところ、大將昇進の託宣を受けたとの逸話が記される。しかし、今回はそれも適わなかったとする。なお、春日社でわが身の宿報を歎き八幡宮へ移り住む僧の説話（『古今著聞集』巻一・神祇三、『春日権現験記絵』巻一二第三話）からもうかがえるように、中世には春日大明神が八幡宮に参り大菩薩と議定を行うとされるなど両者には繋がりがあった（『愚管抄』巻七「八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト、昔今ヒシト議定シテテヲバモタセ給フナリ」旧大系三四七頁）。そういったことからの連想もあるか。

○貴僧ヲ八幡宮ニ籠テ〈四・闕・延・長・南・屋・中〉同（ただし〈四・延・南〉「或僧」、〈闕・長・屋・中〉「僧」とする）、〈寛〉「八幡に百人の僧をこめて」（上―四三三頁）。八幡宮は、石清水八幡宮を言う。石清水八幡宮は、貞観二年（八六〇）、奈良大安寺の僧行教

が八幡宮を勧請し鎮護国家を祈ったのが起源。勧請以前にあった石清水寺は護国寺と改められたが、「実際には八幡宮と護国寺は不二一体の宮寺であった」(『国史大事典』)。「同宮は当初神主も置かれず(神主設置は創建十数年後)、僧侶が中心となって経営されており、神社と寺院が融合した特殊な存在であった」(伊藤聡五五頁)。八幡大菩薩と称されていたように、菩薩号を授けられた他の神に先駆けて「八幡神は早くから仏教側の関心を引いていた」のであり、「江戸時代に至るまで、その運営の頂点は検校・別当と呼ばれる僧官であった」(岡田荘司編『日本神道史』二八六頁)。なお、石清水八幡宮に僧侶が籠もり祈請することは、『八幡愚童訓・甲』下「廿六日ノ初夜ノ時ヨリ、南都北京ノ持戒ノ律僧七百余人、当社ノ宝前ニシテ尊勝陀羅尼アリ。…七日七夜不_レ怠、一向一心ニ被_レ誦」(思想大系『神社縁起』一九一頁)など多数。○信読大般若 信読(真読)とは、文句を略さずに読むことで、六百巻の大般若経を略さずに総て読み上げることをいう。御橋惠言は、「信読とは信は真の借音にして訓読のことなりといふ」として『法然上人行状画図翼讚』を例に引くが(『平家物語證注』上二七八頁)、ここでは訓読の意とは理解しがたい。○高良大明神ノ御前ナル橋ノ木 「高良」の表記、〈長〉同、〈四・南〉「香良」、〈闕〉「河原」、〈延〉「瓦」、〈覚〉「甲良」、〈中〉「かうら」。〈屋〉は、「若宮ノ御前ニテ」とする。高良神社は、「撰社の一で、男山東北麓、一の鳥居内頓宮の西南にある。…社名は、貞観三年(八六一)の行教夢記に「川原神」とみえ(宮寺縁事抄)、「男山考古録」は古記に「瓦社」とも記しました「カハラ神社」と称したとする。同書は放生会の放魚式が行われた放生川のそばの山裾の小高い所に座したので、河原社と称

したといひ、のち当地に極楽寺・頓宮などが建てられ河原もなくなり、筑前国高良社(現福岡県久留米市)の神名と似ているので同社をここに移したと考えられて、高良の字が当てられたと述べる」(『平凡社地名・京都府』一六二頁)。「橋ノ木」(四・闕・延・南・覚)同、〈長〉「松」、〈屋・中〉不記。『八幡愚童訓』『大鏡』によれば、「八幡宮本殿の前左右にあり」(『平家物語證注』上二一八〇頁)。「八幡宮寺巡拝記」に、「若宮ノ御前ノ東ナル橋」(古典文庫三八『中世神仏説話』八三頁)、『八幡愚童訓・乙』に、「文暦年中、神輿宿院までくだらせ給たりしかば、武士共多く守護し奉。其下部一人酒に酔て、若宮の御前の橋を木につけながらあをのきてくいきりたりしが」(日本思想大系『神社縁起』二四三頁)とある。〈長〉が、「松」とするのは、『梁塵秘抄』「山鳩は何処か鳥栖石清水八幡の宮の若松の枝」(新大系一三六頁)と関わるか。○山鳩二羽出来テ、食合落テ死ニケリ 〈覚〉「山鳩三飛来ッて、くいあひてぞ死にける」(上二四三頁)とする他は、〈四・闕・延・長・南・屋・中〉同。山鳩は、「大菩薩ノ第一ノ仕者」であった。二羽の鳥が食い合つて死ぬ場面としては、〈盛全釈〉七二(三頁)とあつた。○大菩薩ノ第一ノ仕者也 〈四・闕・延・長・屋・覚〉同。「仕者」を、〈闕・屋〉「使者」、〈延〉「侍者」、〈中〉「ししや」。「仕者」「使者」は、共につかわしめ(神仏に仕える人や鳥獸)の意。『八幡愚童訓・甲』「承平七年十一月十七日ノ御託宣ニ曰、「舎衛国四闕牙上云処_ノ其所_ノ諸仏菩薩集_ヲ説法_ニ給_ト。其所_ノ紫鳥_上云鳥有。日_ノ三_ノ節廻_リ鳴音_ノ説法音楽_ヲ如_ク。其鳥_我我化_ス。其_凡凡夫_眼眼_鳩鳩_見見_ト告_給給_ヘバ、鳩ハ是吾神ノ御変身也」(日本思想大系『神社縁起』一九六頁)。○時

ノ別当聖清 〈四〉「別当」、〈鬪・長〉「別当浄清」、〈延〉「別当浄浄」、〈南〉「別当経清」、〈屋〉「檢校慶清」、〈覺〉「檢校匡清法印」、〈中〉「けんげう長清法印」。〈盛〉の記す「聖清」は、第十三代別当で世襲制度の例を開いた人物で（宮地直一、一四六頁）、『石清水祠官系図』によれば、「田融花山一条。檢校任十八年」とあり、長和二年（一〇一三）に八十九歳で入滅していて該当しない。他に、二十八代別当の「勝清」（濁音符を無視すれば、「浄清」「聖清」に通じる）は、嘉応三年（一二七一）二月四日に入滅してこれまた該当しない。該当するのは、〈屋〉の記す二十九代別当の「慶清」。文治三年（一一八七）十二月に五十八歳で入滅している。なお、同系図によれば慶清の叔母に、待宵小侍従と呼ばれた女性がいるほか、鳥羽院に美濃局として伺候し、道恵法親王、覚快法親王、双林寺宮を生んだ女性がいる。○神祇官ニテ御占アリ 神祇官の卜部により亀卜が行われた。「超自然的な意志を確認する主な方法は、律令官制のもとでは亀卜と式占とであった。前者は、神祇官の卜部が行ない、後者は、陰陽寮が司どった。先例などによって一決できない問題では、多くの場合この卜占が行われ、官と寮との結論が一致しない時は、神祇官の方が優先する例となっていた」（菅原昭英五六頁）。○天子大臣ノ非御慎。臣下ノ怪異 〈四〉「非^{サス}天子大臣御^ニ占^ル。臣下^ノ恠^ト」(三四右)、〈延・長〉「天子大臣ノ御慎ニ非ズ、臣下ノ御慎」(六二オ)。〈盛〉は〈四〉の「恠」のような本文から「怪異」としたか。〈四・延・長・盛〉は、天子・大臣の慎みと臣下の慎みに分けるのに対し、〈鬪・南・屋・覺・中〉は、「君の御つゝしみにあらず、臣下のつゝしみ」（〈覺〉上—四四頁）と、「君の慎みと臣下の慎みに二分する。小林美和は、『平家物語』では、

末代における人心の「慎」みの喪失が世界の崩壊を招くという構想のもとに叙述を進めているとした上で、天皇と上皇の確執から始まり、人臣の位の者の慎みのなさがこの世を崩壊に導く例として、ここでは成親の行為にそれを指摘する（二八—二九頁）。なお、大臣が臣下から除外されているのは、当時の大臣が主として皇室か摂関家の関係者、または外戚など、いわば天皇の身内的な人物しか就任していないことに関わるか。「当時、院近臣家だけでなく、一般貴族においても大臣就任は容易ではなかった。村上源氏の場合、摂関家との婚姻、堀河天皇の外戚を背景として白河院政初期に俊房・顕房兄弟が左右大臣に並び、顕房の息雅実が太政大臣に昇進したものの、そうした条件の喪失とともに家格を低落させ、大臣の維持に汲々となっていた。あるいは逆に崇徳・後白河の外戚閑院流や、近衛天皇の母美福門院や忠通と閑係の深い中御門流が、相次いで大臣に昇進していたことなどは、大臣昇進と天皇・摂関とのミウチ関係が不可欠だったことを物語る」（元木泰雄②八〇頁）。「大納言中兼近衛大将歴坊官」。并一世源氏。二世孫王。執柄大臣子息。后宮父、当今外舅等任之」(『官職秘鈔』群書五—五七七頁)。○賀茂上社 賀茂神社に官位昇進を願い叶った話は多い。『古今著聞集』に指摘すれば、「前摂津守以政四位の申文を賀茂社に捧ぐる事」（大系本六五頁）、「河内守繁雅賀茂の御前にて中原師方大外記拜任を夢見る事」（同前六六—六七）、「前大和守重澄賀茂社及び稲荷明神に祈請して兵衛尉と成る事」（同前六七—六八頁）、「大夫史淳方賀茂社に参籠し神告に依り禰宜祐頼の子祐継を師とする事」（同前六八頁）等に見られる。ただしいずれも自らが参詣、祈請したものであり、成親が他寺の僧を呼び出して祈禱させたのとは大き

く異なる。○仁和寺ノ俊堯法印ヲ籠テ〈盛〉では、賀茂社での祈祷の様を、①上社に俊堯を、下社に三室戸法印を籠めて祈祷②宝殿に雷落ちて炎上③下社に成親七日籠もり祈祷④「桜花賀茂ノ河風…」の託宣歌の順に記す。細部は若干異なるものの、同様の順に記すのは、他に〈四・鬪〉に対して、〈延・長・南・屋・覚・中〉は、細部の違いを無視すれば、③↓④↓①↓②の順。〈四・鬪・盛〉の場合は、先ず僧を籠めて祈祷させてだめだと分かると、さらに自らが籠もって祈祷したものの、拒絶を示す託宣歌を受けたとするもの。僧を籠めての祈祷がだめだと分かると、自らの力によって、何とか任官しようとしたというように、成親の任官への飽くなき執念を強調して描くこととなる。この前に記される八幡宮の場合も、僧を籠めての祈祷であったように、賀茂でも先ず初めに僧を籠めて祈祷させ、それが叶えられないと分かると自らが祈祷したという形に改変したのである。なお、仁和寺の俊堯法印の名を記すのは、他に〈延・長〉。他本は、僧の名を記さない。この俊堯は、神祇伯源顕仲息で、法住寺殿合戦後に第五十八代天台座主になった俊堯〔玉葉〕寿永二年八月十四日条によれば、義仲と親昵とされる）ではなからう。恐らくは、系譜未詳だが、長寛三年（一一六五）公家御祈に孔雀経法を行った際に伴僧となった「俊暁」〔御室相承記〕が該当するか（〈延全注釈〉巻一―三五二頁）。それは、応保二年（一一六二）の僧綱および阿闍梨の歴史帳である高山寺旧感「究竟僧綱任」に記載される「俊堯〔大蔵卿云々〕」（横内裕人①二五九頁）と同人であろう。○孔雀経ノ法〈延・長〉

「真言秘法」。密教僧による修法は、天皇の息災・延命を祈祷するため不可欠のものであった。真言宗の公家護持の最重要修法には、仁王

経・請雨経・孔雀経・守護経・普賢延命・後七日等の修法があった。十一世紀前半までは孔雀経法には、東寺長者が勤修していたが、仁平三年八月には、御室覚法は、「門跡相承本尊大孔雀明王同経壇具等」を御室以外の者が使用することを禁じ、本尊仏具の独占を図った。こうして十二世紀後半には、王家護持の大法たる孔雀経法は、仁和寺御室の独占的管掌下に置かれていた。院権力は様々な密教修法の内でも、孔雀経法を特に優遇していた（横内裕人②四四〇―四五五頁）。『古事談』巻三―八七「仁和寺の人云はく、「請雨経法は醍醐なり。孔雀経は仁和寺の人修すべきなり」と」（新大系三四九頁）。〈盛〉では巻十「中宮御産」に「又仁和寺守覚法親王、孔雀経ノ御修法、天台座主覚快法親王、七仏薬師ノ法…」（二―八一頁）とあり、巻二十七「源氏追討祈」に「仁和寺守覚法親王ヲバ、九条大納言有遠承テ、当寺ニシテ孔雀経法」（四―一八七頁）とあるように、仁和寺を代表する修法であった。孔雀経法を修する説話が多いが、例えば「真言伝」巻七・二品法親王覚法の条に「美福門院御産ノ御祈令修孔雀経ノ法」、鳥羽院御癒病事アリ。…法親王孔雀経法修玉フ」〔対校真言伝〕勉誠社四八〇―四八一頁）とあるように、いずれも王室の産や病氣平癒、また祈雨のために修法されるものであった。〈盛〉がここで孔雀経法を特筆することには違和感がある。この後下若宮では外法の茶吉尼法を修させたことと対比させて、成親が個人の任官のために不相応の孔雀経法を修させたとも読めるか。○下ノ若宮〈延・長〉同。〈四・鬪・覚〉は、賀茂上社での祈祷のみを記し、〈南・屋〉は、賀茂社での祈祷を記す。「下の若宮」がどこを指すのか未詳。下賀茂の若宮かとする説もあるが、下賀茂に若宮はなく特定できない。上賀茂には、『山城名

跡巡行志」に「若宮在本社東傍」とあるが、「下ノ」とする事情が不明（延全注釈）巻一—三—二頁。また、『大鏡』巻四（旧大系一六八頁）や『今昔物語集』巻三十一第二十六話に見える「打臥ノ御子ト云フ巫女」に「賀茂ノ若宮ノ託セ給フ」とある「賀茂の若宮」については、『梁塵秘抄』二四二番「神の家の小公達は、…賀茂には片岡」（新大系七一頁）とある上賀茂社の摂社である片岡社のことと考えられている。この後、宝殿に賀茂神の怒りを示す雷が落ちたとすることからすれば、賀茂別雷大神が祭神とされる上賀茂の若宮と考えるべきか。○三室戸の法印某 〈延・長同。法印某〉は未詳。宇治市にある三室戸寺は、天台宗寺門派の寺院として、平安時代には王朝貴族の崇敬を受けると共に、本尊の金銅仏千手観世音菩薩の靈験が世に聞こえ、観音信仰の聖地として人々の崇敬を受けていた。平安後期ともなると、靈験あらたかな観音の霊場が世間に広く喧伝され、霊場（札所）を巡拝し、参籠祈願を行なう巡礼の風習が広まった。初期の西国三十三所巡礼では、三室戸寺が巡拝の最後となっている。こうして中世の三室戸寺は、これまでの貴族の寺から、修験と西国巡礼の聖地として、観音信仰の中に蘇った（藤井学・守屋茂一三七—一三九頁）。なお、〈四・延・長・盛〉には、怨霊と化した頼豪が、敦文親王を取り殺そうとしたため、頼豪の霊をなだめるべく「智証ノ門徒一乗寺・三室戸ナド云貴僧」（盛）2—1—10二頁）に命じて祈させたが効験なかったとして「三室戸」が引かれるが、この場合の一乗寺は増養、三室戸は藤原隆家の息隆明のこと（延全注釈）巻三—二—四頁。○茶吉尼ノ法 〈延・長・覚同。四・闕・屋・中〉「外法」、〈南〉「大法秘法」。茶吉尼天については、〈盛〉巻

一「同人行陀天」の「貴狐天王」の注解（盛全釈三—一—四頁）参照。美濃部重克③は、〈盛〉には、清盛の一門と成親の一門とに類似性を見ようとする解釈が施されていて、緩い形ではあるが、構造的な相似性があるとする。具体的には、両者が政治的立場の相違と自らの深い欲望の故に悲劇的な衝突をして骨肉の悲しみを招来することになるのだが、そのような順逆の因縁の浅からぬ両者の盛衰について、〈盛〉は、非分の望み故の吒天の修法（清盛の場合は、巻一「同人行陀天」にその原因を求め、またその運命を盛者必衰の具現であると説明することによって、両者の奇妙な相似性を暗示すると読む（一八六—一八七頁）。なお、『溪風拾葉集』巻三九「吒枳尼天秘決」に「此吒天法者、東寺・三井派委細相伝、山門無之」（六三三頁）とあり、寺門派の流れを汲む三室戸寺の法印が茶吉尼天法を修したとすると符合する（本全釈三—一—八頁）。○七箇日ニ満日 〈延・長〉「七日ニ満ル夜」（延）巻一—二—ウ、〈覚・中〉「百日おこなはせられるほどに」（覚）上—四—四頁、〈四・闕・南・屋〉不記。次項参照。○晴タル空俄ニ曇、雷電雲ニ響キ 〈盛〉の場合、晴れていた空が俄に曇りとするように、落雷のあった時間帯を日中のこととするのだろうか。その点、〈延・長〉は、祈禱を初めて七日目の夜のこととする。〈四・闕・南・屋・覚・中〉は、落雷のあった時間帯は不明。○天地震動スル事二時バカリ有テ 激しい雷雨が「二時」程続いた頃とするのは、〈盛〉の独自異文。○彼宝殿ノ後杉ニ雷落係テ燃ケリ 宝殿の後の杉の木に落雷したとする点、〈四・闕・延・長・南・屋・覚同。中〉「わかみやのうしろの大ききに、いかづちおちかゝり」（上—四—五頁）。宝殿の前には、梶尾明神があった。この神社は、上の社の坤、権殿の前にあった

〔神道大系神社編賀茂所収『瀬見小河』一四〇頁〕。『本朝世紀』「賀茂別雷神司言上、去九月廿日申時大風御宝殿前奉祝梶尾明神々木、口五尺顛倒時被打破損舎屋等事」（国史大系八八五頁）。正殿・権殿・梶尾社・若宮社の位置関係については、「賀茂別雷神社社頭絵図」（『神社古図集』一七図）に詳しいが、宝殿の後に落ちた雷火により若宮が延焼したという本文による限り、落雷したのは、やはり宝殿の後の杉の木と考えるべきだろう。○雷火他ニ不移トコソ云伝タレドモ〈盛〉の独自異文。類例未詳。○若宮ニ移テ社ハ焼ニケリ〈四・闘・延・長・南〉同、〈屋・覚・中〉「宮中既にあやうく見えけるを、宮人どもおほく走集まッて是をうち消つ」（〈覚〉上―四四頁）。但し、〈覚〉の「宮中」、〈屋〉「御宝殿」、〈中〉「しやだん」。ともに「正殿」のことであろう。○神ハ不稟非礼 〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。出典は高橋久子によると『論語集解』所引の包咸注だが、他に『玉函秘抄』『明文抄』『管蠡抄』等の類書にも載る。他に、『実語教注』『春秋ニ云ク、神非礼ヲ享ケズト云ヘリ。論語ニモ同、此旨有。神ハ正直ノ頭、ニ宿リテ、其人ヲ守リ玉ヘリ』（酒井憲二、二〇八頁）、『教訓抄』（古代中世芸術論二六頁）、『龍田』（謡曲二百五十番集二二〇頁）等。〈盛〉には、他に、①卷六「小松殿教訓父」に「其上日本ハコレ神国也。神ハ非礼ヲ受給ハズ。而ニ君ノ思召立処道理尤至極セリ」（一―三九〇頁）、②卷十六「將軍塚鳴動」に「今又及遷都ケルコソ不思議ナレ。守護ノ仏神豈稟非礼給ハンヤ。四海ノ黎民其歎幾許ゾ」（二―五三七頁）、③卷十八「孝謙帝愛道鏡」に「雲ノ中ニ衣冠ノ俗アリテ云、神ハ不稟非礼、必守正直者。我ハ是宇佐八幡大菩薩也」（三―一〇二頁）とある。①②では、清盛の振舞もまた神に受け入れられないものであ

るとされる。当該記事と①②の記事とは、先の「茶吉尼ノ法」の注解で触れたように、清盛の一門と成親の一門とに類比性を見ようとする解釈が施された箇所と見なせよう。なお、高橋久子は、文書・軍記物語に多く用いられたこの表現のうち、「非礼」の表記が一部「先例にはない」意として用いられた実例を検討し、そこから「非例を享けず」の表記と通用する現象の背景を探る。当該句は諸本「非礼」「非例」両様に表記され（次項参照）、「典型的な、漢字通用のケース」（高橋久子二五頁）と指摘できる。○非分ノ事ヲ祈申サレケレバ、係ルフシギモ出来ニケリ 〈四・闘・延・長・南・屋〉は、〈四〉「被_{ける}に祈白非分の事_を神_に不_レ受_下非礼_をスル事_も出来_キナリ」（卷一―三四右―三四左）、〈延〉「神ハ非例ヲ稟給ハネバ、カ、ル不思議出来ニケルニヤ」（卷一―六二ウ）、〈屋〉「神ハ非例ニ不_レ請_ト申_ス此大納言非分ノ大将ヲ祈申サレケレハ加様之事_も出来_ルケルニヤ」（五六頁）と一部が一致するのみだが、〈覚・中〉は、〈覚〉「神は非礼を享給はずと申に、此大納言非分の大将を祈申されければにや、かゝる不思議も出来にけり」（上―四四―四五頁）とほぼ一致する。○大納言ハ、「僧モ法モ軽テ信心ガナケレバコソ、神モ不法ノ祈誓ヲトガメテ、加様ノ懈怠モアレトテ 〈盛〉の独自本文。同様の構成を取る〈四・闘〉では（注解）「仁和寺ノ俊堯法印ヲ籠テ」参照）、この後に、成親による賀茂社への百日詣に接続するのだが、〈盛〉では、僧による祈禱が叶わなかったのは、僧や祈禱の法も軽くて信心がないからこそ、神も今回の不法の祈誓を咎めたのだろうとして、この後自ら精進をして祈誓を続けたとする。成親の大将任官への飽くなき執念を強調して描く形。同時に、僧・法の信心よりも自らが上とする驕り高ぶった成親の心情が強調され、後

述の「赤衣ノ官人」による懲戒と呼応している。○七日精進シテ、下社ニ七箇日籠テ（四・闘）は賀茂社（闘）賀茂上社）への百日の日詣で、〈延・長〉は、賀茂上社に七箇日、下社に七箇日の日詣でして百度、〈南・屋・覚・中〉は、賀茂上社（屋）賀茂社）へ七夜参つたその七日目のこととする。『三國伝記』賀茂ノ明神ニ七日参籠シテ、毎日一万巻ノ心経ヲ誦シテ法樂シ、下向ケルニ（中世の文学下—二九九頁）、『生田敦盛』夢になりとも父の姿を見せて賜はり候へと。賀茂の明神へ祈誓有るべき由仰せられ候ひて。一七日詣で給ひ。今日は早満参にて候ふ程に（謡曲二百五十番集一四〇頁）。○夢現トモ覚エズ 次段に、「成親卿ハ指モ恐ロシキ夢ニ思止タリケルガ」とあるように、夢とも現とも見えた光景は、実際には夢の中の光景であったことになる。○赤衣ノ官人二人来テ 赤衣の官人が二人来て、成親を社頭の白砂に引き落とす趣向は、〈盛〉の独自異文。「赤衣の官人」については、赤衣姿で描かれることの多い冥途の冥官が想起される（四全釈）卷十一三七頁）他、「赤狩衣、白衣、布袴をきて、白杖を持っていた」（新訂『官職要解』一五三頁）とされる罪人を追捕するのを職とした看督長のイメージも重なる（校注盛）六一—一九頁。頭注七）。さらに、〈盛〉卷十七「源中納言夢」では、「赤衣ノ官人」を、「西坂本ノ赤山大明神」（三一四五頁）として描く。赤山明神は、佐々木進によれば、当初は慈覚大師の守護神として登場したのだが、その後三井寺の戒壇問題もからみ、山門全体の護法神となったという。その護法神としての性格が強められた結果、赤山明神はそれまでの把笏する姿から、弓箭を執る姿に変容することになるが、遺品の上で弓箭を執るようになるのは南北朝時代まで待

たなければならぬという（一四頁）。ただし辻本恭子①は、天曆三年（九四九）の奥書の『赤山靈神縁起』に「奉獻弓箭」とあり、鎌倉期の「山王垂迹曼荼羅」にも赤衣・弓箭の描かれたものがあることを指摘する（一四八頁）。延暦寺山内寺院蔵「日吉山王垂迹曼荼羅図」（鎌倉時代、図録『神仏います近江』二〇一一、大津市歴史博物館他）（三三六頁）などのことを指すか。また、辻本恭子②は、〈盛〉には、比叡山の威力を顕示するために、赤山明神伝承が意図的に取り込まれているという（一四〇—一五頁）。とすれば、〈盛〉のこの独自記事にも、赤山明神のイメージを重ねて読むことも可能であろうが、ここで赤山明神を積極的に持ち出す必要はないとも考えられる。次項参照。○大納言ノ左右ノ手ヲ引張、社頭ノ白砂ニ引落ス 〈盛〉卷五「成親以下被召捕」の、鹿谷の変で、清盛に呼び出された成親が、尋問を受ける折の記事を思い起こさせる。「中門ノ外ニ恐シゲナル者二人立向テ、大納言ノ左右ノ手ヲ取、天ニモ揚ス、地ニモツケズ、引持テユキ、モトヅリヲ取テ打臥ケル儘ニ」（一—三二八—三二九頁）。あるいは、〈盛〉卷十七「源中納言夢」で、平家を擁護する厳島明神が、赤衣の官人〓赤山明神に門外に追い出される場面をも想起させる。〈盛〉「謀臣ノ方人所望希性也。ソクビ突ト仰ケレバ、赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突出ス」（三—四五頁）。○大明神、御殿ノ戸ヲ推ヒラカセ給ヒテ 〈盛〉では賀茂大明神が影向したと明示する。賀茂大明神の具体的な姿を記すのが、〈四〉で、参詣先は上賀茂社か下鴨社か不明ながら、「束帯装束の上臈出来^{リトテ}笏^{ヒテ}昇^{ヒテ}合^{ヒテ}」（卷一—三四左）と束帯姿の男性であるとする。〈延・長〉も同様に参詣先はどちらか不明ながら、「ユ、シク気高女房ノ御声ニテ」（〈延〉六二オ）

とする。ただし、必ずしも大明神の声とするわけではない。他に、〈南
「ケダカキ御声ニテ」(上―九三頁)、〈屋・覚〉「ゆゝしくけだかげな
る御声にて」(〈覚〉上―四四頁)は男女いづれかは不明。〈盛〉の記
述では、大明神の影向の姿が男性か女性かは不明である。なお、『古
事談』五―十四は、賀茂社に通夜する範兼が「片岡社の辺にして、「大
明神の御本地は何にて御坐すやらむ」と祈請して、きと睡眠する間、
端嚴なる女房出現せしめ給ふ」(新大系四五―二頁)と女性が現れたと
する。おそらく上賀茂社に参詣した折のことであろう。この後女房は
本地の観音に変ずるので、大明神が女房姿で影向したことになるうか。
「三十番神像」での賀茂大明神は男性の束帯姿で描かれることが一般
的なようである。また、賀茂大明神が御殿の扉を開いて現れたとする
説話に、『発心集』八―十二、『古事談』五―十三などがある。○桜
花賀茂ノ河風恨ナヨ散ヲバワレモエコソトゞメネ 下句を、〈四・闘・
延・長・南・屋・覚・中〉「チルヲバエコソ留メザリケレ」(〈延〉
六二ウ)とする。〈延全釈〉(巻一―三五―一頁)が指摘するように、下
句は、『貫之集』四九、『新古今和歌集』一〇八に一致する。『新古今
和歌集』「わが宿のものなりながら桜花ちるをばえこそとゞめざりけ
れ」(新大系四八頁)。○大将ノ所望ハヤミニケリ 成親の大臣への
所望がいったんは断念されたとするのは〈盛〉のみ。他本は〈延〉「成
親卿、是ニモ思知ザリケルコソ浅猿ケレ」(1―六二ウ)のように、
神の諭をも弁えずに大将を望み続ける成親像が描き出される。〈盛〉
の場合、一旦は諦めた大将の地位を得たのが宗盛であることを知って、
再び「本病」を発するという独自の展開となっている。○斑足王
『賢愚経』や『仁王経』に見える話で、『壺囊鈔』や『三國伝記』『宝

物集』『曾我物語』等に取りられている。『三國伝記』(巻二―七)によ
れば、次のような話。自分に背いた一千の王を捕らえ山神に捧げよう
とした斑足王は、九百九十九人の王を捕らえ、一千人目の王として普
明王を捕らえた。普明王の歎きが殊更に深いのを怪しんだ斑足王は、
普明王がある沙門と交わした供養が遂げられないことであることを知
ると、普明王を一日返した。其後戻ってきた普明王が死に臨んでも喜
んでいるのは、沙門から法を聞いたからであると知ると、斑足王はそ
の法文を所望した。その法文を聞いた斑足王は、邪見を改めて、千王
を本国へ返したという。〈延〉巻十二―二十五 法皇小原へ御幸成ル事
に、「昔ノ普明王ハ斑足王ニトラレテ、九百九十九王ヲ可被誅数ニ入
給タリケルニ、『吾々沙門供養ノ願アリ。枉テ黠ノ暇ヲエサセヨ』ト
申テ、八偈ノ文ヲ誦シケレバ、即ユルシテ帰ケルトカヤ。サシモノ悪
王ソラ情有ト申伝タリ」(6―八九ウ)とある。○カムエムカシウ
斑足王その人に関わる説話は見られるが、臣下に関わる話は未詳。
帝の臣下が、高位を神に祈ったものの神の怒りを受け、雷に打たれる
という点からは成親話に相似する。○星御門 未詳。なお、佐々木
紀一が紹介する『年代記配合抄』(広本。内閣文庫本)に、「田村丸ノ
父ハ天竺平沙羅国ニ星ノ御門、日本へ流伝御時、越前国ニテ悪女ト云
女ニ不浅一度ノ契ヲ結玉フ、故ニ悪女申腹ニ四月宿リ玉フ、従三位
号坂上ノ田村丸將軍ト」(五六頁)とある。関連は不明だが、広本の『年
代記配合抄』の記事の一部は、『平家打聞』や『王年代記』に一致す
るといふ(五七頁)。〈盛〉の当該説話が、そうした本から引用された
可能性もあろう。○日唯季通 「日唯」の読み(ただ、てるただ、
ひただ等)等を含め未詳。○山王ニ祈申シカバ、神ニ被罰亡ニキト

イヘリ 〈盛〉には、日吉山王の、崇りをなす恐ろしい神の側面が、より強調されて描かれる場面が多出する（辻本恭子③四〇七頁）。

○両説可尋 「カムエムカシウ」と「日唯季通」の件の真偽について探るべしとする。字義どおりに取れば、これらの両説は、〈盛〉編者による創作ではないということになる。こうした話を聞くが、その真偽を探るべきと云うのである。こうした別記文における〈盛〉編者の姿勢は、〈盛〉巻四十四「三種宝剣」の終わりに付された別記文に

【引用研究文献】

も見られる。〈盛〉「此事沙門道行ハ、天智天皇七年ニ盜之。タトヒ三年行タラバ、天智天皇九年歟十年歟事也。天武天皇朱鳥元年ハ、十四年ヲ隔タリ。此時熱田ヘ送遣スト。両説不実、可決」（6—二〇頁）。この場合の両説とは、新羅の沙門道行が何度も草薙の剣を盗もうとしたが失敗した件と、朱鳥元年に天武天皇の病により、草薙の剣を熱田の社に納めた件を指すが、この両説は事実ではないというのである。こうした考証姿勢は、両記事に共通するか。

*伊藤聡『神道とは何か』（中公新書二〇二一・4）

*今井正之助「嘉応相撲節・待宵小侍従—延慶本平家物語の古態性の検証・続—」（長崎大学教育学部人文科学研究報告三〇、一九八一・3）

*岡田莊司編『日本神道史』（吉川弘文館二〇一〇・7）

*日下力①『平家物語』原作者の構想力—物語世界への導入—（国文学研究二〇二二、一九九〇・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇二・4再録。引用は後者による）

*日下力②『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—（国文学研究七八、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

*小林美和『平家物語』の構想力—巻一・滅亡への序曲—（青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）

*佐伯真一「延慶本『平家物語』の〈編集錯誤〉について—第一本・三院崩御記事を中心に—」（『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5）

*酒井憲二「翻刻『実語教注』（山田孝雄博士旧蔵・富山市立図書館山田孝雄文庫蔵）」（調布日本文化一〇、二〇〇〇・3）

*佐々木紀一「中世諸書所引四部合戦状本『平家物語』近似本文について」（米沢国語国文三三、二〇〇四・12）

*佐々木進「赤山明神の像容について」（文化史学三八、一九八一・11）

*菅原昭英「夢を信じた世界—九条兼実とその周囲—」（日本学五、一九八四・10）

*曾我良成「安元三年の近衛大将人事—『平家物語』と古記録のはざま—」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）三三—1、一九九五・7）

*高橋久子「神は非例を享けず—漢字通用の一事例—」（学芸国語国文学三三、二〇〇一・3）

- * 武久堅「平家物語と経房の『吉記』—延慶本の編集過程について—」(広島女学院大学論集 三二、一九七二・12。『平家物語成立過程考』桜楓社 一九八六・10。引用は後者による)
- * 玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『日本の社会史』第三卷一九八七・9。『平安時代の貴族と天皇』岩波書店二〇〇〇・11再録)
- * 辻本恭子①「『源平盛衰記』の住吉明神—赤山明神造形に与えた影響について—」(『軍記物語の窓 第四集』和泉書院二〇二二・12)
- * 辻本恭子②「『源平盛衰記』の赤山明神」(日本文芸研究四九一—四、一九九八・3)
- * 辻本恭子③「『源平盛衰記』における日吉山王の働き—平家を追放する神—」(日本文芸研究五三三—三、二〇〇一・12)
- * 早川厚一①「『平家物語』の成立—鹿谷事件と二条・高倉兩帝の造形について—」(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)二四—1、一九八七・6。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- * 早川厚一②「『平治物語』成立論の検証—『平家物語』との関係について—」(名古屋学院大学論集(言語・文化篇)一八—1、二〇〇六・10)
- * 樋口健太郎「藤原師長の政治的位置—頼長流の復権と貴族社会—」(古代文化五七—一〇、二〇〇五・10。『中世撰関家の家と権力』校倉書房 二〇一一・2。引用は前者による)
- * 房野水絵「延慶本平家物語古態性の一証左—延慶本平家物語巻一、三院の崩御について—」(二松学舎大学人文論叢八、一九七五・8)
- * 藤井学・守屋茂「武家社会の成立—宗教と放生思想—」(宇治市史 2 中世の歴史と景観)宇治市役所一九七四・3)
- * 水原一「延慶本平家物語論考」(加藤中道館一九七九・6)
- * 美濃部重克①「観想—平家物語—」(三弥井書店二〇二二・8)
- * 美濃部重克②「『平家物語』の構成—鹿谷のプロットの発端の時期—」(南山国文論集一五、一九九一・3)
- * 美濃部重克③「『源平盛衰記』の解釈原理(一)」(伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。引用は後者による)
- * 宮地直一「八幡宮の研究」(理想社一九五六・12)
- * 元木泰雄①「『平清盛と後白河院』」(角川学芸出版二〇二二・3)
- * 元木泰雄②「『平清盛の闘い 幻の中世国家』」(角川書店二〇〇一・2)
- * 山下宏明「平家物語南都本に関する研究」(名古屋大学教養部紀要一三、一九六九・3。『平家物語研究序説』明治書院一九七二・3。引用は後者による)
- * 横内裕人①「高山寺旧蔵『究竟僧綱任』—解題および影印・翻刻—」(南都仏教八〇、二〇〇一。『日本中世の仏教と東アジア』塙書房

二〇〇八・2再録。引用は後者による。

*横内裕人②「仁和寺御室考―中世前期における院権力と真言密教―」（史林七九―四、一九九六・7。『日本中世の仏教と東アジア』塙書房）
二〇〇八・2再録。引用は後者による。

重盛宗盛左右大将

1 係シ程ニ、二ノ大納言ニテ御座ケル徳大寺ノ²実定卿モ、³花山院ノ兼雅卿モ、様々ゾ被⁴祈申⁵ケル成親卿モ成給ハデ、平家ノ嫡子⁶小松大納言重盛ノ右大将ニテ御座ケルガ左ニ遷リ、⁷弟ノ宗盛卿ノ中納言ニテ御座ケルガ右ニナリ、⁸兄弟左右ニ相並給ヘリ。大納言ノ上臈八人、中納言ノ上臈二人、十人ノ位階ヲ。越⁹テ成給ケルコソ優々シケレ。

其中ニ、後徳大寺ノ¹⁰実定ハ、一ノ大納言ニテ、才覚優長ニマシクケル上、¹¹家ノ重代也。¹²今度ノ大将ハ¹³理運¹⁴左右ニ¹⁵及¹⁶セ給ハザリケルガ、宗盛ニ¹⁷越¹⁸ラレ給テコソ、極¹⁹ナキ御恨ニテ有ケレ。定²⁰テ御出家モヤト申沙汰シケル程、大納言ヲ辞シ申テ²¹引籠²²ラセ給ケリ。²³成親卿ハ指²⁴モ恐²⁵ロシキ夢ニ思²⁶止²⁷タリケルガ、猶²⁸本病²⁹発³⁰テ、「徳大寺・花山院ニ³¹越³²レンハ理運也。³³殿三位³⁴中將殿ニ³⁵被³⁶越³⁷奉³⁸ンハ、上臈ナレバイカダハスベキ。宗盛ニ³⁹越⁴⁰ラレヌルコソ口惜ケレ」ト思ハレケレバ、如何ニモシテ、平家ヲ亡⁴¹シテ本望ヲ遂⁴²ント思フ心ノ付ケル事コソ⁴³不思議ナレ。平治ノ⁴⁴逆乱ノ時、事ニアヒ、⁴⁵越⁴⁶後中將ニテ既ニ死罪ニ被⁴⁷定シヲ、重盛其時ハ左衛門佐ニテ、⁴⁸兎角申テ頸ヲ⁴⁹続⁵⁰タル人ニ非ヤ、⁵¹信賴卿ノ有様ヲ⁵²目⁵³渡⁵⁴見シ「⁵⁵五人ゾカシ。父⁵⁶家成卿ハ中納言マデコソ至リシニ、其末ノ子ニテ、位ハ⁵⁷正二位、官ハ大納言ニ至リ、⁵⁸歳僅ニ四十二、⁵⁹大国アマタ賜⁶⁰テ、家中タノシク、子息所徒ニ至マデ飽マデ朝恩ニ⁶¹誇⁶²タル人⁶³ノ、何ノ不足アリテカ懸ル事思立給ケン。天魔⁶⁴彼身ニ⁶⁵入替⁶⁶、家ノ滅⁶⁷ズルニヤト⁶⁸浅猿⁶⁹。

【校異】 1 〈近〉 行の冒頭に「重盛宗盛左右之大将事」を傍記。 2 〈近〉 「しつていのきやうも」へ、〈蓬〉 「実定卿も」へ、〈静〉 「実定卿も」。 3 〈近〉 「くわさんのゐん」。 4 〈蓬〉 「成親卿も」。 5 〈蓬〉 「平家嫡子」。 6 〈近〉 「こまつの大なこん」へ、〈蓬〉 「小松内大臣」とし、「内大臣」の右に「大納言」を小書にて傍記、〈静〉 「小松内大臣」。 7 〈近〉 「おとうとの」、〈蓬・静〉 「弟の」。 8 〈近〉 「きやうだい」、〈蓬・静〉 「兄弟」。 9 〈静〉 「超て」。 10 〈近〉 「しつていは」、〈蓬〉 「実定は」、〈静〉 「実定は」。 11 〈近〉 「いへの」とし、右に「いゑ」と傍記。 12 〈近〉 「りうしん」とし、「し」に見せ消ち。 13 〈近〉 「さうに」、〈蓬〉 「左右に」、〈静〉 「左右に」。 14 〈蓬〉 「おはせ給はさりけるか」。 15 〈近〉 「こえられ給ひてこそ」、〈蓬・静〉 「こされ給てこそ」。 16 〈近・蓬・静〉 「程に」。 17 〈蓬〉 「引こもらせ給にけり」、〈静〉 「引こもらせ給ひけり」。 18 〈静〉 「成親卿は」。 19 〈蓬〉 「怖しき」、〈静〉 「怖き」。 20 〈近〉 「おこつて」、〈蓬・静〉 「おこりて」。 21 〈近〉 「くわさんのゐんに」、〈蓬〉 「花山院に」。 22 〈近〉 「こゑられんは」、〈蓬・静〉 「こされんは」。 23 〈近〉 「こえられたてまつらんは」、〈蓬・静〉 「こされ奉らんは」。 24 〈近〉 「こえられぬこそ」、〈蓬・静〉 「こされぬこそ」。

25〈静〉「不思議なれ」。26〈蓬〉「越後中將にて」。27〈静〉「継たる」。28〈近・蓬・静〉「まのあたり」。29〈近〉「かせいのきやうは」。〈蓬〉「家成卿は」。〈静〉「家成・卿は」。30〈近〉「正三位」。31〈近〉「とし」。〈蓬・静〉「年も」。32〈近〉「給はつて」。〈蓬〉「給て」。〈静〉「賜て」。33〈近〉「家のうち」。〈蓬〉「家中」。34〈近〉「ほこりたり」とし、「たり」の「り」に見せ消ち、右に「る」を傍記。35〈蓬・静〉「ノ」なし。36〈近〉「な」の」。37〈近〉「いりかはり」。〈蓬〉「入替」。〈静〉「入替」。38〈近・蓬〉「あさまし」。〈静〉「浅増」。

【注解】○二ノ大納言ニテ御座ケル徳大寺ノ実定卿モ 延・長・盛・南・屋・寛・中は、実定は、この時、「一ノ大納言」であったとする。

但し、師長が左大将を辞した時点では、実定は一の大納言ではなく、散位であった。前段注解「後徳大寺実定卿」参照。なお、「二ノ大納言」とは、一、二番目に位置する筆頭格の大納言の意とも解しうる。

〈盛〉「入道ノ内ニハ競コソ一二ノ者ヨ」(2―三六六頁)。しかし、こ

の後、実定を「一ノ大納言」とすることからも、一番目と二番目の大納言である実定と花山院兼雅の意と解すべきであろう。但し、この時、兼雅は権中納言であった。○花山院ノ兼雅卿 前段注解「殿ノ三位

中将師家ナンドヤ成給ハンズラン」参照。なお、承安三年(一一七三)

四月に、前年の院御所三条殿造宮の勲賞として権中納言成親は従二位に叙せられており、同じく正三位権中納言であった兼雅を超越し、以後は常に成親が兼雅の上席にあった。安元元年十一月、成親は清盛が

推す邦綱をも超越して正二位権大納言となっている。この時兼雅は従二位権中納言。○様々ソ被折申ケル成親卿 前段における、成親

の諸寺諸社での祈誓を指す。ここでそのことに触れるのは〈盛〉のみ。○小松大納言重盛ノ右大将ニテ御座ケルガ左三遷リ 蓬・静

は、重盛の呼称を「小松内大臣」とする。この時重盛は大納言。安元三年(一一七七)一月二十四日に、右大将から左大将に任官、同年三月五日に任内大臣。『玉葉』申刻見聞書。権大納言邦綱、左大将重盛

右大将宗盛。此外雖甚多不能具注」。○弟ノ宗盛卿ノ中納言ニテ御座ケルガ右ニナリ 宗盛は、前年の安元二年(一一七六)十二月五日に、権中納言を辞している。これは、同年七月八日の建春門院崩御によるため、安元三年一月二十四日に権中納言に還任している。

還任した当日に右大将を兼任したことになる。○兄弟左右ニ相並給ヘリ 前々項の注解に引いた『玉葉』に見るように、重盛・宗盛兄弟

による左右大将就任は、邦綱の権大納言就任と共に目を引くものであった。これまでの兄弟で左右大将に並んだのは、『平家物語』も特

筆するように、総て「摂祿ノ臣ノ公達ナリ。凡人ニトリテ無先例」(「平家一門繁昌」本全釈四―二四頁)だった。その点、今回の兄弟による

左右大将の就任は、重盛単独の右大将就任とは比較にならないほど、大きな意味を持っていた。また、今回宗盛は、権中納言で右大将を兼任しているが、通常大将の地位は大納言以上が兼ねるものであった。

中納言以下で大将に任命された者のほとんどは、摂関家の子弟であり、この場合においても、かなり異例な待遇であった。しかし、今回の人事は後白河上皇の意図による人事であった。また、宗盛の右大将拜賀

の際も、蔵人を手配したのは、『玉葉』安元三年二月三日条によれば、後白河上皇であった。今回の人事は後白河上皇主導で行われたのであり、平氏の積極的な働き掛けによるものではなかった(曾我良成九一―一五頁)。一方、元木泰雄は、今回の右大将人事について、「おそらく

清盛や時子は、後白河・成親に近い重盛の権威上昇に対抗するために、宗盛を強引に推挙したのではないだろうか（元木④二四九頁）とする。ただ、「強引に推挙した」ことを明確に示す史料の根拠は示されていない。この時期の清盛が、「摂政とともに院から補任者に関して諮問を受けるなど権力核の内部に入り込んだ時期」であるという前提玉井力の理解に基づくならば、その際に宗盛を推挙したという可能性はないわけではない。あったとしても、それが「強引」であったかどうかは不明である。また、さらにそれが重盛の権威の上昇への対抗であったというのは、史料の根拠が示されない限りは元木自身が「ではないだろうか」とするように推測の上の推測ということになる。○大納言ノ上臈八人、中納言ノ上臈二人、十人ノ位階ヲ越テ成給ケルコソ優々シケレ（〈延・長・南・屋・覚・中〉は、「次男宗盛、中納言ニテ御ケルガ、数輩ノ上臈ヲ越テ右ニ被加ケルコソ、申量リ無リシカ」（〈延〉巻一—六三ウ）とやや簡略。〈補任〉によれば、この時該当する大納言としては、①源定房②藤原隆季③藤原実房④藤原成親⑤藤原実国⑥五人、中納言としては、①藤原邦綱②藤原宗家の二人。宗盛が権中納言に還任した時点では、他に権中納言には、藤原兼雅を始めとして八人いるが、〈補任〉に宗盛の位階は「位兼雅上」とあるように、上位に該当するのは二人である。『平家物語』では、藤原実定をこの時一の大納言とするが、この時は前権大納言（二月五日大納言還任）。その実定を加えても、六人にしかならない。○其中ニ、後徳大寺ノ実定ハ、一ノ大納言ニテ…この後の「定テ御出家モヤト申沙汰シケル程」まで、〈延・長・南・屋・覚・中〉ほぼ同。〈延〉「中ニモ徳大寺一大納言ニテ、才覚優長シ、家重代ニテ被越」給シコソ不便ナリシカ。

『定テ御出家ナドヤ有ラムズラム』ト世人申アヒケレドモ（巻一—六四オ）。後徳大寺の呼称は、祖父実能が徳大寺左大臣と呼ばれたことに対し、実定は後徳大寺左大臣とも称された。なお、この時、実定は一の大納言ではなく、散位であった。実定が、権大納言を辞して、従二位から正二位に叙任したのは、長寛三年（一一六五）八月十七日のこと。辞任の理由については、『古今著聞集』巻第一「二〇 後徳大寺実定春日社に詣でて昇任祈請の事並びに嚴島に参詣の事」（旧大系六一頁）によれば、同じ中納言にあった同族庶流の藤原実長に、応保二年（一一六二）二月二十三日に、先に従二位を越えられたことを恨みとして、大納言を辞し正二位を許されることにより抜き返したとする。この点については、『今鏡』においても、「官も辞し給ひて籠り給へるとかや。さばかりの英雄におはするに、人を越え給ふべきを、人に越えられ給ひければ、位にかへて越えかへし給へる、いとことわりと聞え侍り」（全訳注、中—六三八頁）とある。こうした実定の思いは、『玉葉』治承元年十一月六日条にも、除目に際して右大臣兼実の執筆を懇請する実定の手紙の中に、長年散位であったために経験がない自分が執筆を勤めることはできないが、「若又被超越下臈一者、生涯之恥也」と見えることから確認できる（細野千津子三九—四〇頁）。このように、『古今著聞集』や『今鏡』は、実長の超越を実定の大納言辞任の理由とするが、実際には当時の政治的状況と深く関わっていたとみられる。後白河と徳大寺家との関係は、藤原公能の女忻子が後白河天皇女御として入内（久寿二年（一一五五）十月）した結果、徳大寺家の勢力伸長は目覚ましく、実能は内大臣から左大臣に、公能は中納言から権大納言右大将に昇進し、実定は従四位上から

從三位を経て、摂関家の子弟なみに参議を経ず権中納言に直任されている(佐伯智広四三頁、中村文四三頁)。しかし、そのような良好な関係に亀裂が入り始めたのが、応保元年(一一六一)十二月の藤原実能の女育子(入内以前から藤原忠通の養女となり、入内の際には忠通の子実実の猶子になっていた)の二条天皇への入内であった。この育子入内により、後白河外戚として院政派の中核であった徳大寺家は、親政派に転じ、永万元年(一一六五)には徳大寺家司壹岐致遠の女所生の六条天皇が、育子の養子として即位している(佐伯智広四九、五六頁)。こうした後白河院と二条天皇・六条天皇との確執の中、永万元年(一一六五)七月に二条が死去した。二条天皇は死の直前に六条天皇に譲位、摂政藤原基実・右大臣藤原経宗・権中納言藤原実定・権中納言平清盛らが支える政治体制がしばらく維持されるが、翌仁安元年(一一六六)に摂政基実が死去すると二条―六条体制は完全に崩壊し、後白河院政が確立する(佐伯智広五九頁)。実定は、二条崩御の直後といふこの微妙な時期に権中納言を辞任している。そして空席となった権中納言に就任したのが平清盛であった。「大納言は大臣と同じく重要な儀式・行事の上卿(天皇の裁可を経た主催の公卿)を務める」(高橋昌明①六〇頁)。五味文彦は、摂政基実が執政を務める中での清盛の大納言就任は、二条の死と幼い六条天皇の存在が政治の不安をもたらし、社会に動揺をあたえ、朝廷を武力によって守護する武家という存在が必要とされたからであり、清盛を昇進させるために実定が大納言を辞退して二位に叙せられたと指摘する(一七〇―一七二頁)。川合康も、「清盛が権中納言に昇進したのも、摂政基実と清盛との親密な関係を前提とするものであった」と指摘する(一九頁)。こ

れに対して、元木泰雄①は、実定の辞任、清盛の権中納言昇進の背景に、清盛を取込むことで巻き返しをはかる後白河院の「六条派に対する抑圧と、強引な後白河の人事のあり方、さらに清盛と後白河との連携」を指摘する(七四頁)。結果的に、翌年の摂政基実の死去によって滋子・高倉を軸とした後白河と清盛の連携が成立する。こうして後白河院から睨まれ、一方で、実定が外戚的立場に拠って政治的影響力を増大させ、六条天皇の治世が継続する事態を何としても避けたかった清盛によって警戒された実定は、その後十二年間も三位のまま据え置かれることとなったのである(中村文四八頁)。こうした中、後白河院と清盛とは、滋子と高倉を介して、当初は緊密な関係を形成していた。高倉の皇位を安定させようとする点で両者の利害が一致したからである。後白河は、嫡孫とはいえ二条の皇子だけに自由に操作しがたい六条を排斥し、六条の外戚である徳大寺家等を抑えるために、高倉の外戚で武力も有する清盛との提携を必要としたためとされる(元木泰雄②三〇二頁)。その結果長い沈淪を経験することとなった実定は、和歌に没入し、歌林苑等に参入したりして、歌人としての声望を高めることになったとする(中村文六〇頁)。○才覚優長ニマシ／＼ケル上「才覚」は「才学」とも。(日国大)「才知と学問。学問。学識。『源氏物語』(絵巻)に、「いはけなきほどより、学問に心を入れて侍しに、すこしも才などつきぬべくや御覧じけむ、院のたまはせしやう、「才学といふもの、世にいとをまくする物なればにやあらむ…白高く生まれ、さらでも人におとるまじきほどにて、あながちにこの道な深く習ひそ」(新大系二一一八二頁)。「優長」は「すぐれていること。物事に長じること。またそのさま」(日国大)。竹鼻積は実定の才学ぶりを、

次のように指摘している。「実定は音楽・詩歌に秀でていた。音楽面では、『神楽血脈』によれば、神楽を多好方から伝授されて、神楽の本拍子をとっている『兵範記』に安元年十一月十七日。学才もあり、日記を多く所蔵し、とくに『花蘭左大臣記』八十余巻と『四条戸部記』百余巻とを秘蔵し、その他にも『漢家本朝之本書、抄物、其数及三万余巻』というほどの蔵書家であった『玉葉』承安二年閏十二月八日。実定自身も漢詩文に長じ、その詩才については、治承二年（一一七八）春の積奠に、「豈凶^{ラフヤ}并接^シ杏壇^ノ宴^ニ 衣鉢^{遂ニ}婦^{セト}四十^ノ春^ニ」と詠んだのを、永範が感嘆にたえずして落涙したという話（『古今著聞集』文学）が伝えられている。また『庭槐抄』という日記も書き残している。和歌については、『千載集』以下の勅撰集に七十八首入集し、家集に『林下集』があり、長寛二年（一一六四）八月歌林苑歌合、嘉応二年（一一七〇）十月住吉社歌合、建春門院北面歌合などにも出詠している（六四二〜六四二頁）。○家ノ重代也 家の重代の職であることを記すのは、他に〈延・長〉。実定の祖父実能は、仁平四年（一一五四）から久寿三年（一一五六）まで左大将、父の公能は、保元元年（一一五六）から永暦二年（一一六一）まで右大将であった。まさに、大将職は、徳大寺家の代々の職であった。「或時上皇信西を召て、『信頼が大臣の大将望みをかけ申はいかに。家の重代にあらね共、折により時に随ひゆるさるゝとこそ聞召るれ』と仰せ下さるれば」（金刀比羅本『平治物語』。大系本一九一頁）。○宗盛ニ越ラレ給テコソ、極ナキ御恨ニテ有ケレ 成親ではなく、実定までもが、宗盛に大将を越えられたことを恨みとしたことを明記するのは、他に〈四・南〉。後出的改変であろう。○定テ御出家モヤト申沙汰シケル程 〈盛〉

のように、世間の人々が、きっと実定は出家されるに違いないだろうと噂したとするのは、他に〈延・長・南・屋・覚・中〉。〈四〉は、大将を宗盛等に越えられたことを恨みに思い、実定自らが出家しようとしたとする。○大納言ヲ辞シ申テ引籠ラセ給ケリ 〈盛〉のように、実定が、大納言を辞し籠居したとするのは、他に〈長・南・屋・覚・中〉。〈四〉は、前項に見るように、出家しようとする実定を、家臣が諫める形。これに対して、〈延〉は、実定が、「籠居シ給テ、『今ハ世ニ有テモナニカセム、本鳥ヲモ切テ、山林ニモ交リテ、一向マコトノ道ニ入ラム』」（卷一―六四オ）と言ったとする。なお、実定の権大納言辞任は、永万元年（一一六五）八月十七日のことであり、重盛と宗盛が左右の大将に任官したのは、安元三年（一一七七）一月二十四日のことである。故に、〈長・盛・南・屋・覚・中〉のように、重盛や宗盛の大将任官を不満と思ひ、実定が権大納言を辞任したとの設定はありえない（細野千津子三五頁）。○成親卿ハ指モ恐ロシキ夢ニ思止タリケルガ… 〈盛〉は、この前後の話を、共に今回の大将人事に不満を持った実定と成親の対照的な行動を描く。具体的に示せば次のようになる。

- ① 実定、大将人事を恨み権大納言を辞し籠居（傍線部〈四〉）出家の意志を示す、〈延〉籠居
 - ② 成親、大将人事を口惜しく思い平家を滅ぼし本望を遂げようと思う
 - ③ 実定敵島詣
 - ④ 成親兵具を揃え軍兵を集め、平家討滅を策す
- 諸本の構成は次のとおり。

〈四・南〉

② ↓ ④ ↓ ① ↓ ③

〈闘〉 ② ↓ ④

〈延・長・中〉 ① ↓ ③ ↓ ② ↓ ④

〈屋〉 ① ↓ ② ↓ ④

〈寛〉 ① ↓ ② ↓ ④ ↓ ③ (巻二)

実定話を欠く〈闘〉以外の諸本は、実定と成親の対照的な行動を記すという点では共通する。その中で、〈盛〉は、実定と成親の話題を交互に挟み込みながら、対照的な両人の行動を追う。一方〈四・南〉は、成親の対応を記した後に実定の対応を対照させながら記す。これに対して、〈延・長・中〉は、実定話を先に記した後、成親話を対照させて記す。〈屋〉の形は、〈盛〉の形から③を取った形。〈寛〉は、〈屋〉の記事構成に、巻二に成親の死を記した後に③を記す形。○猶本病発テ『邦訳日葡辞書』「ホンビヤウ(本病)持ちまえるおもな病氣。他の突発的な病氣に対して言う。また、比喩。持ちまえる、あるいは、初めからの不品行、または、悪習。(本病が起った)あの人の悪い身持ち、または、悪癖が再び起こった」(二五九頁)。

『三人法師』「あら不思議や別に本病とはおぼえ候はず。人を恨みさせ給ふやらん。又は大事の御訴訟を御持ち候か」(旧大系『御伽草子』四三六頁)。

○徳大寺・花山院二越レンハ理運也。殿三位中将殿二被越奉ンハ、上臈ナレバイカハスベキ 先にも、「今度ハ後徳大寺実定卿、御理運ノ大将也。若又殿ノ三位中将師家ナンドヤ成給ハンズラント申ケル程ニ」(一―一四五頁)とあった。前段の注解「殿ノ三位中将師家ナンドヤ成給ハンズラン」参照。○宗盛二越ラレヌルコソ口惜ケレ 〈盛〉のように、成親の怒りが直接宗盛に向けられるのは、他に〈延・南・屋・寛・中〉。武久堅は、〈延〉の当該記事等から、

元来『平家物語』においては、成親宗盛の大将争い事件として構想されていたのではないかと考える(四四三頁)。一方、〈四・闘・長〉は、当該記事を欠くため、成親の恨みが、直接宗盛に向けられているように読めない。〈四〉「新大納言口惜と被_レける思_ハ余_リに為_レ何_カにモ亡_シテ平家_ヲ欲_フ遂_ヘと本望_ヲ」(三六左)。〈四〉は、この前に、邦綱が大納言に任官したことに対して、「此の邦綱の卿成_トけるモ一の大納言_ト大政の入道_ノ心の任_ト故_{ナリ}」(三五左)と記すように、成親等の怒りは、清盛に向けられていると読めよう。また、〈長〉の場合も、師長の大将辞任の理由について、「入道相国、年をへ、日にしたがひて過分になって、天下の事をわがまゝに執行し、重盛を大将になしたるうへ、次男宗盛を大将になさんと心にかけて其闕を伺ふよし聞せ給ける。おりふし松殿、かく事にあひ給につけても、一定大将はがれなんぞとおぼしめて」(一―六二頁)と記すように、成親等の怒りは、やはり清盛に向けられていると読めよう。そうした記事を記さない〈闘〉の場合も、怒りの対象は平家に向けられていると読むことになる。○平家ヲ亡シテ本望ヲ遂ント思フ心ノ付ケル事コソ不思議ナレ 諸本同。ただし「不思議ナレ」に当たる表現、〈四・闘・南・屋〉になし、〈延〉「オホケナケレ」(六六ウ)、〈長・寛〉「おそろしけれ」(四五頁)。この場合の「不思議」には「あるまじきこと、けしからぬこと」という批判的な意が込められている。〈盛〉は先の乗台事件の際にも、重盛が、資盛の供の者に対して「相具タル侍共ガ不思議ニ候」と批判的に語っている(本全釈八一―〇六頁)。さて、『平家物語』では、鹿谷事件は、成親の私怨がきっかけとなって生じた事件とする。また、この後に記される山門事件も、西光や師高・師経父子の私怨による譏奏から生じ

た事件とする（早川厚一①五四―①六一頁）。このように、事件の原因を、事件を起こした者の確執・私怨に求め、そこに事件の敗因を求めるという歴史叙述は、『保元物語』や『平治物語』においても同様に見られる。『保元物語』では、保元の乱を、皇位を争った近衛天皇や後白

河天皇との確執から生じた崇徳院の恨みにより生じた乱として描く。

あるいは加担した頼長の場合も、崇徳院の御代となして、思いのままに政治を執ろうとした頼長の野望から生じた乱として描いている。また、『平治物語』の場合も、平治の乱を、信頼と信西、義朝と清盛との私怨により生じた乱として描いている。そして、いずれの場合も、

それらの乱が、彼らの私怨から生じたものであったがために、いずれも失敗に終わったと、批判的に記している点も同様である（早川厚一

②一―②五頁）。○平治ノ逆乱ノ時、事ニアヒ、越後中将ニテ既ニ死罪ニ被定シヲ 当該記事を記すのは、〈屋・覚・中〉。成親は、平治の

乱の折は、越後中将。保元三年（一一五八）十一月二十六日任右中将、

同四年二月三日更越後守（重任）。なお、当該記事を含め、以下の諸本の記事構成は、次のとおり。記事要素を、次の①～④に分けると、

諸本の記事は次のように構成されている。

①平治ノ逆乱ノ時、事ニアヒ、越後中将ニテ既ニ死罪ニ被定シヲ、

②重盛其時ハ左衛門佐ニテ、兎角申テ頸ヲ続タル人ニ非ヤ、

③信頼卿ノ有様ヲ目渡見シ人ゾカシ。

④父家成卿ハ中納言マデコソ至リシニ、…天魔彼身ニ入替、家ノ滅ンズルニヤト浅猿。

〈四・闘・延・長・南〉

④③②

〈屋・覚・中〉

④①②

〈盛〉以外の諸本は、①か③を欠く形。注解「信頼卿ノ有様ヲ目渡見

シ人ゾカシ」参照。

○重盛其時ハ左衛門佐ニテ、兎角申テ頸ヲ続タル人ニ非ヤ

平治の乱の折の重盛の官職を記すのは〈盛〉のみ。その時の官職は、左衛門佐。保元二年（一一五七）十月二十七日任左衛門

佐。平治の乱の折、信頼に与同した成親が助命された理由としては、

『平治物語』に、「すでに死罪に定りけるを、左衛門佐重盛、『今度の

重盛が勲功の賞には、越後中将を申あづかり候はん」と、たりふし申されたりければ、死罪をば申なだめられてけり」（新大系二一五頁）

と記される。他に、平氏と成親の父家成・曾祖父顯季とは白河院政期以来、深い関係を結んでおり、平氏は成親の父祖の手助けを借りなが

ら、立身の階段を昇ったとも言えるような関係にあったため（高橋昌明②二一七頁）とも、『愚管抄』には、「成親ハ家成中納言ガ子ニテ、

フヨウノ若殿上人ニテアリケルガ、信頼ニグセラレテアリケル。フカ、ルベキ者ナラネバ、トガモイトナカリケリ」（旧大系二二六頁）

とも、「院ノ男ノオボヘニテ、成親トテ信頼ガ時アヤウカリシ人、流レタリシモ」（二四四頁）とあることから、重盛の嘆願も行われ、

蜂起に関する罪は不問に付され、一方、事件の謀議などでは重要な役割を果たしておらず、事件に関して積極的な供述をしたことから、朝廷からの処罰は解官程度の軽微なもので済んだのではないか（元木泰

雄③二二頁）とも考えられている。○信頼卿ノ有様ヲ目渡見シ人ゾカシ

〈屋・覚・中〉は当該句を欠く。信頼の場合も、成親の場合も、大将の任官が断たれたことを恨みとして乱を起したとする点、『平

治物語』と『平家物語』とは共通する他、他の要素においても多くが一致する。前段の注解「新大納言成親卿、ヒラニ被望申ケリ」参照。

とすれば、当該句を注記するのが本来の形か。「目渡」は、〈近・蓬・静〉ともに「まのあたり」(校異29)。当該部分、〈四〉「面親オモツケに」(〈閩親マインクワリに

田本系図によれば、信頼の子となったとする)・実教がいるように、「末子」ではない。諸本の状況からすると、「末ノ子」とあるのが古態か。○歳僅三トシ四十二 成親の年齢「四十二」、〈四・閩・長・南〉同、〈延〉「四十四」、〈屋・覚・中〉年齢不記。「補任」によれば、この時四十歳。○天魔彼身二入替 今回の成親の所業を「天魔」の仕業とするのに対し、『平治物語』では、信頼と信西の対立を「天魔の二人の心にいりかはりけん」(新大系一四九頁)とする。前段の注解「新大納言成親卿、ヒラニ被望申ケリ」参照。

【引用研究文献】

- * 川合康『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館二〇〇九・11)
 * 五味文彦『平清盛』(吉川弘文館一九九・1)
 * 佐伯智広「二条親政の成立」(日本史研究五〇五、二〇〇四・9)
 * 曾我良成「安元三年の近衛大将人事―『平家物語』と古記録のはざま」(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)三三一1、一九九五・7)
 * 武久堅「大将争い事件の構想―延慶本平家物語成立過程考」(広島女学院大学国語国文学誌四、一九七四・12。『平家物語成立過程考』桜楓社一九八六・10。引用は後者による)
 * 高橋昌明①『平清盛 福原の夢』(講談社選書メチエ二〇〇七・11)
 * 高橋昌明②「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河院権力・平氏および延暦寺大衆―」(河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・6)
 * 竹鼻績『今鏡(中) 全訳注』(講談社一九八四・5)
 * 中村文「後徳大寺実定の沈淪―立教大学日本文学四六、一九八一・7。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6。引用は後者による)
 * 早川厚一①『平家物語』の歴史観」(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)三三一1、一九九五・7。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』に改変の上再録。和泉書院二〇〇〇・3。引用は後者による)
 * 早川厚一②『平治物語』成立論の検証―『保元物語』『平家物語』『愚管抄』との関係について―」(名古屋学院大学論集(言語・文化篇)一九一1、二〇〇七・10)

* 細野千津子「徳大寺実定の研究—平家との関係をめぐって—」（成蹊国文九、一九七六・1）

* 元木泰雄①『平清盛の闘い 幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・2）

* 元木泰雄②「後白河院と平氏」（『後白河—動乱期の天皇—』吉川弘文館一九九三・3所収。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。引用は後者による）

* 元木泰雄③「藤原成親と平氏」（『立命館文学』六〇五、二〇〇八・3）

1 実定・敵島詣

2 徳大寺ノ実定ハ、大将ヲ宗盛ニ³被^レ越テ、大納言ヲ辞申サレテ、⁴山家ノ栖ニ有^ル籠居ケリ。嵐烈シキ朝、⁵前中納言⁶顕長卿ニ遣ハシケル、夜半ニ吹嵐ニツケテ思カナ都モカクヤ秋ハ⁶サビシキ

7 顕長・返事、

世中ニアキハテヌレバ都ニモ、今ハアラシノ⁹音ノミゾスル

12 別ニ仰出ス事ナシ。
「五口 実定ハ既ニ山深籠居シテ、可有¹⁰出家—由披露アリケレバ、禁中ニモ仙洞ニモ驚思食ケレ共、入道ノ計ナレバ、末代コソ心憂ケレトテ、

【校異】 1 〈近〉「しつてい」、〈蓬〉「実定」、〈静〉「実定」。 2 〈近〉「とく大しのしつてい」、〈蓬〉「徳大寺実定」は。 3 〈近〉「こえられて」、〈蓬〉「こされて」。 4 〈近〉「さんかの」、〈蓬〉「山家の」。 5 〈近〉「さきの」。 6 〈蓬〉「さひしきと」。 7 〈蓬〉「顕長卿」、〈静〉「顕長卿」。 8 〈蓬〉「返事に」。 9 〈近〉「いさは」とし、「さ」に見せ消ちをし、右に「ま」を傍記。なお、ここから下句であるが、二字下げにせず通常行に記す。 10 〈近・静〉「をとのみそ」。 11 〈近〉「しつていは」、〈蓬〉「実定は」、〈静〉「実定は」。 12 〈近〉「べちに」、〈蓬〉「別に」。

【注解】 ○徳大寺ノ実定ハ、大将ヲ宗盛ニ被越テ、大納言ヲ辞申サレテ 本節は、〈盛〉の独自本文。実定が、大将を宗盛に越えられたため、大納言を辞し、引き籠もったことについては、既に「重盛宗盛左右大将」に、「宗盛ニ越ラレ給テコソ、極ナキ御恨ニテ有ケレ。定テ御出家モヤト申沙汰シケル程、大納言ヲ辞シ申テ引籠ラセ給ケリ」（一—一四九頁）とあり重複する。前掲「成親卿ハ指モ恐ロシキ夢ニ思止タリケルガ…」項に指摘したように、諸本に比して〈盛〉は、実定と成親の話題を交互に挟み込みながら、対照的に両人の行動を追うように改変している。それによる重複であろう。なお、長寛二年（一一六四）、二十六歳で権大納言に任ぜられた実定が、その官を辞したのは翌水元年八月のことであった。権中納言宗盛が右大将に任ぜられた安元三年（一一七七）正月二十四日よりも十年以上も昔のことになる。この辞任によって実定は従二位から正二位へと昇進を果たしたが、大納言に還任したのは安元三年三月五日のことであり、宗盛の

右大将就任時点では大納言に還任していなかった。大将を宗盛に越されて大納言を辞したというのは『平家物語』の虚構。今回の大将人事に不満を持った実定と成親の対照的な行動を描くためと考えられる。

また、実定が権大納言を辞した事情については、同章段の注解「其中二、後徳大寺ノ実定ハ、一ノ大納言ニテ…」参照。○山家ノ栖二有籠居ケリ 以下、顕長との和歌の贈答の逸話は〈盛〉の独自本文。実定「夜半ニ吹…」顕長「世中ニ…」は、『新古今和歌集』雑歌上一五七三番、一五七四番歌として収められたもので、「山里に住み侍けるころ、嵐はげしき朝、前中納言顕長がもとにつかはしける」(新大系四五九頁)と詞書に記され、〈盛〉本文が、これに近似していることに気付こう。

また、実定の家集『林下集』では、詞書は「なが月のつごもりごろに、にわじにすみしころ、あらしのいたくふきしあしたに中納言あきながのもとへ申しおくりたりし」(『新編国歌大観』第三卷一五六三頁)となっており、実定が籠居していた「山ざと」が「にわじ(仁和寺)」付近であったことが知られる。なお、『林下集』の当該歌に続く歌の詞書には、「おなじころ右馬権頭隆信、俊恵法師、敦頼なんどいざなひてまうできて、よもすがらうたよみあそびてかへりにしつぎのひは九月つごもりにてはべりしかば、申しおくりし 君にあひてなごりををしむけふしましたしばしとまらであきもいぬめり」(同前五六三頁)とある。同歌の詞書が、『隆信集』では、「九月廿九日、後徳大寺左大臣、大納言ときこえし時、徳大寺におはせしに、まかりてたいめん給ひて、よもすがらあそびてかへりしつぎの日、かれより 君にあひて名残をしむけふしもあれしばしとまらで秋もいぬめり」(『新編国歌大観』第四卷一六四頁)であることに着目した中村文①は、『林下集』詞書

の「おなじころ」が、直前に置かれる岳父藤原顕長との贈答に付された詞書を受けることを確認し、顕長の没年(仁安二年(一一六七)十月十八日)や、実定が現任の権大納言であった間(長寛二年(一一六四)閏十月〜永万元年(一一六五)八月)に九月晦は存在しないことから、『隆信集』詞書の「大納言」は前官を指すとし、実定が籠居していたことを考え合わせると、実定が権大納言を辞して間もない永万元年(一一六五)九月の贈答であった可能性が大きいとする(一八頁)。

なお、隆信が右馬権頭であったのは、保元元年(一一五六)から承安四年(一一七四)の間であり(中村文①一二頁)、矛盾しない。また、『隆信集』に「徳大寺」とあることからすれば、実定の籠居先は、仁和寺近く衣笠山の西南麓にあった徳大寺(得大寺とも。実定の父実能が山荘を営み、その域内に建てられた寺か)と考えられる(平凡社地名・京都市)一〇三四頁)。主宰俊恵を中心に、隆信・敦頼等は歌林苑の常連であった。歌林苑には実定や実家のような出自の高い人物が沈淪時代に参加する例も多いという。そうした歌林苑の人々との密接な関係を、沈淪時代の実定は築いていたことになる(中村文①一八頁)。○前中納言顕長卿 永久五年(一一一七)権中納言藤原顕隆の三男として生まれる。父顕隆は勸修寺流葉室家の祖となった人物で、白河院晩年の第一の近臣として権勢を振った。母は右大臣源房女。顕長は、最初は頼教を名乗り、次いで顕教、顕長と改める。室に中納言藤原俊忠女がおり、権中納言長方・建春門院(平滋子)女房堀河を儲ける。『たまきはる』「堀川殿 顕長の中納言の女。長方おなじ腹」(新大系二五八頁)。保安四年(一一二三)叙爵。保元三年(一一五八)四月蔵人頭、同八月参議となり、長寛二年(一一六四)正月の除目で

正三位権中納言に至る。仁安元年（一一六六）八月、中納言を辞し、翌二十年十月に薨去。皇后宮権大夫正二位であった。その第宅は八条大路北、堀河大路西にあり、平治二年（一一六〇）正月六日には後白河院が御幸（『平安時代史事典』）、棧敷にて大路見物をしていたところ、藤原経宗・惟方らによって棧敷を板でふさがれるという事件が起こっている（『愚管抄』大系 三七頁）。仁安二年四月二十三日にも、方違えのために鳥羽北殿へ行幸途中の後白河院が、八条堀河の顕長邸に一宿している（『山槐記』）。中村文②によれば、顕長は、弁官・藏人を輩出した勸修寺流にあって、弁官・藏人を経験しておらず、藏人頭も後白河天皇時代の保元三年（一一五八）に、四ヶ月ほど勤めたのみで、実務の才によって官界に地歩を築いたというよりも、受領歴任を通して得た経済力を背景に、後白河院近臣として活動した人物であった。また、勸修寺流は、御子左家との間に婚姻が繰り返されると同時に、実定の閑院流とも深い姻戚関係にあった。顕長の姉妹が実能室となり、顕長の嫡男長方母の同母姉と公能との間に実定・実家・実守・公衡・後白河天皇皇后忻子・二代后となった多子が生まれた。また、実定は顕長の娘を妻としており、二人の間には公綱・公守が生まれている。〈尊卑〉「左大臣実定室、少将公綱并中将公守母」（〈尊卑〉 2―1―103頁。1―179頁）。このように、勸修寺・閑院・御子左の諸流は、相互に密接に結び合い、天皇家とも緊密につながる姻戚関係のサークルを形成していた（二〇七―二〇八頁）。なお、前項で触れたように、宗盛が大將となった安元三年に、顕長はすでに没している。○夜半二吹嵐ニツケテ思カナ：「夜半に吹き付ける嵐の音を聞きながらしみじみと思うのです、都にいても秋というものがこのように寂しいも

のなのでしょか」の意。『新古今和歌集』雑歌上一五七三番歌。『新古今和歌集』の詞書には、「前中納言顕長」とあり、とすれば、この歌は、顕長が権中納言を辞した仁安元年（一一六六）八月以降に詠まれたことになる。しかし、顕長は、翌年十月には薨じているので、実定が歌を送ったのは仁安元年秋または同二年秋の頃ということになる。顕長よりも一年早い永万元年八月に権中納言を辞して徳大寺に籠居していた実定が、同じく官を辞しながらも八条堀河に暮し続ける岳父顕長に送った歌ということになる。しかし、『林下集』に、「中納言あきなが」とあることに着目した中村文①は、顕長の返歌が出離の願望を示すものであるとし、一連の贈答は、顕長辞任の前年の永万元年（一一六五）九月に交わされた可能性が高いとする（二七頁）。前々項の注解参照のこと。なお、実定は仁安元年正月に皇后宮大夫（後白河院皇后忻子。平治元年二月に立后）に任じられており（〈補任〉 1―四六一頁）、平治元年四月より皇后宮権大夫を勤めていた岳父顕長とは、職務でも近い関係にあった。○世中ニアキハテヌレバ：「世間では既に秋が終わろうとしております。都でも今は激しく吹く風の音ばかりがしてほんとうに寂しいものです（私も今はすっかり世間に興味を失ってしまい、あなたのように都を離れることばかり考えています）。『新古今和歌集』雑歌上一五七四番歌。『林下集』では第五句が「おとぞさびしき」となる。第二句「秋」と「飽き」が掛詞、第四句「あらし」が「嵐」と「あらし」の掛詞となる。顕長が権中納言を辞した仁安元年（一一六六）八月二十七日には、永万から仁安へと改元がなされたほか、七月二十六日には清盛娘盛子の婿であった摂政基実が薨じ、替って基房が摂政に就任、一方七月十五日には重盛が権中

納言に、十一月十一日には権大納言であった清盛が内大臣に昇任するなど、仁安元年は政治的に大きな動きのあった年だった。〈新定盛〉は、「嵐」に時勢不穩を風刺すると読む（1—166頁）。なお、顕長の権中納言辞任の理由として、〈補任〉には、「八月廿七日辞納言」以男左少弁長方「兼右衛門権佐」。権大夫如元（永万二年「顕長」尻付け）、「八月廿七日兼右衛門権佐」（父卿辞権中納言申任之）（安元二年「長方」尻付け）とある。顕長の権中納言の辞任と引き替えに、長男長方を右衛門権佐とし、三事兼帯させるため、この時、顕長は五十歳であった。○山深籠居シテ 先述のように、永万元年八月に権大納言を辞した実定が籠居していたのは仁和寺周辺の地の徳大寺。「山深」とするのは、永万元年の実定の辞任・籠居を、宗盛との大将争いに敗れてと置き換えたための虚構と考えられる。曾我良成によれば、事の発端となった師長の左大将辞任（安元三年一月二十三日深夜。なお内大臣辞任は同年三月四日）は突然の出来事であり、翌朝には散位にあった宗盛の中納言還任・右大将就任が行われているところから、師長の辞任そのものが宗盛の右大将就任を必要としていた後白河院の意向によるものではなかったかと指摘する。また美濃部重克は、時間的に見て、右大将の地位を巡って実定・花山院兼雅・藤原成親らの候補者が獵官運動を繰り広げたということはありえないと指摘する。そもそもこの時点では実定は永万元年の辞任以来の散位にあった。〈盛〉は、永万元年の権大納言辞任とそれに続く籠居に関する逸話を、安元三年の宗盛右大将就任に対する失意からと置き換えて記していることになる。○可有出家由披露アリケレバ 前段にも、「定テ御出家モヤト申沙汰シケル程、大納言ヲ辞シ申テ引籠ラセ給ケリ」とあった。

前述のとおり、〈盛〉の記述は重複している。実定が出家すると世間で噂されたり、自身も出家の意志を示すことは、実定嚴島詣を取り上げる平家物語諸本に共通している。ただし、永万元年に権大納言を辞した時に出家の意思を披露したという事実は見あたらない。実定は、同年十月一日に本座の宣旨を受け、翌仁安元年正月には皇后宮大夫に任ぜられている。「本座の宣旨」とは、何らかの事情で公卿の地位を離れた人物が、復帰の前に、離任以前の本来の席次・序列（「本座」）に復することを、天皇から許される宣旨のこと。実定の場合、前権大納言という散位の状態でも、朝廷内の公事においては以前の権大納言という序列が保証されるという意味を持った。後白河院と二条天皇の確執に巻き込まれ、二条崩御の後には清盛と手を組もうとする後白河の意思もあって、一時的な撤退を余儀なくされたのであるが、仁安元年（一一六六）以降は廷臣としての活動が再び見え、陣定など議定にも参入している。確かに『今鏡』にも、「大納言実定と申すなる。官も辞し給ひて籠り給へるとかや。…籠り給へるもあたらしくはべることかな」（全訳注『今鏡』中一六三頁）とはあるものの、政治の世界から完全に退隠して引き籠もったわけではなかったのである。また、同時期に実定は、後白河院の仏事や院殿上での議定にも参している（中村文③四六〜四八頁。全訳注『今鏡』中一六四三頁の補説）。○禁中ニモ仙洞ニモ驚思食ケレ共 高倉天皇も後白河院も、実定の出家の意思表明に驚愕したが、の意となるが、先に「定テ御出家モヤト申沙汰シケル程」とあったのとやや矛盾する。○入道ノ計ナレバ 宗盛の右大将就任を清盛の専横とするのは諸本に共通。〈延〉「此比ノ叙位除目ハ平家ノ心ノマ、ニテ、公家院中ノ御計マテモ無シ。摂政、関白

ノ成敗ニテモ無リケレバ」（卷二一六三ウ）、〈寛〉「其比の叙位・除目と申は、院・内の御ばかりにもあらず、摂政・関白の御成敗にも及ばず、唯一向平家のまゝにてありしかば」（四五頁）など、諸本には類似した叙述が見られる。前段の注解「宗盛ニ越ラレヌルコソ口惜ケレ」参照。但し、「仰出ス事ナシ」として、院も天皇も口を出せなかつたとするのは〈盛〉のみ。美濃部重克は、この人事の背景に、承安五年（一一七五）二月二日の内大臣源雅通逝去によって空席となった内大臣ポストをめぐる、師長を押す後白河院と、重盛を押す清盛との

間にはじまった激しい駆け引きがあり、これが清盛の優位のうちに決着したのが宗盛の右大将就任であったとする（一六六―一七七頁）。これに対して曾我良成は、『玉葉』安元三年正月二十三日条の記述から、事の発端となった師長の太政大臣就任が「後白河上皇が「丞相・將軍」の二つの地位を必要としていた」（二三頁）ための措置であることが明らかであり、事実としては「この一連の人事は後白河上皇の意図によるものとみるべきであろう」（一五頁）と指摘する。

【引用研究文献】

* 曾我良成「安元三年の近衛大将人事―『平家物語』と古記録のはざま―」（名古屋学院大学論集人文・自然科学篇三三一―、一九九五・7）

* 中村文①「藤原隆信年譜 付・その和歌について」（立教大学日本文学三八、一九七七・7。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6再録。引用は後者による）

* 中村文②「能吏の孤独―藤原長方伝素描―」（『家と血のイリュージョン』勉誠出版二〇〇一・5。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6再録。引用は後者による）

* 中村文③「後徳大寺実定の沈淪」（立教大学日本文学四六、一九八一・7。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6再録。引用は後者による）

* 美濃部重克『『平家物語』の構想―鹿谷のプロットの発端の時期―』（南山国文論集一五、一九九一・3。『観想 平家物語』三弥井書店二〇一・8に一部改変して再録。引用は後者による）

¹ 実定卿ハ、御身^{ちか}近^{のたまひ}召仕給ケル²侍ニ、佐藤兵衛尉³近宗ト云者アリ。事ニ触テ⁴サカクシキ⁵者也ケレバ、何事モ⁶阻^{（左）}ナク打解⁷被^レ仰合⁸ケリ。彼⁸近宗ヲ召テ宣ケルハ、「平家ハ、桓武帝ノ後胤トハ名乗ドモ、無トニ振舞クダシテ、僅ニ下国ノ受領ヲコソ拝任セシニ、忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿ヲ¹⁰ユルサレシ子孫也。当^{たう}家ハ^{いへ}閑院ノ¹¹始祖^{しそ}、¹²太政大臣¹³仁義公ヨリ¹⁴已来、君ニ¹⁵奉^レ仕、¹⁶代々既ニ¹⁷大臣ノ大将ヲ¹⁸ヘタリ。今¹⁹宗盛ニ²⁰被^レ越^レテ、世ニ²¹諂^レシ事、為^レ身^み為^レ家、人ノ²²嘲^レヲ可^レ招。サレバ、²³出家¹⁹ヲセバヤト²⁰思召。イカゞ有^レベキ」ト仰ケルニ、²¹近宗申ケルハ、「御出家マデハ有^レベカラズ。異国ニモ係^かタメシハ²³多カリケル。大公望ハ²⁵渭^み濱ノ波ニ²⁶釣^つリ垂^たレ、²⁷晋^{しん}七賢ハ竹林寺ニ²⁸嘯^さキ、²⁹庄公ハ夢沢形ヲ^隠シケレ共、様^{さま}ヲ

バ替スシテ賢王ノ世ヲ俟キ。是皆、濁レルル代ヲ遁テ徳ヲカクシ、賢キ世ニ出テ位ヲ高セリ。就中今度ノ大将、朝家ヲ可奉レ恨御事ニアラス。偏ニ太政入道ノ我意ノ所行也。カ、ル憂世ニ生合セ給ヘル御事口惜ケレ共、賢ハ愚ニカヘルト云事モ候ヘバ、今ハイカニモシテ入道ノ心ヲ取セ給テ、一日也共、大将ニ御名ヲ係サセ給ベキ御計コソ大切ナレ。ソレニ取テ、安芸云嚴島へ御参詣アリテ、穂ニ出テ此「^{四五}事ヲ祈申サセ給ベシ。彼明神ヲ平家深奉崇テ、其社ニ内侍ト云者ヲ居ラレタリ。彼内侍共毎年一度ハ上落シテ、入道ノ見参ニ入ト承レバ、懸御事コソ⁴⁰有シカナンド語申サバ、明神ノ御計モアリ、又⁴¹入道モイチシルキ人ニテ、思直サル、事モ有ナン」ト申ケレバ、「⁴²近宗ガ計⁴³可然」トテ、ヤガテ⁴⁴有⁴⁵御精進」、嚴島ヘゾ参給フ。

【校異】1〈近〉「しつていのきやうは」、〈逢〉「実定卿は」、〈静〉「実定卿は」。2〈近〉「さぶらひに」、〈逢・静〉「侍に」。3〈逢〉「近守」と。4〈近〉「さかしくしき」、〈逢・静〉「賢々しき」。5〈近〉「物なりければ」。6〈逢・静〉「隔なく」。7〈近〉「おはせられあはされけり」とし、「られ」に見せ消ち。〈逢〉「仰あはせられけり」、〈静〉「仰合せられけり」。8〈逢〉「近守を」、〈静〉「近守を」。9〈近〉「くわんむていの」、〈逢〉「桓武帝の」、〈静〉「桓武帝の」。10〈近〉「ゆるされしし」。11〈逢〉「始祖」。12〈逢〉「太政大臣の」。13〈近〉「しんぎこうより」、〈逢・静〉「仁義公より」。14〈近・逢〉「このかた」、〈静〉「此かた」。15〈近〉「つかへたてまつり」、〈逢〉「つかへ奉りて」、〈静〉「つかへ奉りて」。16〈近〉「よ」、^{代々}。17〈逢〉「大臣大将を」。18〈近〉「へたて」とし、「て」に見せ消ち、右に「り」を傍記。19〈逢〉「ヲ」なし。20〈逢〉「覚召」、〈静〉「思食す」。21〈逢〉「近守」、〈静〉「近守」。22〈逢〉「例は」、〈静〉「例は」。23〈近〉「おほかりけり」、〈逢〉「多かりけり」、〈静〉「多かりけり」。24〈逢・静〉「太公望は」。25〈近〉「ひんの」とし、「ひ」の右上に「い」を傍記。26〈近〉「つりを」、〈逢〉「釣を」。27〈近〉「しんの七けんは」、〈逢〉「晋七賢は」、〈静〉「晋七賢は」。28〈近〉「しやこうは」、〈静〉「庄公は」。29〈近〉「き」とし、右上に「まち」と傍記。30〈静〉「渴れる」。31〈近〉「世を」。32〈近〉「なかつく」とし、「か」の右に「む」を傍記。33〈逢〉「御事」なし。34〈近〉「わがまゝの」、〈逢〉「我意の」、〈静〉「我意の」。35〈近〉「むまれあはせ給へる」、〈逢・静〉「生れあはせ給へる」。36〈静〉「還ると」。37〈近〉「とつて」、〈逢・静〉「取て」。38〈近〉「あがめたてまつて」、〈逢〉「あかめたてまつりて」、〈静〉「崇奉りて」。39〈近〉「まいねん」、〈逢〉「毎年に」、〈静〉「毎年に」。40〈近〉「ありしかなど」。41〈逢〉「入道もちいらるべき」。42〈逢〉「近守か」、〈静〉「近守か」。43〈近〉「しるべし」とし、「る」に補入符あり。右に「か」を小書。44〈近・逢〉「ありて」、〈静〉「有て」。45〈近〉「御しやうし」とし、後の「し」を見せ消ちとし、右に「ごん」を傍記。

【注解】○実定卿ハ、御身近召仕給ケル侍ニ…以下、実定が大将就任を祈願するため嚴島参詣を企てるという逸話は〈四・延・長・南・覚・中〉に共通（〈闘・屋〉は欠く）。ただし、『古今著聞集』によれば、『玉葉』治承三年三月二十九日条にも、「此日、左大臣、左大将へ実定による嚴島参詣が行われたのは治承三年（一一七九）四月であり、定、大納言（実房、実国）、中納言（実家）等、参詣安芸国伊都伎

島社、中納言資賢追参回云々」とあり、『古今著聞集』の記事が確認できる。なお『玉葉』および『山槐記』の同二十八日条には、前年中宮安産の御礼の奉幣使が、実房を上卿に平重衡を使として二十七日に派遣される旨が記されており、実定他の公卿はこれを追うように参詣したものでらしい。「同人成大将」の注解「其後ヤガテ、重盛ノ左ニ御座ケルヲ辞申テ右ニウツシ、実定卿ヲ挙申テ奉成左大将」参照。

○佐藤兵衛尉近宗 〈四〉「有諸大夫」(三八左)、〈延〉「源藏人大夫資基」(八四オ)、〈長〉「源藏人大夫賢基」(八五頁)、〈南〉「後藤左衛門尉親範」(二〇二頁)、〈寛〉「藤藏人大夫重兼」(二二五頁)、〈中〉「藏人の大夫のりはる」(四六頁)。諸本によってその名が異なるように、当該伝承が、確固としたものに基づくものでないことを裏書きすることになる。諸本によって、実定の家子ないしは家司級の人物としてふさわしい人物を適宜あてはめているのであろう。〈盛〉の「佐藤兵衛尉」については、〈校正盛〉が、「佐藤兵衛尉」は西行の在俗時代の佐藤兵衛尉義清を連想させる」(八五頁)とする。なお、西行は徳大寺実能の家人であった(目崎徳衛六九七七一頁、九七九七八頁)。また、諸本の多くが、「諸大夫」や「藏人」とするのは、撰関家の家司となるためには、藏人を経ることが条件であったし、その藏人になる家柄も狭められていたことと関わり。さらにこの様な流れに乗ることのできた家柄が諸大夫層として残っていたことと関わり(中原俊章一二頁)。なお、〈南〉「後藤左衛門尉親範」については、「同人成大将」の注解「佐藤兵衛尉近宗ヲ、左衛門尉ニ成レケル上、但馬国キノ崎ト云大庄ヲ賜」参照。○サカくシキ 「形容詞「さかし」の語幹を重ねて意味を強めた語」はなはだ賢い。しっかりしている。気転が利く

〈角川古語大辞典〉。女や子供、あるいは侍者の内、利発な者について言う。「奴は合戦に置ては、以外さかくしき者にて候」(『保元物語』金刀比羅本、旧大系九二頁)。「因幡ノ先使国久丸ト申ケル男、下臈ナリケレドモ、サカくシカリケル者ニテ」(〈延〉卷一—五八ウ)。「近」は「さがくしき」とするが、その場合、「険険し」となり、賢明な進言からうかがわれる近宗の評価や、この後の「何事モ阻ナク打解」と合致しない。○阻ナク 〈名義抄〉「阻ヘダツ」(法中三八)。

○平家ハ桓武帝ノ後胤トハ名乗ドモ… 以下「昇殿ヲユルサレシ子孫也」まで、冒頭以来しばしば繰り返されてきた平家の出自認識が、ここでも実定の言葉として繰り返される。「其御子高望王ノ時、寛平元年五月十二日ニ始テ平姓ヲ賜テ、上総介ニ成給シヨリ以来、忽ニ王氏ヲ出テ、人臣ニ連ル。其子鎮守府將軍良望、後ニハ常陸大承国香ト改。国香ヨリ貞盛、経衡、正度、正衡、正盛ニ至マデ六代ハ、諸国ノ受領タリトイヘ共、未殿上ノ仙籍ヲバユリス」(〈盛〉一—八頁)。「忠盛ハ桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ハ無下ニ打下テ官途モ浅ク」(〈盛〉一—二八頁)。但し、こうした平家の出自意識が実定の言葉として繰り返されるのは、〈盛〉のみ。諸本では、実定の言葉として次のような内容を記す。

〈四〉①宗盛の後は、知盛・重衡、その後も嫡々の維盛・資盛が大將になるであろうから、②さらば長く前途を計らうべきぞとする。

〈寛〉①重盛・宗盛に続き知盛・維盛が大將に続くであろうから、他家の者はなり得ない、③出家しようと言ったとする。

〈延〉③籠居シ給テ、今ハ世ニ有テモナニカセム、本鳥ヲモ切テ、

山林ニモ交リテ、一向マコトノ道ニ入ラム」(六四オ)。

〈長〉実定の言葉を記さず、「出家して、山林にまじはるべきよし、思食立」(六五頁)とする。

〈南〉④自分こそ大将になる理運にあったのに、清盛が宗盛を大将にしたのは遺憾である、③出家しようと思うかがかか尋ねたとする。

〈中〉実定の言葉を記さず、「大納言をじし申て、ろうきよとぞきこえし」(四六頁)とする。

これらに対して、

〈盛〉この後、平家の出自に比して⑤閑院家の出自尊い事を記し、

⑥宗盛に大将を越えられ世に諂うことは人の嘲りを招くとして、

③出家しようと思うかがかか尋ねたとする。

なお、この時期の平家は、清盛が内大臣を経て太政大臣に就任し、嫡男重盛が権大納言兼右大将に任ぜられ、甥にあたる当今高倉天皇には娘徳子が入内していた。『官職秘鈔』には、「大納言中兼近衛大将「歴坊官」。并一世源氏。二世孫王。執柄大臣子息。后宮父。当今外舅等任之」(群書五―五七七頁)とあり、清盛が内大臣からさらに太政大臣に昇任できたことについて、元木泰雄は、「本来院近臣家出身ではない清盛が、容易に太政大臣まで登り詰めることができた原因は、皇胤とする以外に、説明がつかない」として、「貴族社会に俗説として人口に膾炙していた彼の皇胤説は、朝廷から公認されたことになる」(八〇頁)と指摘する。また、「大将就任によって大臣も確実となり、重盛は清盛の築いた家格を継承することになった」(この時、平氏は大将家となる家格を獲得していた」(一〇六頁)と

も指摘、既に摂関家に準じる家格を確立していたと見る。また、平家の家格を決定づけた重盛の右大将就任について、曾我良成は、「兼実をはじめとする当時の貴族は平重盛の右大将就任を、我々が想像するほどには「平氏」の専横とは理解していなかった」(九頁)と指摘する。これに対して、〈盛〉が他本にない実定の言葉によって、平家の家格の低さを強調するのは、宗盛昇進の不当性と、それを強引に実現した清盛の専横を強調しようとするものである。○振舞ウダシテ〈盛〉の孤例。他本での用例は見出していないが、文脈から推すに、徐々に家格を落とし、平家の場合で言えば、王胤から下国の受領にまで成り下がったことを言おう。但し、ここでは、忠盛の前の正

盛までの平家が家格を落としてきたことを言うのだが、一方では、巻五「成親以下被召捕」では、西光に清盛は、「和入道ハ、イカニ王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔ノ事ハ見ネバ知ズ。御辺ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ。其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜、シカモ継母ニハ値タリ。難過カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ幡磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ覽ノ直垂ニ繩絃ノ足駄ハキテ通給シカバ、京重部ハ高平太ト云テ咲シゾカシ」(一―三三五頁)と、清盛も侮蔑の対象とされている。

○下国ノ受領ヲコソ拜任セシニ 下国は最下級の国で、『延喜式』によれば和泉・伊賀・志摩・伊豆・飛騨・隠岐・淡路・岩岐・対馬の九国。しかし、平家が代々下国の受領ばかりに就いていたということはない。例えば維衡は、〈尊卑〉によると、「上野・常陸介・伊世・陸奥・出羽・伊豆・下野・佐渡守」(4―122頁)とあり、このうち下野守・伊勢守・上野介・常陸介については史料で裏付けられ(高橋昌明①、二八

頁）、下野などは上国に当たると。その子正度も常陸介・出羽守・越前守を歴任、その子正衡以下も同様である。ただし高橋①によれば、維衡・正度が受領を歴任したのに対して、正度の子たちは「受領経験は官歴の最後を飾る」ものであり、この時期から伊勢平氏は侍身分上層へと地位低下したという（六二頁）。そして「正度の子たちは」「従五位下に叙位されて、受領に任命される順を待つ期間、受領の「五位以上の郎等」として地方に下って国務を担当し、巡年になれば京にまいどり受領の賞にあずかるような存在であった」（六六頁）。先に述べたように閑院家との家格の差を強調しようとしたものである。○忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿ヲユルサレシ子孫也 忠盛によって、平家が、これまでの北面下臈・侍品の家格から、昇殿を許され諸大夫の家格にまでなったことを言うのであろう。○当家ハ閑院ノ始祖、太政大臣仁義公ヨリ… 徳大寺家は右大臣藤原師輔の十一男、道隆・道長らの父である兼家の弟にあたる太政大臣公季（九五七〜一〇二九）を始祖としている。仁義公は公季の諡。母は醍醐天皇皇女一品康子内親王。公季は四歳で父を失い、姉の村上天皇中宮安子に養育され、皇子に等しい扱いをうけたと伝えられるが、姉も八歳の時に没している。康保四年（九六七）冷泉天皇即位当日十一歳で元服（『公卿補任』）、正五位下に叙された。永観元年（九八三）に参議、正暦二年（九九一）中納言、長徳元年（九九五）大納言、同三年（九九七）内大臣、寛仁元年（一〇一七）右大臣となり、同五年（一〇二二）には太政大臣に任ぜられている。翌長元二年（一〇二九）十月に薨去。もとは左大臣藤原冬嗣の居所であった閑院第（二条大路南、西洞院大路西）を居所とした所から閑院を号し、その後裔は閑院流と呼ばれた。○代々既三大臣ノ大将ヲハ

タリ 閑院流は、公季の子実成、孫公成の代までは中納言止まりであったが、公成の娘茂子が後三条天皇女御・白河天皇生母となり、天皇家との姻戚関係を深めながら外戚として摂関家に次ぐ家格を確立していく。さらに、『愚管抄』によれば、鳥羽天皇の母が実季の娘であったことにより、兄の東宮大夫公実が天皇の母方の伯父として摂政になりたいと陳情し、白河法皇の心も揺らいだが、醍醐源氏の権大納言俊明が参院し、摂政の人事決定を迫る勢いにおされて、法皇は、亡き堀河天皇の関白忠実をそのまま鳥羽天皇の摂政にするという、きわめて常識的な決定をすることになったという。これ以降、摂政は外戚とは関係なく、代々摂関を継承する家系から任命されることになる（美川圭一、二六四頁。橋本義彦①一〇二〜一〇三頁、②七八頁）。結果、公成の子実季は正二位大納言、実季の子公実も正二位権大納言止まりであったが、実季の娘政子が堀河天皇女御・鳥羽天皇生母、公実の子璋子（待賢門院）が鳥羽天皇中宮・崇徳天皇と後白河天皇生母となったことにより、公実の子実行に至って太政大臣にまで上りつめていく。実行の弟実能は徳大寺家の祖となった人物で、最初は同母妹璋子（待賢門院）との関係から順調な昇進を果たし、二十七歳の保安三年（一一二二）十二月には従三位権中納言に叙せられている。長承二年（一一三三）に頼長を娘幸子の婿に迎えて摂関家との関係を深める中で、保延二年（一一三三）十二月に権大納言、保延五年（一一三九）十二月には右大将を兼ね、久安六年（一一五〇）八月に内大臣へと進み、久寿元年（一一五四）八月には右大将から左大将へと転じている。久寿二年（一一五五）の幸子の死後は頼長から離れ鳥羽院・美福門院に接近、保元元年（一一五六）七月の保元の乱では後白河天皇方に付き、

う表現も、この箇所以外に二箇所ある。

①「忠盛此事夙聞テ、我非右筆身、武勇ノ家ニ生テ、今此恥ニアハ
ン事、為身為家、心ウカルベシ」（1—1—三頁）。

②「源三位入道ハ、ユ、シク計ヒ申タリケレ共、遠国ノ者マデハ不
及云、近国ノ源氏タニモ念ギ打上ル者一人モナシ。山門ノ大衆
ハ心替シツ。不遂其先途、風吹バ木不安ト。世ノ煩人ノ歎、為
身為家、無由事申勤マヒラセテ亡ヌル者カナト、貴賤口タニ申
ケリ」（2—1—四九九頁）。

①は殿上人の闇討の噂を聞いた忠盛の言葉。②は頼政の勸説が絵に描
いた餅でしかなかったことを示す評である。これも〈盛〉に特徴的な
表現の一つと言えよう。○出家ヲセバヤト思召 実定が家臣に対し
て自分自身のことを述べるとき、尊敬語「思召」を用いる。西田直敏
は『平家物語』の自敬表現について分析し、その使い手を「天皇・上
皇・法皇・皇后・皇族・摂政関白など最高位の段階にある人々」（西
田直敏①三〇一頁）、「なお、平清盛、平重盛、源義経などの自分の家
臣に対する発言には「召せ」「召す」という語が用いられている」（西
田直敏②三二六頁）としている。ロドリゲス『日本第文典』には、「関
白（Quambacu）と公方（Cubo）は、書状や渡航免許状において、
自分自身に敬意を払った言ひ方をする。これがその文体だからであ
る。」（五九九頁）ともあり、自敬表現の使い手・用法の広さがうかが
われる。○御出家マデハ有ベカラズ（四・延・長・寛・中）は、「非
例非法張行スル平家ノ振舞ヲウラミサセ給ハミ、多ノ青女房達皆餓死
シ候ハンズラム事コソ口惜候へ」（延六四オ）、「君の御出家候なば、
御内の上下、皆まどひ者になり候ひなんず」（寛一一一六頁）など、

(四)

出家すれば周囲の者に迷惑が掛かることを指摘し、出家を留まらせ
る。○大公望ハ渭濱ノ波ニ釣ヲ垂 以下、太公望、竹林の七賢、庄
公の譬えは〈盛〉の独自本文。太公望は、姓は姜、氏は呂、字は子牙
もしくは牙、諱は尚。紀元前十一世紀ごろに活躍した周の軍師。後の
齊の始祖となる。殷の末期に西伯（後の周の文王）に見出されて、文
王・武王の二代にわたって仕えた。『史記』によれば、困窮の中で年
老いていった呂尚が渭水の北で釣りをしていたところを西伯に見出さ
れたとも、かつて殷の紂王に仕えていたが、王の無道を見てそのもと
を去り、諸侯の間を遊説して歩いたがしかるべき人物を見出すことが
できず、最後に西伯に仕えたとも、任官しないままに海辺の地に隠棲
していたが、西伯が紂王に幽閉された時に西伯の臣に招聘されたとも
いう。「呂尚蓋嘗窮困、年老矣。以漁釣、奸周西伯。西伯將出獵、
卜之。曰、所獲非龍、非豸、非虎、非羆、所獲霸王之輔。於是
周西伯獵。果遇太公於渭之陽。与語大説曰、自吾先君太公曰、
当有聖人適周。周以興。子真是邪。吾太公望子久矣。故号之
曰太公望。」（『史記』卷三十一「齊太公世家」新釈漢文大系五—四七
頁）。「或曰、太公博聞。嘗事紂。紂無道、去之、游説諸侯、無
所遇。而卒西歸周西伯。或曰、呂尚処士。隱海濱。周西伯拘姜
里、散宜生・閔天素知而招呂尚」（同五—四八頁）。「渭濱ノ波」は、
『和漢朗詠集』下・老人「太公望之遇周文」渭濱之波疊面 綺里季
之輔 漢惠 商山之月垂眉（策文 匡衡）（旧大系三三八頁）に拠
る。ただしここでの「渭濱ノ波」は、『和漢朗詠集水注』に「波疊
面トハ、呂望ガトシノオヒタル意也」（『和漢朗詠集古注釈集成』3—
三二六頁）とあるように、老齡の皺を表したもの。『宴曲集』卷二・

宇礼志喜哉「涓涓の浪を疊まで 猶又仙洞の 月にぞ歩をはこびけるやな」(『早歌全詞集』五四頁)も同。○晋七賢ハ竹林寺ニ嘯キ俗に竹林の七賢と呼ばれるのは、阮籍・嵇康・山濤・向秀・劉伶・阮咸・王戎の七人。竹林寺という場所があったわけではないが、(『盛』)には、他に「晋ノ七賢ノ籠ケン竹林寺ノ菴ノ中、漢四皓ノ住ヒケン商山洞ノ窓ノ前、カクヤト思知レタリ」(5—五五二頁、(長・南)も「竹林寺」とする)とある他、『和漢朗詠注』にも「竹林寺」(『和漢朗詠集古注 釈集成』二上—一九一頁)とある。「竹林七賢」の語は、『晋書』卷四十九、列伝代十九「嵇康」に見られる。魏の末期から西晋の初期に登場した人々で、偽善と詐術が横行する世間を嫌い、距離を置くため、大酒を飲み清談を行い、礼教を無視した行動をしたと言われている。彼らの言動は『世説新語』等によって知られるが、世俗を避けようとしたものの、その多くは官職に就いており、隠棲していて後に賢王に見出されたということはない。「濤昔在魏晋之間、与嵇康・阮籍・籍兄弟咸・向秀・王戎・劉伶相友。号竹林七賢。皆崇尚老莊虚無之学、輕蔑礼法、縦酒昏酣、遺落世事。士大夫皆慕效之、謂之放達、惟濤仍留意世事、至是典選、甄拔人物、各為題目而奏之。時人称之為「山公啓事」(『十八史略』卷三西晋、新釈漢文大系二〇、上—四六二頁)。中世の軍記物語や、唱道世界では、商山の四皓と対にされることが多い。『言泉集』「野死」遺賢漢、四皓悉於晋七賢其来」(『安居院唱導集』上—三二頁)、『雑念集』「漁父陳云、上古、巢父許由之類、中下、漢四皓晋七賢、賢而不仕朝類也」(『安居院唱道資料纂集』五—一〇二頁)。○庄公ハ夢沢形ヲ隱シケレ共 (『日国大』)によれば、「夢沢(ぼうたく)」は「中国古代、湖北

省南部から湖南省北部にかけてあったといわれる大沼沢地」であり、用例「李白—大獵賦序「楚国不過千里、夢沢居其大半」を挙げるが、庄公を含めて、庄公が夢沢に隠栖した事については未詳。あるいは、『河海抄』「夕霧」に見える「曹公といふ人雲夢沢に行て大霧に遇て道を迷失といへり」(玉上琢彌『紫明抄 河海抄』五一—頁)と関係あるか。○様ヲバ替スシテ賢王ノ世ヲ俟キ…ここに挙げられる例のうち、太公望は市井に隠棲していた所を西伯(周文王)に見出されて、後に軍師として活躍しているが、竹林の七賢の場合は、前述のように「濁レル代ヲ遁テ徳ヲカクシ」ではあったが、必ずしも「賢キ世ニ出テ位ヲ高セリ」とはいえない人生を歩んでいる。たとえば嵇康は、友人の山濤が後任の吏部郎に推薦した時には、「与山巨源絶交書」(『文選』所収)を書いて絶交を申し渡しているが、讒言によって刑死している。あるいは、(『盛』)が依拠した類書にこのような理解が示されていたか。○就中今度ノ大将、朝家ヲ可奉恨御事ニアラス。偏ニ太宗入道ノ我意ノ所行也 同様の認識は、(延・長・南・屋・覚・中)にも見られる。「此比ノ叙位、除目ハ平家ノ心ノマ、ニテ、公家、院中ノ御計マデモ無シ」(延・六三ウ)。実定に巖島参詣を具申する近習の言葉の中で類似するものとして、(南)には「但是君ノ御計ニテ渡セ給候ハミ、御恨モ候ベシ。是ハ太宗入道ノシワザナリ。私事ニテコソ候へ」(一〇二頁)とある。他に(延・長)に「四海ヲ打平テ天下ヲ掌ニ奉リ万事思フ様ナル上、撰関白ニ所ヲカズ恥辱ヲ与ヘ奉リ、万機ノ政ヲ心ノマ、ニ取行ハル」(延・六四オ)とある。(『盛』)では、人事が清盛の「我意」によるものであることを強調し、だからこそ「今ハイカニモシテ入道ノ心ヲ取セ給テ」巖島参詣をなさるべきとの論理

を展開するための改変であろう。○賢八愚ニカヘルト云事モ候へバ〈校注盛〉は、「賢人も時には愚者となった方がいい」とも、「場合によっては愚者の真似するのが利口だ」（118頁）とも解し、〈新定盛〉は、「真に大賢の者は己れの智をかくして愚者となる」（11—167頁）の意と解す。これに類した考え方としては、『一言芳談』「むかしは後世をおもふ者は、上臈は下臈になり、知者は愚者になり、徳人は貧人に成。能あるものは無能にこそ成しか」（旧大系『假名法語集』二〇〇頁）などがある。○入道ノ心ヲ取セ給テ「清盛の心をひきつけて」。この後の「入道モイチシルキ人ニテ」と呼応関係にある叙述。叙位・除目は清盛の心次第、その清盛は人に対する好悪が激しい、だからこそ大將を願うのであれば「入道ノ心ヲ取」ることが大切、という文脈を形成している。○一日也共、大將ニ御名ヲ係サセ給ベキ…『官職秘抄』によれば、大臣に就任するには、大納言で大將を兼ねることが前提とされていた。「大臣の壁を破れない院近臣家の公卿たちにとって、大將就任はそれを乗り越える大きな足掛かりであり、ここに大將人事に執着する者が相次いだ原因があった」（元木泰雄一〇五頁）。成親の大將へのこだわりも、この点が大きな理由であったと考えられる。実定は、大納言という要件は既に充たしているの、あとは近衛大將の地位がぜひ必要とされていた。徳大寺家の場合、家格、外戚という要件は満たしていたが、永暦二年（一一六一）に右大臣であった父公実を失っていたこともあり、実定としては、徳大寺家の大臣家としての家格を維持するためにも、大臣への前提条件となる大將就任をぜひ勝ち取る必要があった。○安芸嚴島 以下、近宗が嚴島詣を薦める記述は、諸本により異同はあるものの同内容。

嚴島神社の文献上の初見は、『日本後紀』弘仁二年（八一）七月十七日条で、伊都岐島神が、同じく安芸国佐伯郡の速谷神とともに、名神および四時弊の社格を与えられている。『日本三代実録』貞観九年（八六七）十月十三日条には、「授安芸国從四位下伊都岐島神」と記され、『延喜式神名帳』では「安芸国佐伯郡伊都伎島神社」と記載されて名神大社に列せられ、後に安芸国一宮とされた。祭神はいづきまのめのみこと、たりのめのみこと、たまひのめのみこと、市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命、『愚管抄』には「コノイツクシマト云フハ龍王ノムスメナリト申ツタヘタリ」（旧大系二六五頁）とあり、『平家物語』にも、〈盛〉「御垂跡者、天照大神之孫、娑羯羅龍王之娘也」（卷十三「入道信同社并垂迹」2—301頁）、〈寛〉「是はよな、娑羯羅龍王之第三の姫宮、胎藏界の垂跡也」（卷二「卒都婆流」新大系上—二九頁）とある他、『醍醐寺新要録』第二「山上清滝宮篇神祕類嚴島明神託宣事」（京都府教育委員会刊一九五一・3、八九頁）にも同様の認識が記されており、中世においては「竜王娘」との認識が広く認知されていた。本地を大日とすることについては、『古事談』にも「日本国之大日如来ハ伊勢大神宮ト安芸之嚴島也」（新大系四七九頁）と記されているが、『平家納経』「清盛自筆願文」には、「当社は觀世音菩薩之化現也」「謂之妙法、二十八品、頭而為人、謂之觀音、從本垂迹、現而為神」（神道大系神社編「嚴島」三頁）とあり、法華経「二八品が頭れて人になったのが觀世音菩薩で、伊都岐島神は觀音の化身」（高橋昌明②四九頁）であると、大日とは異なる清盛の認識が示されている。その一方で、承安四年（一一七四）に建春門院が後白河院と共に嚴島を参詣した際の『建春門院詣嚴島願文』には、「知龍宮之近苔孺、可採不死之葉、可自得如意之珠」

(神道大系神社編嚴島一三三頁)などと伊都岐島社を龍宮に擬し、「夫当社者、尋内証者則大日也、有便于祈日域之皇胤、思外現者亦貴女也、無疑于答女人之丹心」(神道大系神社編嚴島一三三頁)としており、「本地仏は内々は大日だが、実際には貴女(十一面観音)として現れると解釈できる」(梶谷亮治二五六頁)と指摘される。なお、『梁塵秘抄』卷二には、「関より西なる軍神、一品中山安芸なる嚴島備中なる吉備津宮、播磨に広峰惣三所、淡路の石屋には住吉西の宮」(新大系七二頁)と謡われており、平安末期には西国の軍神として知られていたらしい。仁安三年(一一六八)十一月に作成された「神主佐伯景弘解」によれば、創建は推古天皇元年(五九三)であり、佐伯鞍職の子孫が代々神職を務めてきたとされるが、この人物については実在を確認できない。ただ、佐伯氏が古い時期から神職を務めてきたものと推定されている。記録を作成した佐伯景弘は嚴島神社の神主を務めた人物で、長寛二年(一一六四)六月に権中納言(清盛)家政所からの下文(『平安遺文』三二八五号)によって当時「掃部允」を得ていたことが確認され、その後仁安二年(一一六七)正月三十日に民部大丞に任ぜられた際には平姓を名のっており(『兵範記』)、平家の家人のような立場にあつて勢力を拡大していった。○彼明神ヲバ平家深奉崇テ 『愚管抄』は、「入道云ヤウ、『ワレガ祈ルシルシナシ。今見給へ祈出デン』ト云テ、安芸国嚴島ヲコトニ信仰シタリケルへ、ハヤ船ツクリテ月マウデヲ福原ヨリハジメテ祈リケル。六十日バカリノ後御懷妊トキコエテ、治承二年十一月十一日六波羅ニテ皇子誕生思ヒノ如クアリテ、思サマニ入道、帝ノ外祖ニナリニケリ」(旧大系二四三〜二四四頁)と、清盛の嚴島信仰と安徳天皇誕生とを関係づけ

る。嚴島と平家の関係については、安芸守であった清盛が、高野山の修造に際して弘法大師の示現を受けてという、所謂「大塔建立」説話がよく知られ、その配置こそ異なるものの、『平家物語』諸本がこれを伝える(『盛』卷十三「入道信同社并垂跡」、〔延〕卷四「入道嚴島ヲ崇奉由来事」、〔長〕卷五「嚴島次第事」、〔屋〕卷三「清盛高野大塔修理事并嚴島利生事」、〔寛〕卷三「大塔建立」など)。同様の逸話は『古事談』五―三三にも語られており、鎌倉前期には広く流布していたことが確認できる。平家納経に際して納められた願文には、「往年之比有二沙門。相語弟子曰、願菩提心之者祈誓此社、必有發得」(神道大系神社編『嚴島』三三頁)と、ある沙門の勧めによって嚴島信心を始めた旨が記されている。願文の僧と大師示現の逸話との関係は不明であるが、あるいは願文に書かれているような事実があり、これが脚色されて「大塔建立」説話が生み出されたものか。清盛による嚴島参詣の記録上の初出は、『山槐記』永暦元年(一一六〇)八月五日条の「太宰大式清盛卿下向安芸伊津久島、之年来之宿願云々」である。しかし、清盛は久安二年(一一四六)に二十九歳で任じられてより十年の長きにわたって安芸国司を務めており、「その間に少なくとも一度は神拝の儀式のために赴いたはずであり」「宿願とは公卿にならなかつたか」と五味文彦は指摘する(一三九〜一四〇頁)。清盛の嚴島信仰は、この安芸守時代には始まっていたものと考えてよく、仁安二年(一一六七)二月十一日に太政大臣に就任した直後の二十五日にも、先例を破って嚴島参詣を果たしている(『顯広王記』仁安二年二月二十五日条「太政大臣下向安芸国、為参伊津久島社云々、抑

大相国城外例始也」。清盛の厳島尊崇を象徴するのが「平家納経」の奉納である。長寛三年（一一六四）九月、権中納言となった清盛は、「平家納経」と呼ばれる装飾経を寄進した。清盛と重盛他の子息等、頼盛、教盛、経盛、門人家僕ら三十二人で分担して制作した法華経二十八品に、「無量義経」「観普賢経」を加えた三十巻と、「阿弥陀経」（清盛）、「般若心経」（仁安二年書写、太政大臣従一位平朝臣清盛書写）、自筆願文一卷の計三十三巻である。その願文には、「於是、弟子本有因縁、專致欽仰、利生揭焉、久保家門之福縁、夢感無誤、早驗子弟之采華、今生之願望已滿、来世之妙果宜期」（神道大系神社編『厳島』三頁）と、厳島に寄せる深い尊崇の念が記される。また、清盛の影響で建春門院も後白河院をともなつて厳島参詣を果たしており、『玉葉』承安四年（一一七四）三月十六日条には、「法皇并女院向入道相国福原別業給、来十九日、可参詣伊津岐島給」云々。件社此七八年以來靈験殊勝、入道相国之家殊以信仰、仍所参給也云々」と記される。そして、この御幸に影響を受けた院の近臣は、この頃に次々と厳島に赴くこととなつた（清水真澄二一八頁、鈴木啓子一八頁）。○内侍「安芸国（広島県）厳島神社に奉仕した巫女（みこ）」（日国大）。『山槐記』治承三年（一一七九）六月二十二日条には、「今夕前太政大臣殿自伊都伎島令還向給云々、…太政大臣殿田楽装束八具（格子絹）染水干組括紐色参大口地、皆覆綾絵紺帷被献、禅門賜件装於内侍、又有田楽、又有妓女舞楽」とあり、内侍と呼ばれた巫女は、水干大口を装束として、田楽や舞楽を舞つたという。また、『梁塵秘抄口伝集』卷第十には、「安芸の厳島へ、建春門院に相具して参る事ありき…その国の内侍二人、

黒・釈迦なり。唐装束をし、髪をあげて舞をせり。五常楽・狛鉾を舞ふ。伎楽の菩薩の袖振りけむも斯くやありけんと覚えて、めでたかりき」（旧大系四六五頁）とあり、後白河院・建春門院の参詣の折には、唐装束で五常楽や狛鉾を舞つたという。赤松俊秀①によって紹介された「左兵衛督成範・権大僧都澄憲・法印静憲の消息」によれば、「又内侍等祇候事、日来雖承及、未知子細候之処、云容貌、云才芸、已非辺上義、尤可謂神力、其中、舞妓事、先人殊以賞翫」（四〇三頁）とあり、内侍は美貌・才芸に秀で、殊に舞に關しては彼らの亡父信西も殊の他に賞翫していたという。なお、同書状には「抑内侍等、浮送海上之間、及帰参時、已消別緒之魂」ともあり、内侍が参詣した貴族たちを海上まで送るといふ習慣があつたことが知られる（赤松俊秀②三〇九頁）。また、清盛が厳島内侍との間に女子を儲けていたことは、卷一「清盛息女」に見える（本全釈五一三七頁）。○彼内侍共毎年一度ハ上洛シテ…実定に厳島参詣を勧める言葉の中に、こうあるのは〈盛〉のみ。〈延・長・南・覚〉は、参詣した際に内侍たちに引き出物を与え、帰洛に際しては名残を惜しんでみせて、主立った者数人を都まで連れてくるよう計らえば、彼女たちは清盛のもとへ挨拶に行くであろうとする。「大将ノ御祈禱ノ為ニ御参籠渡ラセ給ハ、其神子ヲバ内侍ト申候、多参テ候ハ、種々ノ御引出物タビテ、俄サセオハシマセ。サテ御下向アラバ、定テ内侍共御送ニ参候ハムズラム。様々ニスカシテ、内侍四五人相伴ハセ御坐テ、京へ御上候へ。内侍、京ニテ定テ大政入道殿ノ見参ニ入候ハムズラム…」（延）六四ウ）。なお、厳島の内侍が京に上る機会を持つていたことは、赤松俊秀①が指摘する。赤松は前掲「成範・澄憲・静憲書

状」を分析、初めて厳島に参詣した三人が「黒改名釈王」という内侍と面識があったことから、それが保元四年正月二十一日の内宴であった可能性を指摘し、厳島の内侍が保元四年の内宴に舞妓として参加していたことを明らかにする(四〇五頁)。また、清水眞澄は、『山槐記』治承三年三月十八日条「安芸伊都伎島内侍(以三巫女号内侍)於八條禪門亭有舞女等事、着唐装束云々、院密々有御幸云々」、十九日条「於院(七條殿)、伊都伎島内侍有舞事」などの記事から、厳島内侍の活動が都に及んでいることを指摘している(二二八、二三〇頁)。また、鈴木啓子は、『山槐記』治承二年十月十四日条・同十七日条などから、六波羅と西八条邸に、厳島別宮が祀られていたことを指摘し、これらの厳島別宮に、厳島の神を体現するとされた厳島内侍が訪れることは、厳島別宮の神威をあらためて確認するという意味合いをも持っただろうと解する(二八頁)。○イチシルキ人 『小学館古語大辞典』「いち」は、「いた(甚)」と同根で、はなはだしいの意。「しるし」は明白・顕著の意。「いちじるし」。〈新定盛〉は脚注で、「はつきりした人。好悪の感情を隠さぬ人」(一一一六七頁)とする。清盛が人の好悪について極端に振れる人なので、の意であろう。この後、近宗の計算どおり、話を聞いた清盛は「入道本ヨリイチシルキ人ニテ、涙ヲハラくト」流すことになる(後掲「入道本ヨリイチシルキ人ニテ、涙ヲハラくト」流給へり」項参照)。○厳島へゾ参給フ 実定が厳島参詣のために都を出立したのは、治承三年三月二十九日、『玉葉』同日条には「左大臣、左大将(実定)・大納言(実房・実国)、中納言(実家)等、参詣安芸国伊都伎島社」、中納言(資賢)追参向云々と記される。『玉葉』や『山槐記』によれば、二十六

日に実房を上卿として厳島に先年の中宮安産御礼の奉幣使が派遣されているので、彼らに同道したものと思われる。『古今著聞集』はその事情を次のように記す。「若宮の御託宣も思あはせられ、厳島の宿願も憑ありてぞ思給ける。同三年三月晦日、厳島にまいるとて出られにけり。大納言実国卿・中納言実家卿など伴侍けるとぞ。此日、中御門左府もまいりたまひたりけり。三條左大臣入道、其時大納言なり。六條の太政のおとどの中将にて侍りけるもおはしける、伴申されけり。此たびのことにや、中将、彼島の宝前にて太平楽の曲まはれけるが、おもしろかりける事也」(旧大系(二)六三三頁)。これによれば、実定の厳島参詣は、祈願した大将の地位成就の御礼のために行われた。治承元年正月二十四日、内大臣師長が左大将を辞任、大納言兼右大将であった重盛が左大将に、散位であった宗盛が権中納言に還任して右大将に任せられる。これが『平家物語』に記される大将をめぐる争いであるが、この時には実際には争いはなかったことは先述のとおり。三月五日、藤原師長の太政大臣昇進にともない、空席となった内大臣に重盛が任ぜられ、これによって空席となった大納言に散位であった実定が還任(「此日有任大臣事」。以「内大臣師長」、任「太政大臣」、以「左大将重盛」、任「内大臣」、以前大納言実定、還任大納言」)『玉葉』治承元年三月五日条)。同年六月五日、重盛が左大将を辞任、空席となった左大将就任を実定が厳島に祈願し、同年十二月二十七日に、実定が念願の左大将に任ぜられた(今夜、有小除目、於陣被行也、左大将藤実定)『玉葉』治承元年十二月二十七日条。治承三年三月の厳島参詣はその御礼のためというのが『古今著聞集』に記された事情である。『平家物語』の実定厳島参詣説話は、こうした時系列や事情

を書き換えた虚構ということになる。「同人成大将」の注解「其後ヤガテ、重盛ノ左ニ御座ケルヲ辞申テ右ニウツシ、実定卿ヲ举申テ奉成

左大将」参照。

【引用研究文献】

- * 赤松俊秀①「平清盛の信仰について」〔赤松俊秀教授退官記念 国史論集〕赤松俊秀教授退官記念事業会一九七二・12。『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・1再録。引用は後者による）
- * 赤松俊秀②「徳大寺実定の厳島社参について」〔日本歴史三二四、一九七四・7。『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・1再録。引用は後者による）
- * 梶谷亮治「平家納経と平安文化」〔台風被災復興支援 厳島神社国宝展〕国立博物館編集。読売新聞大阪本社二〇〇五・1）
- * 五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九九・1）
- * 清水真澄「音の潮流―厳島内侍考―」（日本歌謡研究四一、二〇〇一・12、『音声表現思想史の基礎的研究 信仰・学問・支配構造の連関』三弥井書店二〇〇七・12再録。引用は後者による）
- * 鈴木啓子「徳大寺家と説話の生成―徳大寺実定の左大将就任をめぐる―」（学習院大学国語国文学会誌五三、二〇一〇・3）
- * 曾我良成「安元三年の近衛大将人事」（名古屋学院大学論集人文・自然科学篇三一、一九九五・7）
- * 高橋昌明①『増補改訂清盛以前 伊勢平民の興隆』（平凡社ライブラリー二〇一一・12）
- * 高橋昌明②『平清盛 福原の夢』（講談社選書メチエ二〇〇七・11）
- * 中原後章「侍」考」（ヒストリア八三、一九七九・6）
- * 西田直敏①「平家物語の敬語」〔敬語講座 第3巻 中世の敬語〕明治書院一九七四・3、『自敬表現』の歴史的研究』和泉書院一九九五・3再録。引用は後者による）
- * 西田直敏②「平家物語（覚一本）の「自敬表現」」〔野田教授退官記念 日本文学新見 研究と資料〕笠間書院一九七六・3、『自敬表現』の歴史的研究』和泉書院一九九五・3再録。引用は後者による）
- * 橋本義彦①「院政論（古代史の課題）」〔日本歴史三三七、一九七五・8。『平安貴族社会の研究』吉川弘文館一九七六・9再録。引用は後者による）
- * 橋本義彦②「貴族政権の政治構造」〔岩波講座日本歴史4 古代4 岩波書店一九七六・8。『平安貴族』平凡社一九八六・8再録。引用は後者による）
- * 美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』（日本放送出版協会二〇〇三・6）
- * 目崎徳衛「西行の官歴」〔古代文化二八一八、一九七六・8。『西行の思想史的研究』吉川弘文館一九七八・12再録。引用は後者による）

*元木泰雄『平清盛の闘い 幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・二）

比ハ¹三月ノ中ノ三日ノ事ナレバ、明行空²ノ³曙、四方ノ山々霞コメ、漕行舟ノ波間ヨリ雲井遙ニ立隔、遠ザカリ行悲サニ、懸ラマシカバ中々
ニト⁴思食ケン、理也。「蒼波路⁵遠雲⁶千里」ト詠ジツ、須磨浦ヲ過給フ。行平中納言ノ、

旅人ノ⁹袂涼シク¹⁰成ヌラン¹¹関吹コユル須磨ノ¹²浦波

ト¹⁵詠ジケン折シモ被¹⁶思出¹⁷ケリ。抑¹⁸源氏中将此浦ニ¹⁹遷給シ時、源氏²⁰琴ヲ引、良清ニ歌ウタハセ、惟光ニ笛吹セ²¹テ遊給シニ、心トミメテ
哀ナル²²手ナド弾給ケル折シモ、五節君トテ、源氏ノ²³御妾アリ。父ノ大式²⁴ニ²⁵相具シテ²⁶筑紫ヘ²⁷下タリケルガ、上トテ、彼浦風、²⁸琴ノ音ヲ
サソヒケルヲ聞テ、

琴ノ音ニ引トメラル、綱手ナワ²⁹タユタウ心君シルラメ³⁰ヤ

ト聞ヘタリシカバ、御返ニ、源氏、

心有テ³¹ヒクテノ³²綱ノタユタハミ打ステマシヤスマノ浦風

ト有ケンモ、今更³³被³⁴思出³⁵ケリ。明石ノ浦ヲ過給ニモ、カレナラン、³⁶源氏ノ大将須磨ノ浦ニ沈給シ比、³⁷依³⁸夢³⁹告⁴⁰播磨入道ノ女明石ノ上ヲ
奉⁴¹迎ケン、須磨ヨリ明石ノ浦⁴²ニ⁴³伝⁴⁴ニモ、路ノ程遙ニ有ケント、⁴⁵思召シ残ス方ゾナキ。角⁴⁶テ日数フル程ニ、春モ既ニ暮ツ、⁴⁷夏ノ木立ニ成ニ
ケリ。⁴⁸四月二日ハ、巖島ニモ著⁴⁹給。

神前ニ⁵⁰参テ社頭ノ景氣ヲ拝シ給ヘバ、⁵¹皎潔タル⁵²波月ハ和光ノ影ヲ⁵³諍ヒ、蒼⁵⁴汙タル⁵⁵水雲ハ利物ノ風ヲ⁵⁶帶タリ。⁵⁷雲ノ⁵⁸榭霞ノ軒、⁵⁹幾廻カハ年
ヘケン。玉ノ簾錦ノ⁶⁰帳、憑⁶¹ヲ懸テ日ヲ送レリ。係⁶²ル遠国ニモ眺望⁶³ヤサシキ⁶⁴名所トテ、神明地ヲ⁶⁵点ジ、⁶⁶垂迹人ヲ⁶⁷利シ給⁶⁸コソ⁶⁹貴ケレ。肩ヲサシ、
袖ヲ連ヌル内侍モ、結縁⁷⁰羨シク御覽ズレバ、⁷¹信ヲ⁷²至シ、⁷³歩ヲ⁷⁴運ブ⁷⁵願望モ、未憑⁷⁶シクゾ⁷⁷思召。御參籠ハ⁷⁸七箇日也。其間⁷⁹内侍共モ常ニ参テ、
今様朗詠シ、琴・琵琶⁸⁰弾ナンドシテ、旅ノ御ツレ々⁸¹様々情⁸²ニ⁸³アル⁸⁴体ニ⁸⁵奉⁸⁶慰⁸⁷。実定卿モ御目ヲ懸ラレタリ。

【校異】 1 〈近〉「やよひの」〈静〉「三月の」。2 〈近〉「あけぼの」〈蓬・静〉「あさほらけ」。3 〈近・蓬〉「よもの」。4 〈近〉「おほしけんも」〈蓬〉
「覚召けん」。5 〈近〉「とをうして」〈蓬〉「速」。6 〈近〉「せんりを」とし、「を」に見せ消ち、右に「と」を傍記。7 〈近〉「すま
のうらをぞ」〈蓬〉「すまの浦をそ」〈静〉「須」の浦をそ」。8 〈近〉「ゆきひらのちうなごんの」〈蓬〉「行平中納言の」。9 〈近〉「たもとに」とし、
「に」に見せ消ち。10 〈近〉「なりぬん」〈蓬〉「成らん」。11 〈近〉ここから下句であるが、二字下げにせず通常行に記す。12 〈蓬〉「うら風と」〈静〉「浦
なみ」とし、右下に「風歟ト」と小書あり。13 〈近〉「けんしのちうじやう」〈蓬〉「源氏の中將の」〈静〉「源氏の中將の」。14 〈近〉「うつり給ひし」〈蓬〉
「通ひ給し」〈静〉「かよひ給し」。15 〈近〉「きんを」〈蓬・静〉「琴を」。16 〈蓬〉「テ」なし。17 〈蓬〉「手なから」。18 〈近〉「五せつのきみとて」

21 〈近〉「あひして」とし、「ひ」に見せ消ちあり。右に「ぐ」を傍記。22 〈近〉「つくしへ」、〈蓬〉「筑紫へ」。23 〈近〉「くたりけるか」。24 〈近〉「のはるとき」。25 〈近〉「きんの」、〈蓬〉「ことの」。26 〈近〉ここから下句であるが、三字下げにせず通常行に記す。27 〈底〉ここから改行。行末に「ヤ」が入らなかつたためか。28 〈近〉「御返事に」。29 〈近〉「ひき手の」とし、「き」に見せ消ち、右に「く」を傍記。30 〈近〉「なほの」。31 〈近〉「おもひ出られけり」、〈蓬・静〉「思ひ出されけり」。32 〈近〉「げんじの大しやう」、〈蓬〉「源氏大将の」、〈静〉「源氏大将の」。33 〈近・静〉「よつて」、〈蓬〉「依て」。34 〈近〉「思食のこす」、〈蓬〉「覚召残す」、〈静〉「思食のこす」。35 〈近〉「なつこだちに」。36 〈蓬・静〉「四月二日には」。37 〈近〉「まいつて」、〈蓬〉「参りて」、〈静〉「まいりて」。38 〈近〉「かうけつたる」、〈蓬・静〉「皓潔たる」。39 〈近〉「はけつ人」として「人」を見せ消ちとし、右に「は」を傍記。40 〈蓬〉「雲栢」。41 〈近〉「いくはくめくるかは」、〈蓬〉「いくかへりかは」、〈静〉「いくめくりかは」。42 〈近〉「ちやう」、〈蓬・静〉「帳」。43 〈蓬〉「やさし」。44 〈近〉「めいしよとてめいしよくとて」とし、後の「めいしよくとて」を縦線で消す。45 〈近〉「あとをたれ」、〈蓬〉「垂跡」。46 〈近〉「たうとけれ」、〈蓬・静〉「貴けれ」。47 〈近〉「しんを」とし、「しん」の右に「信心」を傍記。48 〈近・静〉「いたし」、〈蓬〉「出し」。49 〈蓬〉「運」。50 〈近〉「ぐわんまうも」、〈蓬〉「願望も」、〈静〉「願望も」。51 〈蓬〉「覚召」、〈静〉「思食」。52 〈蓬〉「七日也」。53 〈蓬〉「内侍ともか」。54 〈近〉「ひきなど」。55 〈蓬〉「程に」(難読)。56 〈近〉「しつていのきやうも」、〈蓬〉「実定卿」、〈静〉「実定卿も」。

【注解】○比ハ三月ノ中ノ三日ノ事ナレバ 以下、「厳島ニモ著給」までの道行記事の内、「懸ラマシカバ中々ニト」から「角テ日数フル程ニ」までは、〈盛〉の独自本文。先述のように、実際に実定が厳島に向けて都を出立したのは、治承三年（一一七九）三月二十九日のことであった。〈盛〉がいかなる理由で「三月ノ中ノ三日」という日付を設定したのかは不明。岡田三津子は、実定厳島参詣関連記事が、『源氏物語』須磨「明石」の両巻の枠組みを借りて構成されていること、道行記事に加えて、厳島における実定と内侍たちとの管弦、有子との恋物語などが、「明石」における光源氏と明石の上の物語を投影させて構成されていることに着目、三月十三日も、源氏が須磨から明石へと移った日付を意識したのではないかと指摘する（四八五～四八八頁）。他に出立の日付を明記するのは〈南〉。〈南〉では氏神である春

心集『撰集抄』など中世には人口に膾炙していた。とすれば、前項の「曙」は、やはり「あさぼらけ」が相応しいだろう。なお、この前後、「明行空の」「曙」「霞こめ」「漕行舟の」「波間より」「雲井遙に」「遠さかり行」等の、和歌に類出する七・五の語句を点綴し、晩春の風情を描き出している。○懸ラマシカバ中々ニト思食ケン 「このよ
うな事情で下向するのだからさぞや今とは異なつた風情があつたであろうにお思いになつたに違いない」の意か。「遠ザカリ行悲サニ」を受けての表現。ただし、実定の場合は単に敵島に参詣に向かつていただけなので、この感慨はいささか不似合いな物になっている。この点について岡田三津子は、須磨・明石の地で実定が回想したのが光源氏の行動であつたこと、「中く」に様変わる」が、『須磨の巻』において光源氏が須磨の景物に感興を覚える様を描いた表現として理解されてきたことなどを理由に、「かゝらましかは中く」と思食けん」の主体は、光源氏であつたと考えてよい」（四八八頁）と指摘する。道行記事の最初から、実定を須磨へと向う光源氏に重ね合わせて描いたために、本来は光源氏のものであつたはずの感慨を、実定にも共有させて捉えた表現と見るべきであろうか。○蒼波路遠雲千里 「蒼い波は遠く雲に連なつて千里の果てまでもつづいている」の意。「蒼波路遠雲千里 白霧山深鳥一声」（『和漢朗詠集』下・行旅六四六、橘直幹。旧大系二一六頁）。もとは琵琶湖の光景を詠んだ句。『和漢朗詠集永濟注』「此詩ハ、橘直幹、近江ノ石山寺ニマウテ、ツクルル也。上句ハ、ミツウミチカキトコロナレハ、湖上ノ眺望雲遙ナル意也。下句ハ、キリフカキ山路ニ、トリノコエ、カスカニキコユル意也」（『和漢朗詠集古注釈集成』3—二七〇頁）。同句を翫然上人が入唐した際

に、「雲」を「霞」に、「鳥」を「虫」と改めて、自らの作と偽つて披露したところ、唐人に改作を見破られたとの逸話が、『江談抄』巻四、『古今著聞集』巻四に記される。○須磨浦 現在の兵庫県神戸市須磨区の南西の海岸一帯の地。「妙法寺川を境として、以西の海岸部」吉本昌弘二二頁）。北に鷹取・高尾・高倉の山並み、西に鉄拐・鉢伏の二峰が海に迫り、南西海上に淡路島を望む景勝地として知られる。古く須麻・諏麻・須馬・須間なども表記された。『万葉』に海人が塩を焼く光景が詠まれ、平安時代は貴族らの遊樂の地となつた。『古今集』には有名な在原行平の歌（次項）が取られる他、『伊勢物語』『枕草子』等にもその地名が見え、文学上の名所となつた。『源氏物語』「須磨」は、行平の故事に準拠しており、光源氏が蟄居した須磨の家は「行平の中納言の、藻潮たれつゝわびける家居近きわたり」と記される（平凡社地名・兵庫県 一九三頁等）。中古から中世にかけての須磨の地は、僻遠の地であり、不遇沈淪の身を宿す地のイメージで捉えられていた。〈盛〉が、光源氏や行平の逸話をここに引くのもそのためである。岡田三津子は、実定道行文の場合は、通常の道行文の場合と異なり、「地名として取り上げているのが須磨・明石だけである」という点に特徴がある」（四七七頁）と指摘するが、そうした叙述に何らかの意図を見出すこともできよう。例えば、〈盛〉が、須磨や明石の地を敢えて記すのは、敵島参詣途中の実定を、須磨に流謫された行平や、須磨や明石に身を潜めた光源氏に準えようとするためではないのか。先にも、実定の思いとして、「遠ザカリ行悲サニ、懸ラマシカバ中々ニト思食ケン」とあつた。今回の都から遠く離れた敵島への参詣に、都落ちにも近い思いを実定が抱いていたことを示すために、

自らを須磨や明石に身を潜めた行平や光源氏に準えようとするのであろうか。○行平中納言 弘仁九年（八一八）〜寛平五年（八九三）。

平安時代前期の公卿。平城天皇の皇子阿保親王の子。母は桓武天皇皇女の伊登内親王。天長三年（八二六）弟業平らとともに在原朝臣の姓を賜る。承和七年（八四〇）藏人、翌年従五位下。以後主として武官を歴任して、貞観十二年（八七〇）参議、同十五年大宰権帥、翌年従三位、元慶六年（八八二）中納言となり、仁和三年（八八七）致仕。寛平五年七月十九日没す。七十六歳。『古今和歌集』雑歌下九六二番

歌「わくらばに問人あらば須磨の浦にもしほたれつゝ侘ぶとこたへよ」の詞書に、「田村の御時に、事に当りて、津国の須磨と言ふ所に籠り侍けるに、宮のうち侍ける人に、遣はしける」（新大系二八八頁）とあり、文徳天皇のとき須磨に何らかの事件に関わって蟄居を余儀なくされることが知られる。ただし、事件についての記録は正史になく詳細は不明。『源氏物語』にも、行平の須磨隠栖のことは、「かの須磨は、むかしこそ人の住みかなどもありけれ」（新大系二一四頁）、「おはすべき所は、行平の中納言の、藻塩たれつゝわびける家居近きわたりなりけり」（同二三頁）と記される。○旅人ノ袂涼シク成ヌラン…「関を吹き越える須磨の浦風に吹かれて、旅人の袂はさぞ涼しくなってしまうことだろう、と流論の身であった行平中納言がお詠みになったときのしみじみとした感懐が思いおこされる」の意か。『続古今和歌集』羈旅八六八「たび人はたもとすずしくなりにけりせきふきこゆる須磨のうら風」。詞書「つづくにすまといふ所に侍りけるとき、よみ侍りける」が添えられる（新編国歌大観第一卷三三五頁）。〈盛〉では第一句「旅人は」が「旅人の」となっているほか、第五句「須磨の浦風」

(五)

が「須磨ノ浦波」と変えられている（〈蓬〉は「浦風」とする。校異12参照。但し、〈盛〉の行平詠は『続古今和歌集』によるのではなく、次に引く『源氏物語』の引く行平詠によると考えれば、「浦波」が〈盛〉本来の本文とも考えられるが、この後の五節の君との和歌贈答記事との関連からは、「浦風」が、〈盛〉本来の本文と考えられる。この後の注解「彼浦風、琴ノ音ヲサソヒケルヲ聞テ」参照。なお、『源氏物語』「須磨」の本文中では、「須磨にはいとゞ心づくしの秋風に、海はすこしとをけれど、行平の中納言の、関吹き越ゆると言ひけん浦波、よるくはげにいと近く聞こえて、またなくあはれるものは、かゝる所の秋なりけり」（新大系三一頁）となっている。ここでは、実定が「またなくあはれるもの」として、歌に託された行平の心情に心を寄せていることになる。岡田三津子は、『須磨の巻』では、和歌の第四句「せきふきこゆる」によって引歌を暗示している。これに対して盛衰記では、『須磨の巻』で引歌となった行平詠をすべて引用している。盛衰記の他の箇所においても、先行資料で部分的に引用された和歌を、完全なかたちで引用しなおすことは多い」として、「行平歌の引用は、盛衰記における注釈的叙述方法のひとつ」（四七八頁）と位置づける。なお、須磨の関については、和歌の他『枕草子』一〇七段に「関は相坂。須磨の関」（新大系一五〇頁）と記され、『梁塵秘抄』には「須磨の関和田の岬をかい廻うたる車船、牛窓かけて潮や引くらん」（旧大系四二七頁）と謡われるが、文学関係以外の史料には見えず、その実態の詳細については不明である。〈角川地名・兵庫県〉は、「須磨関の存廃については不明な点が多いが、現在の須磨区関守町の関守稲荷がその旧跡であるといわれる」（八二三頁）とする。また、高橋

和夫は、「一度も記録に見えないことから察すると、須磨の関の実体は、駅家とそれ程違わなかったのではないか」と指摘する。また、山陽道は舟行が主となり、摂津大輪田泊や播磨魚住泊から離れた須磨では、「駅自体が消滅してしまふであろう」とし、『源氏物語』「須磨」で関としての機能や駅家が描かれておらず、「人家も稀な鄙となっていったというのは、歴史的な現実の反映なのであった」（一九七頁）と述べる。○抑源氏中将此浦二遷給シ時 前出の行平歌などを含めて、須磨・明石の場面全体が『源氏物語』を下敷きとする。○源氏琴ヲ引：『源氏物語』「須磨」の「冬になりて雪降り荒れたるころ、空のけしきもことにすこくながめ給て、琴を弾きすさび給ひて、良清に歌うたはせ、大輔横笛吹きて遊び給。心とどめてあはれなる手など弾きたまへるに、ことものの声どもはやめて、涙を拭ひあへり」（新大系2―三八頁。傍線部は〈盛〉に一致する箇所）を踏まえた一節であることが、岡田三津子によって指摘される（四七八―四七九頁）。この場面は、須磨での生活も長くなり、光源氏は、紫の上を呼び寄せたいとは思ふものの、「よろづの事さま変わ」（三七七頁）るこの須磨に呼び寄せることもできず、鬱屈した思いを慰めるべく、源氏は琴を弾き、良清には歌を歌わせ、惟光に笛を吹かせてお遊びになり、しみじみとした曲をお弾きになったところ、他の楽器は演奏を止めて、涙を拭いたとする場面。『源氏物語』の「大輔」が「民部大輔」であった惟光であることが〈盛〉では明示されているのは、岡田の指摘する「注釈的姿勢」（四八〇頁）によるか。なお、「琴」は『源氏物語』では「きん」と訓み、中国渡来の七絃琴を意味した。『白虎通』には「琴者禁也。禁人邪惡、帰於正道」とあり、君子の楽器とされていた。○五節君

トテ、源氏ノ御妾アリ 以下、『源氏物語』では、秋の頃に五節君が父太宰大式に具せられて上洛する途次、須磨の源氏を訪ねる場面を踏まえた叙述。『源氏物語』では明示されない「五節君」の「源氏ノ御妾」（〈近〉「御おもひ人」、〈逢・静〉「御思人」という位置づけについては、『光源氏一部哥』や『源氏大鏡』『源氏物語拔書抄』他の、十五世紀後半以降に成立した『源氏物語』梗概書が「御おもひ人」のように記すこととの関係に注目した岡田三津子が、「盛衰記編者特有のものではなく源氏物語注釈の世界と関わることを指摘」（四八一頁）する。傍線部は、〈盛〉に一致するとして岡田が指摘する箇所。

・この大にのむすめ一とせ五節のまひひめにいでたりしを、源氏御おもひ人にて、忍くわすれがたき物におもほしたり。ちゝの大に、ぐしてつくしへ下て、この時つれてのほる。 おりくつくしの五節とほんにあるは是也（源氏物語古注集成3『光源氏一部哥』九七く九八頁）

・此大式のむすめは、いにしへ五節の舞ひめ成しを、其後げんじ御思ひ人にて年ごろありしが、父の大式にぐしてつくしへくだりにけり。いま、ちゝにぐしてのぼる（古典文庫『源氏大鏡』一三四頁）

・此大式のむすめはいにしへ五節の舞姫なりしを、其後源氏御おもひ人にて年比有しか、父の大式にぐしてつくしへくだりにけり、今又父にぐしてのぼる（古典文庫『源氏物語拔書抄』一〇五頁）

しかし、これらの『源氏物語』梗概書より早く、鎌倉時代成立の『紫明抄』に、「これは五節君とて源氏の君の御思人なりしか」と、五節君を源氏の「思人」とする解釈が見られる。なお、以下に引く『紫明抄』の本文は、傍線部が〈盛〉とほぼ一致しており、〈盛〉が『紫明

抄』のような本文を参照した可能性が高い。「これは五節君とて源氏の君の御思人なりしが、ちゝの大式にぐしてつくしへくだりしが、のぼるとて、ちゝはくがよりのぼりけるが、女ばらは舟にてのぼるに、すまのうらかぜきんのねをさそひきたるをきゝて、「こののねにひきとめらるゝつなでなはたゆたふ心君しるらめや」ときこえたりし御返事に、「心ありてひきてのつなはたゆたはぶうちすぎましやすまのうら浪」とて給はせたりしを見て」（『源氏物語古註釈大成7』三六四—三六五頁）。○彼浦風、琴ノ音ヲサソヒケルヲ聞テ『源氏物語』の、父太宰大式と共に上落途中の五節の君が須磨に差し掛かった折、風に乗って聞こえてきた琴の音を聞き、源氏に便りを差し出したとする場面。「琴の声風につきてはるかに聞こゆるに」（新大系2—三四頁）を踏まえた表現。「彼浦風」とは、須磨の浦風を指すはずで、とすれば、先の行平詠に見る「須磨ノ浦風」（〈蓬〉）とも響き合う。さらに、この後の源氏の歌に見る「スマノ浦風」とも響き合う。なお、岡田三津子は、『源氏物語』の五節君との和歌贈答（季節は秋）と、先の従者たちとの管弦（冬）という二つの場面を、〈盛〉は順序を逆転させて「琴を奏でる同一の場面」とすることで、『源氏物語』では不明瞭であった「琴の音の主が光源氏であることがはっきり示されている」として、「盛衰記編者の注釈的姿勢を読み取ることができる」（四八〇頁）と指摘する。なお、当該句も、前項の注解に引いた『紫明抄』に一致する。○琴ノ音二引トメラル、綱手ナワタユタウ心君シルラメヤ「あなたが弾く琴の音に、通り過ぎることができずに引き留められた綱手縄のように、定まるところなく揺れ動く私の心をあなたはご存じでしょうか」の意。『源氏物語』「須磨」で五節君から源

氏に贈られた和歌「琴の音にひきとめらるゝ綱手縄たゆたふ心君しるらめや」（新大系2—三五頁）の引用。「綱手縄」は「船につないで引く綱。また、大船が小船を曳航するために用いる綱」（日国大）。琴を「弾く」と綱手縄を「引く」を掛詞として、自らの心をたゆたう綱手縄に喩えた歌。なお、『紫明抄』によれば、「琴」は「きん」ではなく「こと」と訓む。○心有テヒクテノ綱ノタユタハッ打ステマシヤスマノ浦風「私を思う気持ちがあるために、舟を引く綱がたゆたうように心が揺れ動いているならば、この須磨の浦を風が吹きすぎてゆくように素通りすることはできないでしょうに」の意。『源氏物語』「須磨」での源氏からの返歌「心ありてひきての綱のたゆたはぶうち過ぎましや須磨のうら浪」（新大系2—三六頁）。『源氏物語』『紫明抄』では、第四句「打すて」が「うち過ぎ」に、第五句「浦風」が「うら浪」となっている。先の注解「彼浦風、琴ノ音ヲサソヒケルヲ聞テ」参照。○今更被思出ケリ 思い出している主体は実定。須磨を通過しながら、流謫の身となった源氏の暮しに思いを馳せ、その悲哀を我が物として受け止める実定の姿を浮き彫りにした表現。さらに、須磨では五節の君を、明石では明石の上というように、源氏の悲哀を慰めた女の話を中心に記すのは、この後の実定と有子との話を引き出すための伏線ともなっているか。○明石ノ浦ヲ過給ニモ、カレナラン 実定が、明石の浦をお過ぎになる時も、あれではなかるうか、源氏が須磨の浦に沈淪なさっていた時、明石の上をお迎えしたあの明石の浦とはの意。明石の浦は、「大蔵谷の朝霧川から現在の明石川の河口までの海岸のこと」。「この明石浦を越えれば、四国でも室津でも瀬戸内海の時運は暫く上げ潮任せの航行」（田中久夫一一頁）であった

という。○源氏ノ大将須磨ノ浦ニ沈給シ比 当該句(源氏ノ大将須磨ノ浦ニ沈給シ比)は、先の源氏と従者達との管絃話(源氏中將此浦ニ遷給シ時)と、波線部は官位が齟齬し(岡田三津子四九一頁)、棒線部は重複するように、不整合を来している。○依夢告…故桐壺帝が源氏の夢に現われ、早く須磨の地を去るようにと諭した記事(後出)を指すか。岡田三津子は、これを「夢の告」とする理解が、『光源氏一部詞』や『光源氏一部連歌寄合事』などに見られることから、「盛衰記の「夢の告」という表現も、先の「御思人」の場合と同様、源氏物語註釈の世界と通じるもの」(四八四頁)と指摘する。ただし、『源氏物語』「須磨」にも、「夢の告」との表現はないものの、岡田三津子が引用する「心にもあらずうちまどろみ給。かたじけなき御座所なれば、たゞより居給へるに、故院たゞおはしまししさまながら立ち給て、「など、かくあやしき所に物するぞ」とて御手を取りて引き立て給。「住吉の神の導き給まゝには、はや舟出して、この浦を去りね」との給はず」(新大系2―五八頁)の他、「君の、御夢などもおぼしあはすることもありて」(同五八頁)、「夢の中にも父御門の御教へありつれば」(同五九頁)など、桐壺帝の出現が夢告であることを示唆する表現が見られる。また、『光源氏物語抄』では、明石入道の見た住吉明神の夢告(夢にさまことなる物の告げ知らすること)(新大系2―五八頁)を指して、「夢のつけある事」としている。○播磨入道 『源氏物語』の登場人物で、一般には明石入道と呼ばれる。『源氏物語』中には「播磨入道」の呼称は用いられない。『河海抄』には「さきのかみしほち」の説明として「播磨前司入道也(在若菜卷)」(『紫明抄・河海抄』三三二頁)とある。「若紫」で明石入道のことを

「かの国(引用者注、播磨国)前の守、新発意の、むすめかしづきたるいゑ」(新大系1―一五四頁)としていたことを踏まえる。明石入道は、大臣の息子でありながら三位中將の地位をなげうって播磨守となり、出家して明石の浦に住んだ。○須磨ヨリ明石ノ浦伝ニモ、路ノ程遥ニ有ケント 源氏から都の紫上に送った手紙に記された歌「はるかにも思ひやるかな知らざりし浦よりをちに浦づたひして(見知らぬ須磨の浦からさらに遠い明石の浦へ移って、遙か遠くにあなたのことを思っております)」(新大系2―一六二頁)を踏まえた表現か。須磨から明石までは直線距離にして十数キロメートルほど、『源氏物語』須磨』には「明石の浦は、たゞはひ渡るほどなれば」(新大系2―三九頁)とあり、容易に歩いて行ける程度の距離との認識が示されている。また、源氏は迎えに来た明石入道の舟に乗って、「例の風出で来て、飛ぶやうに明石に着き給ぬ。たゞはひ渡る程に、片時の間といへど、猶あやしきまで見ゆる風の心なり」(新大系2―一六〇頁)と、僅かな時間で移動したとされている。〈盛〉が『源氏物語』に準拠しているとするならば、この距離を「遥ニ」と表現したとは考えにくい。むしろ、わずかに都から遠ざかっただけであるにもかかわらず、都との距離が一層大きくなったことを嘆く源氏の心に思いを馳せた実定の感慨と理解すべきだろう。岡田三津子は、「須磨より明石のうらつたひ」が『光源氏一部連歌寄合事』や『花鳥余情』で巻名の由来を述べる叙述に見られる表現である点を指摘する(四八四―四八五頁)。ただ、同様の表現は、例えば金刀比羅本『平治物語』(〈校注盛〉一―八七頁)の他、〈屋〉「源氏ノ大将ノ昔ノ跡ヲ尋ツツ、詭磨ヨリ明石ノ浦伝、淡路ノセトヲ押渡リ、絵島カ磯ノ月ヲ見ル」(三六二頁)〈延・

長・盛・覚」等同）や、〈覚〉「或は須磨より明石のうらづたひ」（新大系下—一八二頁）、〈覚〉「古は名をのみ聞きし須磨より明石の浦づたひ」（同四〇三頁）、〈延〉「源氏ノ大将ノスマ明石ノ浦伝シテ、都帰りノ有シ後」（巻三二五〇オ）、〈延〉「光ル源氏ノ跡ヲヲヒ、隙間ヨリ明石ニ伝フ時モアリ」（巻五—一〇ウ）等、多くに見られる。『源氏物語』に準拠する表現として、早い段階から使用されてきた表現と考えられる。○春モ既ニ暮ツ、夏ノ木立ニ成ニケリ：当該句は、他に〈南〉にもある。〈南〉「春モ既ニ暮ナムトス。夏木立ニ成ケレバ、海路遥ニヘダ、リテ、四月二日嚴島ニゾ付給フ」（上—一〇四頁）。実定が、三月十三日（春）に都を出立して、嚴島に到着したのが四月二日（夏）になっていたと述べることで、都から嚴島への距離感を強調している。「路ノ程遥ニ」を受けた叙述とみられる。当時の嚴島参詣において、都から嚴島までの所用日数は一週間程度であった。たとえば『高倉院嚴島御幸記』に記された高倉院の嚴島参詣の場合、治承四年三月十九日に西八条邸を出立した一行は、二十六日に嚴島に到着している。実定が嚴島への旅程に二週間以上を費やしたとするのは不自然だろう。「同人成大将」の注解「サテモ七日過ヌレバ」「一夜ノ泊マデ」参照。○皎潔タル波月ハ和光ノ影ヲ諱ヒ「白く清らかに波に輝く月光は、和光同塵の光を競うがごとく映し出し」の意。〈南〉「瞰^ミ潔タル朗月ハ和光ノ影ヲ顯シ」（上—一〇五頁）。皎潔は「白くてけがれなく、清らかなこと。また、そのようなさま」（日国大）。『邦訳日葡辞書』には「Cézet コウケツ（皎潔）」とし、「非常に清浄で純正潔白なもの」（一四八頁）とある。「皎潔孤明桂月来」（『文華秀麗集』旧大系二九九頁）、「皎潔空観月（皎潔たり空観の月）」（『菅家文章』旧

大系四九四頁）など、月と結びついた表現が多い。なお「波月」は次項の「水雲」と対をなして海と空を表しており、海に浮かぶ嚴島の様子を描出している。和光（同塵）もしばしば月の光に喩えられる。『宴曲抄』上熊野参詣「和光同塵の月の影はやどらぬ草葉やなかるらん」（中世の文学『早歌全詞集』一〇一頁）。○蒼茫タル水雲ハ利物ノ風ヲ帶タリ「見渡す限り広がる青々とした海と雲（空）は、衆生を利益の風を帯びるがごとくである」の意。〈南〉「蒼泡タル水雲ハ利物ノ雨ヲ帶セリ」（上—一〇五頁）。蒼茫は「見わたす限り青々として広いこと。また、そのさま」（日国大）。『邦訳日葡辞書』「Rimotリモツ（利物）例、Rimotno vouari（利物の終り）人間の霊を救うことの終結、あるいは、完了。仏法語」（五三三頁）。和光と利物を対するのは、中世に流通した「和光同塵は結縁の始、八相成道は利物の終」（『義経記』旧大系二八九頁。『摩訶止観』六「和光同塵結縁之始。八相成道以論其終」）に基づく）等と発想を同じくする表現か。〈盛〉巻二十八「経正竹生島詣」に「所願成就疑ナシ。和光利物ノ夏衣、思立ケルウレシサヨ」（四—一四三頁）など、「和光利物」の用例も多い。以上の社殿の描写として類似するものに、『三国伝記』巻十第十二の竹生島の描写、「所以和光ノ幽月、破三使黒雲、同塵ノ薰風ハ払^ハ四魔ノ敵軍ヲ。誠尊神ノ利物掲焉^ヲ。靈島眺望殊勝也」（中世の文学、下—一八八頁）がある。○雲ノ相霞ノ軒、幾廻カ八年ヘケン〈盛〉の独自異文。〈校注盛〉頭注では「雲や霞のかかる高い梁や軒。社殿の壮麗なさまをいう」（八七頁）とする。清盛による嚴島神社再建は仁安三年（一一六八）に行われており、現在とあまり変らない規模の社殿が建立されていたと見られる。『宴曲集』「花亭祝言」に、「玉楼金殿に錦を飾るもて

なし 雲の桶蓋を並べたりやな 霞の軒端には又 立ち並ぶためし
 無く 万代の春を重ねても 栄花の花はさき草の 三葉四葉に殿造
 り」(『中世近世歌謡集』旧大系六三頁)。「雲楣」は「高い軒。転じ
 て、立派な建物。また、雲状の文様の装飾がほどこされたうつばり」
 〈日国大〉。「建立以後。年歳稍遷。破壊良甚。雲楣朽兮」(『朝野群載』
 一七)「知識文・山王院千手堂住僧等曜謹嚴」(国史大系四三三頁)。「霞
 ノ軒」は「霞を軒にかかる簾にたとえていう」(日国大)。用例として「あ
 ら尊のみ作りや、聞くも名高き雲の垣、霞の軒の玉簾」(『金札』旧大
 系『謡曲集』上―四四頁)を引くが、頭注によればこの一節は「出雲
 八重垣」の歌による表現とされる。他に『本朝文粹』詩序二四二「杏
 壇槐市之前、凹冠鼓篋、雲霧霞軒之下、大帯摺衣」(新大系二七四
 頁)など。『言泉集』に「観夫靈楣霞軒廻意匠」(安居院唱導集』
 一五九頁)、「雲楣霞軒之并嚴皆挿第一義空」(二六八頁)のように、
 併せて荘嚴な仏閣などの形容に用いられる。雲と霞、楣と軒、玉の簾
 と錦の帳をそれぞれ対とした表現であるが、出典は未詳。○玉ノ簾
 錦ノ帳、憑ヲ懸テ日ヲ送レリ 〈南〉「玉ノ簾錦ノ帳、契ヲ結テ日ヲ、
 クル」(上―一〇五頁)。○係ル遠国ニモ眺望ヤサシキ名所トテ、神
 明地ヲ点ジ、垂迹人ヲ利シ給コソ貴ケレ 〈南〉「比ハ卯月ノ始ナレバ、
 残鳥余花ノ風ニ乱ル。春ノ余波ハカスカナリ。遠国ニモ加様ニヤサシ
 キ所アリケリ」(一〇五頁)。○肩ヲサシ… 〈新定盛〉は、脚注で、

【引用研究文献】

- * 赤松俊秀「徳大寺実定の厳島社参について」(日本歴史三二四、一九七四・7)、『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・1再録。引用は後者による
 * 岡田三津子『源平盛衰記』と中世源氏物語注釈―実定厳島道行記事の検討を通して―(『中世軍記の展望』和泉書院二〇〇六・7)
 * 高橋和夫「須磨巻について―「源氏物語」の創作課程」(国文学解釈と鑑賞別冊『源氏物語の鑑賞と基礎知識②須磨』至文堂一九九八・11)

「肩をさす」は肩を接して並ぶ意(1―一六八頁)とするが、語源
 など未詳。なお、「末憑シクゾ思召」までは、〈盛〉の独自本文。「神
 前ニ参テ社頭ノ景氣ヲ拝シ給ヘバ」以下は、目に映った厳島の様子に
 感動した実定の感慨と考えられる。したがって、「並み居る内侍たち
 が神に結縁している様子を羨ましく思うと同時に、自らも深く頼んで
 遙々とそのために足を運んできた大将への願いも、必ずや成就するで
 あるうとの思いを強くした」の意か。○内侍共モ常ニ参テ、今様朗
 詠シ、琴・琵琶弾ナンドシテ… 〈南〉「七ケ日参籠有ケレバ、彼社ノ
 内侍共、『徳大寺殿有ガタク是マデ御参詣ナグサメ奉レヨ』ト云テ、
 皆能アル者共ナレバ、或ハ今様ウタヒ朗詠シ、或琵琶ヲシラベ箏カキ
 ナラシ、イミジク翫シ奉ル」(一〇五頁)。厳島の内侍が、参詣者の接
 待にあたったこと、今様を朗詠したことについては先述のとおり。『高
 倉天皇厳島御幸記』にも高麗鉦や万歳楽を舞ったり、田楽を演じたり
 したことが記される。が、琴・琵琶などを演奏したという記事は見あ
 たらぬ。ここであえて、今様・琴・琵琶を挙げたのは、光源氏の須
 磨・明石での生活を想起させ、続く実定と内侍有子との恋愛譚を、源
 氏と明石の上の姿に重ね合わせようとしたためか。岡田三津子は、実
 定と有子との恋愛が源氏と明石の上の物語の投影であることを指摘す
 る(四八八頁)。

* 田中久夫「伊予河野氏と平氏と明石海峡―大蔵谷の稲爪神社と舞子の山田浦を中心に―」（御影史学論集二九、二〇〇四・10）
 * 吉本昌弘「播磨国明石駅家・撰津国須磨駅家間の古代駅路」（歴史地理学二二八、一九八五・3）

内侍ノ¹中ニ有子ト云者アリ。²十六七ニモヤ成ラン。年少シ³幼稚テ、⁴常モ参ラズ、時々⁵見来ケルガ、希代ノ琵琶ノ上手也。「アテヤカナル⁶事ガラ、物糸惜キ⁷顔立、⁸古郷モ忘ヌベシ」ト、⁹実定常ニ被¹⁰仰ケリ。或時、¹¹有子トク参テ、¹²唯一人¹³御前ニ候ケルヲ、「我身ハ此国ノ者カ」ト有御尋¹⁴ケレ共、顔打アカメテ、御返事モ申サズ、愧¹⁵ゲナル有様、イトゞ由アリテ御覽ジケレバ、¹⁶実定¹⁷思食入タル御気色ニテ、¹⁸畳紙ニ御手ササミ有テ、有子ガ前ヘ投サセ給ヘリ。

山ノ¹⁹端ニ契テ²⁰出²¹ン夜半ノ月廻²²逢ベキ²³折ヲ知²⁴ネド

有子内侍ハ、此²⁵手スサミヲ²⁶給テ、堪²⁷ズ思シメタル²⁸気色ニ²⁹モテ、御前ヲバ立ヌ。³⁰実定ハ只³¹尋常ノ情ニ³²思食ケルヲ、内侍ハ難³³忍ゾ思沈ミケル。
【校異】 1 〈近〉「うちに」。 2 〈近〉「十六七日にもや」とし、「日」に見せ消ち。 3 〈近〉「いときななくて」、〈蓬・静〉「おさなくて」。 4 〈蓬・静〉「常にも」。 5 〈近〉「みえ来りけるが」、〈蓬・静〉「見来りぬるか」。 6 〈蓬〉「事さま」、〈静〉「事様」。 7 〈近〉「かほたち」、〈蓬〉「顔立」、〈静〉「顔立」。 8 〈近〉「ふるさとも」、〈蓬〉「故郷も」、〈静〉「古郷も」。 9 〈近〉「しつてい」、〈蓬〉「実定」、〈静〉「実定」。 10 〈静〉「有時」。 11 〈近〉「あり」とし、下に補入符あり、右に「こ」と傍記。 12 〈蓬〉「只」、〈静〉「只」。 13 〈近〉「御まへに」、〈蓬〉「御前に」。 14 〈近〉「しつてい」、〈蓬〉「実定」。 15 〈蓬〉「覚召入たる」。 16 〈近〉「御けしきにて」、〈蓬〉「御気色にて」。 17 〈近〉「御手ずさみ」。 18 〈近〉「葉に」とし、「葉」に見せ消ち。 右に「端」を傍記。 19 〈蓬〉「出し」。 20 〈近〉「おりも」、〈蓬〉「折は」、〈静〉「おりは」。 21 〈近〉「てずさひを」。 22 〈近〉「たまはて」。 23 〈近〉「けしきにて」、〈蓬・静〉「気色にて」。 24 〈近〉「しつていは」、〈蓬〉「実定は」。 25 〈近・蓬・静〉「よのつねの」。 26 〈近〉「おほしけるを」、〈蓬〉「覚召けるを」。

【注解】 ○内侍ノ中ニ有子ト云者アリ：以下、本節と次々段に語られる有子説話は、〈南・盛〉のみに見える。他資料に見られず、創作の可能性が高い。〈南〉では「明ル八日ニモ成ケレバ、既ニ御下向有ントシケルニ、内侍共皆名残ノ御見参ニマイル。其中ニ有子ノ内侍トテ生年十五ニナルアリ。是ハ取乱タル事有テ一度ニ参ラズ、後ニ一人参タリ」（二〇五〜二〇六頁）とする。〈盛〉では、以前から有子と面識があったのに対して、〈南〉では下向の段になってはじめて有子と

面識を持つ。また〈南〉では琵琶の上手であることは示されていない。〈盛〉は、次々段で『琵琶行』から引用するように、琵琶の名人としての有子像を強調する。またこれは、対する実定が管弦に勝っていたことを踏まえているのだろう。『今鏡』第八「詩などもつくし給ひ、歌もよく詠み給ふとぞ。御声などもうつくしうて、親の御跡嗣ぎ給ひて、御神楽の拍子などもとり給ひ、今様などもよくうたひ給ふなるべし」（講談社学術文庫『今鏡（中）全訳注』六三八頁）。実定が風流を

解する人物であったことは、『平家物語』「月見」で、福原京から上洛した際に小侍従と歌を交わした逸話で知られている。また小侍従との逸話は、『今鏡』一〇、『十訓抄』にも収載され、両者が恋愛関係にあったように伝えられている。実定のこういった人物像が、ここでも特定の内侍との逸話を生み出す要因ともなったのだろう。○十六七ニモ

ヤ成ラン。年少シ幼稚テ〈南〉「生年十五」とし、「年少シ幼稚テ」に該当する句はなし。『梁塵秘抄』には、「女の盛りなるは、十四五六歳廿三四とか 三十四五にし成りぬれば、紅葉の下葉に異ならず」（新大系一一一頁）と、女盛りは、十四歳から二十四歳の頃までとされる。『太平記』に「年十五六計ナル小兒」（旧大系一八八頁）、「年末十五ニ不過童男卯女」（三―四七頁）に見るように、十五歳前後は、童男・童女とも見られていたようであり、〈覚〉には、「備中の内侍とて、生年十六歳、いまだいとけなき身ながら」（上一二〇〇頁）ともある。また、白拍子仏御前の場合は、「十八九許」（〈延〉巻一―三三〇）であった。なお、男子の事例だが、〈盛〉には、平家追討の軍兵について、鎌倉殿の侍所で評定があった際、「十五六ハ小、十七以上ハ可上洛」（五―三四一頁）と定められたとする。本全釈六一―二九頁の注解「御歳廿七八ノ程、及び〈闕全釈〉八一―七〇八頁の注解「少し過ぐる御程なり」参照のこと。なお、『高倉院厳島御幸記』には、御神樂の折、厳島明神が憑いた「七になる小内侍」（新大系『中世日記紀行集』一九頁）が登場する。年老いた者も若い者も、多くの内侍達が仕えていたのである。「内侍ども、老ひたる若き、さまざま歩みつらなりて、神供まいらす」（同前一九頁）。次項の注解参照。○希代ノ琵琶ノ上手也 〈盛〉の当該話と『源氏物語』「明石」との対応関係に注目する

岡田三津子は、〈盛〉では有子が琵琶の名手で十八、七歳であるのに対して、「明石の巻」でも明石の上が琵琶の名手で十八歳頃と想定される内容に対応すると考える（四九二頁）。「明石の巻」では、明石の入道が、白楽天の「琵琶行」を引き合いに出して、明石の上が琵琶の名手であることを源氏に自慢する場面（新大系二―一六七頁）が見られる。

また、「この十八年になり侍ぬ」（同前二―一六八頁）とあり、「若菜巻」との間に齟齬が生じ問題は残るものの、この時「十八十九歳」（『源氏物語の鑑賞と基礎知識 明石』至文堂二〇〇〇・6。七頁）と想定されている。○古郷モ忘又ベシ 『源氏物語』「賢木」に、「紅葉やうく色づきわたりて、秋の野のいとなまめきたるなど見給て、ふるさとも忘れぬべくおぼさる」（新大系一―三三六頁）。藤壺への恋情に悩む源氏が雲林院に参籠した折、優美な光景を見て、都の自邸二条院をも忘れてしまいそうな思いにとらわれたとの思いの中に使用される。○或時、有子トク参テ、唯一人御前ニ候ケルヲ：〈南〉は、先の引用に続いて、「徳大寺殿是ヲ御覧ジテ、都ニモ有ガタキ者ナリケレバ、「汝ハ当国ノ者カ。又他国ノ人カ」ト御尋アリ。有子申ケルハ、「サンサブラフ。一人モ当国ノ者ハ候ハズ。皆他国ノ者共ニテ候。童ハ近江国野州ノ郡ノ者ナリシガ、十二歳ヨリ此社ニ居置レテ侍フ」ト申ス」（一〇六頁）。〈盛〉では出身地を問う実定の質問に有子は答えないが、〈南〉では、近江国野州出身であること、また内侍はみな地方出身者であることを答える。〈南〉の本文が、厳島内侍の実態をどれ程伝えているかについて確証はないが、有子が野洲出身であることに對し、清水真澄は、「野洲には、白拍子の祇王・祇女姉妹の出身地としての伝承があり、有子内侍は菟能の女性伝承の重なり合いの中で

変容したと見られる」（二四六頁）とする。ただ、その伝承は、伴蒿蹊の『閑田耕筆』に記される祇王涌水に関わるものを指すのであろうが、その地に関わる祇王伝説は、実証的には江戸時代以前にさかのぼることはできそうにない（『全注釈』上—一四三頁）。依然不明とすべきであろう。なお、〈盛〉が、ここで、「顔打アカメテ、御返事モ申サズ」と記すように、有子に多くを語らせないことは、次々段の「有子入水」の場面でも同様。○実定思食入タル御気色ニテ、畳紙ニ御手スサミ有テ、有子ガ前ヘ投サセ給ヘリ：〈南〉は先の引用に続いて、「御覽ズレバ、齡十五バカリナルガ、形チ人ニ勝レ未ダ物ナレザル気色ナレドモ、ワリナク思食レケルニヤ。何トナク御畳紙ニ御手スサミ有テ、有子ガ前ヘ投サセ給フ。有子是ヲ見レバ歌アリ」（一〇六頁）。〈南〉に、「何トナク」「御手スサミ」の語が、有子の話の中にこの後にもう一度出てくることに着目した多ヶ谷有子は、これらの語が、実定の私家集『林下集』にあることを指摘した。「何となくかく手習のすさびにも思ふ思ひぞまづはみえける」（『新編国歌大観』三卷、一九五番）。そして、「この恋歌から、「何となく」なされた「手すさび」によって悲恋が発生したとの歌物語が、作者実定を主人公として創作されたと考えることもできるのではないだろうか」（三二二頁）と想定する。なお、畳紙は、畳んで懐中に入れる紙、懐紙のこと。柔らかな陸奥紙や檀紙で、鼻紙にしたり筆記の用にし、必備品。筆記の場合は咄嗟の時で、正式な手紙には使用されない（『源氏物語の鑑賞と基礎知識 空蟬』至文堂二〇〇一・6。四九頁）。『源氏物語』では、この後に引く空蟬や朧月夜の他、夕顔、明石君に対して使用されている。いずれも、男女双方の親たちの間で話がまとまってから、社会的に認められた結婚儀礼を

ともなうて行われる「儀式婚」（増田繁夫九六頁）に該当しない男女間で取り交わされる和歌贈答形式と言えよう。『源氏物語』「御覧いそぎ召して、さしはへたる御文にはあらで、畳紙に手習のやうに書きすさびたまふ」（『空蟬』新大系一—九三頁）、「見つけ給て、あやしとおぼすに、又畳紙の手習などしたる、御几てうのもとに落ちたり」（『賢木』新大系一—三八八頁）。○山ノ端ニ契テ出ン夜半ノ月廻逢ベキ折ヲ知ネド 〈南〉「山ノ端ニ契テイデム夜半ノ月廻リ相ベキ時ハシラネド」（二〇七頁）。「山の端に再会を約束して出てゆく夜半の月のように、私もあなたとの再会を約束して出て行こう。廻り逢える時がいつかはわからないけれど」の意。「めぐりあふ」「月」を詠んだ歌に、『源氏物語』「須磨」に、十五夜に源氏が都を想って詠んだ「見るほどぞしほしなくさむめぐりあはん月のみやこははるかなれども」（新大系二—三四頁）がある。この歌については次々段「ハカナシヤ浪ノ下ニモ入ヌベシ月ノ都ノ人ヤミルトテ」項も参照。○思シメタル「思ひ染む」は心に深くしみこませること。〈南〉は歌の後、「有子是ヲ給テ貌打アカメ御返事ニモ及バズ、サラヌ様ニテ立ニケリ」（一〇七頁）として、この後視点を実定の下向に移す。有子の「貌打アカメ御返事ニモ及バズ」といった様子は、〈盛〉では前出。○実定ハ只尋常ノ情ニ思食ケルヲ、内侍ハ難忍ソ思沈ミケル 実定にとつては、普通程度の情けを掛けたつもりだったが、有子にとつては堪えられないほど思い悩むこととなった。この二人の思いの差が悲劇を生むことになる。〈南〉に該当する一文なし。〈南〉の場合は、「形チ人ニ勝レ、未ダ物ナレザル」有子に、実定の方が、「ワリナク思食シケル」と記される。に対して、〈盛〉はここで有子が実定に深く思いを掛けたことを明示する。次段では、実定の

帰洛に際して、「有子ハサラヌダニ悲、上給ナン後ハ、徐ソニテモ争カ

見奉ントテ」と、実定への思いはさらに募っていく様が記される。

【引用研究文献】

- * 岡田三津子 『源平盛衰記』と中世源氏物語注釈―実定・敵島道行記事の検討を通して―（『中世軍記の展望』和泉書院二〇〇六・七）
- * 清水眞澄 「法公と歌謡―平氏政権下の今様の管理をめぐって―」（日本歌謡学会編『日本歌謡研究大系上巻』和泉書院二〇〇三・五）『音声表現思想史の基礎的研究 信仰・学問・支配構造の連関』三弥井書店二〇〇七・12再録。引用は後者による）
- * 多ヶ谷有子「翻訳」「有子内侍の物語」―『南都本 平家物語』―より（関東学院大学文学部紀要一〇二、二〇〇四・12）
- * 増田繁夫 『平安貴族の結婚・愛情・性愛 多妻制社会の男と女』（青簡社二〇〇九・10）

1 同人成大将

サテモ七日²過ヌレバ、都へ帰上^{のぼり}給フ。内侍共³御送ニゾ参ケル。有子ハサラヌダニ悲、上給ナン後ハ、徐ソニテモ争カ見奉ントテ、衣⁶引カヅキテ臥^{ふし}ニケリ。内侍共一夜ノ泊マデ⁷御伴申テ、其夜ハ殊ニ名残ヲ惜ミ奉、明ヌレバ⁸暇申ケルヲ、実定宣ケルハ、「余波ハ¹¹尋常也ト云ナガラ、此ハ理ニモ過タリ。何かハ苦カルベキ、都マデ送付給ヘカシ。又モト思フ見参モイツカハト覚テ、アカヌ思¹³心元ナキゾ」ト仰ラレケレバ、内侍共サラヌダニ難^レ忍ナゴリニ、角コマ^くト宣ケレバ、都マデトテ奉^レ送ケリ。¹⁴舟ノ¹⁵泊ヤサシキハ、明石、高砂、須磨ノ浦、雀ノ松原、小¹⁷屋ノ松、淀ノ泊ノコモ枕、¹⁶漕コシ¹⁷船ノ習ニテ、鳥羽ノ渚¹⁸舟ヲ¹⁹ツク。是ヨリ人々²⁰上ツ、徳大寺へ相具シ給テ、両三日²¹労リテ、様々^{もてな}甄シ、²²引出物²³賜タリケル。サテモ内侍暇^{いそぎ}給テ下ケルガ、入道ノ見参ニ入ントテ、西八条ヘゾ参タル。入道出會テ、「イカニト問給ヘバ、内侍申ケルハ、「徳大寺²⁵大納言殿、²⁶今度大将ニ漏サセ給ヘリトテ、²⁷為²⁸御祈誓^{はら}遙々ト敵島へ御参籠七箇日、²⁹尋常ノ³⁰人ノ³¹社参ニモ似サセ給ハズ。思食入タル御有様モ³³貴ク見エサセ給ヘル上、事ニ触テ御情^{なまけ}深、内侍殊ニ不便^{ふびん}ニ³⁵アタリ奉給ツレバ、³⁶旁^{なごり}御遺惜テ、又モ³⁷御参^{まゐり}モ難^レ有ケレバ、都マデ送付タレバ、³⁸様々⁴⁰相勞^{いたは}レ奉テ、色々ノ⁴¹御引出物⁴²賜^くテ下侍ルニ、争角ト可^べ不^ま申入^まトテ、⁴³参テコソ」ト申バ、入道本ヨリ⁴⁵イチシルキ人ニテ、涙ヲハラ^くト流給ヘリ。ヤ、有テ宣ケルハ、「近衛大将ハ家ノ前途也。歎給モ⁴⁷理也。夫ニ都ノ内ニ靈仏⁴⁸靈社⁴⁹其数多ク⁴⁴御座。此仏神ヲ閣^{さしおろ}テ西海ハルカニ漕下、⁵⁰淨海ガ深⁵¹奉⁵²崇憑^{たも}敵島マデ被^か参詣^まケルコソ糸惜ケレ。明神ノ⁴⁶御照覽難^レ測。其上今度ハ理運也シヲ、入道ガ計^{はからひ}ニテ宗盛ヲ⁴⁷挙シ申タルニコソ。可^べ計^{はか}申^まトテ、ケシカラズ泣給ヘリ。内侍共⁴⁸甄^{もてな}引出物ナンド⁴⁹給テ被^か下ケリ。其後ヤガテ、重盛ノ左⁵⁰御座ケルヲ辞申テ右ニウツシ、⁵¹実定卿ヲ⁵²奉^た成^な大^{だい}将^{しやう}。イツシカ⁵³同五月八日御悦^{よろこ}申アリ。今日⁵⁴佐藤兵衛近宗ヲ、左⁵⁵衛門尉ニ成^なケル上、但馬国⁵⁶キノ崎ト云大庄ヲ⁵⁷賜ル。神明忍⁵⁸御納受^{なまじゆ}、⁵⁹貴キニ付テ⁶⁰思召ケル。

【校異】1〈近〉巻頭の目録では「とうにん大しやうになる」の下に、「付タリトモ無一切モ無先ノ巻ノ内ニコモレリ」（一部判読困難）と記す。

2 〈蓬〉「ぬれは」。3 〈近〉「御をくり」とし、後に補入符あり。右に「に」と傍記。4 〈近〉「たまさかみそかにも」、〈蓬〉「よそにても」、〈静〉「徐にても」。5 〈蓬〉「カ」なし。6 〈近〉「ひきかづて」、〈静〉「引蒙て」。7 〈蓬〉「御供申テ」、〈静〉「御共申て」。8 〈蓬〉「いとまを」。9 〈近〉「しつてい」、〈蓬〉「実定」。10 〈近〉「なこりは」、〈蓬・静〉「名残は」。11 〈近・静〉「よのつねなりと」、〈蓬〉「よの常なりと」。12 〈蓬〉「送り付給ふへし」、〈静〉「をくり付給へし」。13 〈静〉「心本なきそと」。14 〈蓬・静〉「船の」。15 〈近〉「とまり」、〈蓬〉「とまりの」、〈静〉「泊の」。16 〈近〉「こぎうし」とし、「う」に見せ消ち。右に「こ」を傍記。17 〈近・蓬・静〉「舟の」。18 〈静〉「船を」。19 〈蓬〉「つけられ」。20 〈近〉「あがりつゝ」、〈蓬・静〉「あかりつゝ」。21 〈近〉「やうく」に、「蓬・静」さまざまに。22 〈近〉「ひきで物」、〈蓬〉「引出物をそ」、〈静〉「引出物をそ」。23 〈近〉「たうたりけり」、〈蓬・静〉「たひたりける」。24 〈近〉「たうで」。25 〈近〉「とく大じの」、〈蓬〉「徳大寺の」、〈静〉「徳大寺の」。26 〈近〉「こんと」、〈蓬〉「今度」。27 〈近〉「ため」、〈蓬・静〉「ために」。28 〈近〉「御せい」とし、「御」の後に補入符あり。右に「き」を傍記。29 〈近・蓬・静〉「よのつねの」。30 〈蓬〉「人ノ」なし。31 〈蓬・静〉「参社にも」。32 〈蓬〉「覚召入たる」。33 〈近〉「たうたく」、〈蓬〉「貴く」、〈静〉「貴」。34 〈近〉「ふかし」、〈蓬・静〉「ふかく」。35 〈蓬・静〉「あたり給ひつれば」。36 〈近〉「御なごり」、〈蓬〉「御名残」、〈静〉「御名残」。37 〈蓬・静〉「ノ」なし。38 〈蓬〉「送り付奉りたれば」、〈静〉「送付奉りたれば」。39 〈近〉「やうく」に、「蓬・静」さまざまに。40 〈近〉「いたはられたてまつて」、〈蓬・静〉「あひいたはられ奉りて」。41 〈近〉「御ひきて物」、〈静〉「御引出物」。42 〈近〉「たびて」、〈蓬〉「給て」、〈静〉「賜て」。43 〈蓬・静〉「掲焉」。44 〈近〉「おはします」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。45 〈近〉「あがめたのみたてまつる」、〈蓬〉「崇頼奉る」、〈静〉「崇憑奉る」。46 〈蓬・静〉「御照覽も」。47 〈近〉「きよし申たるこそ」とし、「る」の後に補入符あり。右に「に」を傍記。48 〈近〉「引で物など」、〈蓬〉「引出物など」、〈静〉「引出物など」。49 〈蓬・静〉「たひて」。50 〈近〉「おはしけるを」、〈蓬〉「御座けるを」。51 〈近〉「しつていのきやうを」、〈蓬〉「実定卿を」、〈静〉「実定卿を」。52 〈近〉「なしたてまつる左大しやう」。53 〈近〉「おなしき」。54 〈近〉「さとうびやうゑちかむねを」、〈蓬〉「佐藤兵衛尉近守」、〈静〉「佐藤兵衛尉近守」。55 〈蓬・静〉「木岐と」。56 〈近〉「たまはる」、〈蓬・静〉「給はる」。57 〈近〉「たうとときに」、〈蓬・静〉「貴に」。58 〈蓬〉「モ」なし。59 〈蓬・静〉「近守か」。60 〈蓬〉「覚召ける」、〈静〉「思食ける」。

【注解】○サテモ七日過又レバ 〈延・長・南・覚・中〉も同様。〈關・屋〉は、実定殿島参詣譚を欠く。〈延〉「カクテ七日御参籠有テ」（六五オ）。〈盛〉では、先に「御参籠ハ七箇日也」とあったように、七日間の参籠であることは示されていたが、〈延・中〉はそれがなく、七日であることはここで初出。〈四〉は七日間の記述なし。七日間の参籠は、〈盛〉でも成親の「下社ニ七箇日籠テ」や、卷十二で藤原高博が稲荷

社に七日間参籠するなど、多く見られる。殿島参詣については、日程が比較的详细に記される『高倉院殿島御幸記』によれば、高倉院一行は、治承四年三月二十六日午刻に殿島に着いたのち、二十七日宮廻り、二十八日浦々御覧、二十九日宮廻りののち、殿島を後にしている。また、花山院忠雅の場合（『山槐記』治承三年六月二十二日条）も、忠雅一行は、治承三年六月七日に東京し、十三日初夜（午後八時頃）に

厳島に到着し、十四日に大宮での経供養、十五日には内侍への八具の田楽装束の献上、内侍による田楽と舞楽記事が記され、後は欠文となっている。ただ、忠雅一行の帰路は、六月二十二日の夕刻であることからすれば、厳島の滞在は、三、四日程度と見られる。○内侍共モ御送ニゾ参ケル 参詣の帰路には内侍の見送りがあった。『藤原成範等連署状』(『厳島文書』五七、神道大系『厳島』三九九頁)によると、参詣した際に目にした内侍について「云容貌、云才芸、已非辺土之義」と評価し、「抑内侍等浮送海上之間、及帰参時、已消別緒之魂」として、内侍が船に乗って帰参者を見送っていたという(西岡虎之助五七六―六一頁)。『高倉院厳島御幸記』内侍ども汀に出でて、何となく日來のなごり、しのび思ひたる気色なり(新大系二二頁)。○有子ハサラヌダニ悲、上給ナン後ハ、徐ソニテモ争カ見奉ントテ、衣引カツキテ臥ニケリ 有子説話を載せない諸本にはこの一文なし。また〈南〉も特にこれに対応する文はない。前段の注解「実定ハ只尋常ノ情ニ思食ケルヲ、内侍ハ難忍ゾ思沈ミケル」参照。なお、次段で述べるように、〈南〉では有子も他の内侍たちと同様に、実定を送りつつ上落したことが示される。「徐ソニテモ争カ見奉ン」は「離れたところからでも、どうして見申し上げることがあろうか」の意。〈近〉は「たまさかみそかにもいかでか見奉らん」(校異4参照)とし、「偶然にひっそりとも、どうして見申し上げることがあろうか」となる。〈名義抄〉「徐 ヤウヤク ヨソシ ヨソく……」(仏上四〇)。「盛」では「此嶋ハ遥ナル海中、遠キ雲ノ徐ナレバ」(卷十「有王渡硫黄島」2―一三七頁)、「命ノ惜サニ離ガタキ都ヲ徐ニ見テ」(卷二十九「新八幡願書」4―二九二頁)など、「徐」を「よそ」で用い

る例が多い。○一夜ノ泊マデ 内侍たちが、まず帰路一日目の泊まて付き添ったとする。諸本も同。〈覚〉「舟をたてて一日路をおくり奉る」(一一七頁)、〈中〉「一日ちまでをくりたてまつる」(四七頁)。〈南〉は「一日二日過行ホドニ室ノトマリマデ付ニケリ」(一〇七頁)として、室泊と明記する。なお、前述の忠雅の場合、厳島に向けての行程だが、第五日目の未明に船出し室・虫明を経て晩頭に生窓に着き同地に設けられた清盛の宿屋に泊し、第六日目には丑刻に船を出し、巳刻兒島半島の下津井北西に位置する通生庄かようしょうを過ぎる際、同庄の沙汰人らのしつらえた御所での御膳・御湯の設けも潮合の関係で立ち寄らず、御膳・雑事を受け取って船を進め、晩頭備後の鞆に到り、第七日目は夜中に備後栗原を過ぎ初夜の頃に厳島に到着している。一方、高倉上皇の場合は、第四日目に高砂泊を出立し、午刻の傾いた頃室泊に着きその御所に入り、第五日目は備前の兒島泊に着き、第六日目は寅刻に備中国せみと、第七日目は申刻に安芸国むま島に、第八日目には日の出とともに出船して午刻に宮島に到着している(松岡久人五六頁)。以上からしても、厳島から室までは、船で、二、三日程度の行程の地と見て良からう。○其夜ハ殊ニ名残ヲ惜ミ奉、明ヌレバ暇申ケルヲ… 〈盛〉では、一夜の泊まで同道した内侍達は、その夜は殊に別れをお惜しみし、夜が明け暇を申ししたところ、実定が名残を惜しみ、都までの同道を申し出たため、内侍たちは都まで同伴する。これに対して〈四・延・長・南・覚〉では、「今一日」と実定が内侍たちを引き留めながら、京に至ったとする。例えば〈延〉では、帰ろうとする内侍に実定が「今一日送レカシ」(六五オ)と留め、翌日以降も「今一日く」(六五ウ)と引き留め、「内侍モサスガニ振捨ガタク

テ、都近ク参ニケリ」とする。実定が内侍を当初の予定どおり計画的に都まで連れてこようとする様子を描き出している。〈寛〉はさらにそれを簡略化し、「いとま申けれ共、「さりとはあまりに名ごりのおしきに、今一日路」「今二日路」と仰られて、都までこそ具せられけれ」（一一七頁）とする。〈盛〉はそうした記述がない上に、〈延〉などは異なり参詣の帰路に内侍たちを連れて帰ろうとは計画していない。実定と内侍の双方の名残惜しむ姿を強調する形と言えよう。〈盛〉には、この後に、「内侍共サラヌダニ難忍ナゴリニ、角コマクト宣ケレバ」と、内侍達と実定との別れがたい思いが再度記される。なお、〈盛〉には先に「彼内侍共毎年一度ハ上落シテ、入道ノ見参ニ入ト承レバ」と、内侍が毎年上落するという独自本文があった。その機会に清盛の耳に入ればという企てであったのが、実定の情により、直ぐさまの上落になったとするのである。○余波ハ尋常也ト云ナガラ、此ハ理ニモ過タリ「名残はこの世の常であると言うけれども、今回はそのような理屈を越えている」の意、つまり、今回の私と内侍達との名残の深さといった尋常なものではないの意。諸本は共に実定が内侍たちに「名残」を惜しむ様子を描く。ただし〈延〉では「大明神御名残惜ク思進スルニ、内侍達ノ是マデ送給タルハ、併ラ大明神ノ御納受ト仰ギテ信ヲ取ル。其上ハ只今引分給ハム事アマリニ余波オシキニ、今日送レカシ」（六五〇〜六五ウ）とし、〈長〉でも「王城のちんじゆをさしをきまいらせて、国をへだて、海を分て参て候志を、思やられ候べし。内侍たちをば、大明神とこそ思ひたてまつれ。今一日名残おしみ給へかし」（六六八頁）とするように、厳島明神を持ち出して内侍たちを説得する。この後、「又モト思フ見参モイツカハト覚テ、アカヌ

思ノ心元ナキゾ」とするのは〈盛〉のみ。再び会うのもいつのことかわからず、心も落ち着かないの意。○舟ノ泊ヤサシキハ：実定の上落途中の名所の列挙は、諸本になし。往路の『源氏物語』を受けた情緒的な描写にも対応させたのだろう。「ヤサシキ」は「優美である」「風情がある」の意。類似の例として、卷十「海道下」の、〈寛〉「あれて中々やさしきは、不破の関屋の板びさし、いかに鳴海の塩干潟」（下二二六頁）に見るように、名所列挙の際の常套的な表現。これも、〈蓬・静〉のように、「船のとまりのやさしきは」（〈蓬〉）とあるべきだろう。「海道下」の「やさしき」風情とは、「不破の関屋の板びさし」のみを指すが、当該句の場合は、泊のある「明石」から「鳥羽ノ渚」に見る総ての泊の風情を指そう。○明石、高砂、須磨ノ浦、雀ノ松原、小屋ノ松、淀ノ泊ノコモ枕、漕コシ船ノ習ニテ、鳥羽ノ渚ニ舟ヲツク 帰路の名所を列挙する。〈盛〉の名所・歌枕巡りにみる列挙表現を分類した山中美佳は、当該例を列挙型に属するとする。そして、名所・歌枕巡りが記される理由として、その地名を列挙することにより、読者の脳裏に情景やイメージ世界を浮かび上がらせる契機を与え、それと同時に登場人物の移動性を強調するためとする（四九〜五一頁）。明石（播磨）・高砂（播磨）・須磨（摂津）・小屋（尾陽。摂津）はいずれも播磨から摂津に掛けての歌枕。明石からの地名のみ記す点も、往路の描写に『源氏物語』「明石」の影響があったこととも対応する。復路にも紀行文的な抒情を持たせるべく、このような名所を並べたか。ただし、高砂は明石よりも西に位置するため、順序に誤りがある。『高倉院厳島御幸記』の往路でも、「明石の浦」を過ぎた後に「高砂の泊」（二二頁）に着く。〈盛〉は明石から始めようとしたために、

順序が前後したのであろう。雀の松原は、東灘区の「現魚崎西町・魚崎南町の海岸」帯に比定される（『平凡社地名・兵庫Ⅰ』一七九頁）。『撰津名所図会』巻七に、「雀松原 五百崎の東にあり。一説に涼松原といふ。俱に由縁詳ならず」という。なお、近世末の国学者神職松尾綾平の『雀松原考』によれば、魚崎は古代、撰津国菟原郡佐才郷に含まれていたが、武内宿禰の子孫の雀部朝臣が大沈鷄（仁徳天皇）の御名代部を率いて住んでいたから、ササイと名付けたという。ササイ・サザキは「雀」とも書くところから、鎌倉時代までに「すずめ」と読み変えられ、「雀の松原」の名が残ったとする（『新神戸の町名』神戸新聞総合出版センター一九九六・四。九〇―一〇頁。『雀松原考』は未見）。〈盛〉での雀の松原の用例は他に三例、巻十七「実定上落」「千代ニ替ラヌ翠ハ、雀松原、ミカゲノ松」（三―三三頁）、巻二十四「都返ノ會議」「尽セヌ御代ノ駿トテ、雀松原、ミカゲノ松、千世ニ替ヌ緑也」（三―四五六頁）、巻三十八「経俊敦盛経正師盛」下頸共懸一谷「或生田沖ヲ漕過テ、雀松原、混湯ノ松、南宮ノ沖ヲ沖懸ニ、紀伊ノ地へ移ル舟モアリ」（五―四一二頁）がある。特に巻十七は、実定が福原京から上洛する際の道行き文で、諸本には見られない。諸本では、例えば〈念覧〉巻九「老馬」「源氏、岷陽野をたッて、やうく生田の森に攻めちかづく。雀の松原・御影の杜・岷陽野の方を見わたせば」（下―一五〇頁）、〈長〉巻九「福原京事」「福原といふ所は…千代にかはらぬみどりは、すゞめの松原、みかげの松、雲井にさらす布ひきの滝」（二―一六四頁）がある。その他、『増鏡』巻十六「葦屋の松原・雀の松・布引の瀧など御覧じやらるゝも、ふるき御幸ども思し出でらる」（旧大系四六一頁）。『太平記』巻二十九「一族ノ手勢二百余騎雀松原ノ木陰ニ整テ」

（旧大系三―二二九頁）、幸若舞曲『信田』『兵庫に着けば、湊川、雀の松原、打出の宿』（新大系九八頁）、同『築島』『雀の松原、御影の森、雲居に晒す布引きや』（同―一七〇頁）など。古い用例は確認できず、雀の松原が名所として知られるようになったのは南北朝期以降か。次に、「小屋（昆陽）の松」の用例、〈盛〉では他に二例。「昆陽の松」を詠んだ和歌の用例の早いものとして、元永二年（一一一九）成立の『内大臣家歌合』に、三五「夕されば木のまの月もくらければたどりぞすぐるこやの松原」（『新編国歌大観』5―一五九頁）、建暦三年（一二二三）成立の『金槐和歌集』に、五四五「つづくにのこやのまつやの蘆すだれまどほに成りぬ行きあはずして」（『新編国歌大観』4―七九頁）と見える。次に「淀ノ泊ノコモ枕」について、淀の菰を詠む歌は多い。『古今和歌集』恋五・七五九「山城の淀の若菰刈りにだに來ぬ人たのむ我ぞはかなき」など。「淀のこも枕」を詠む歌には、〈校注盛〉があげる『続後撰集』「幾とせか高瀬の淀のこも枕かりそめながら結び來ぬらん」のように、「高瀬の淀」を詠むものが多い。「高瀬の淀」は普通名詞（川の流れが急であるために、川底が浅いのに流れが複雑で淀んでいるように見える所）の意）でもあり、また現京都市の淀を指しているとは考えにくい（片桐洋一『歌枕歌ことば辞典増訂版』二四七頁）。淀や鳥羽も歌枕であるが、「淀の泊」「鳥羽の渚」が和歌で詠まれることはない。「淀の泊」は〈盛〉にもう一例、巻七「成親卿流罪」で「淀ノ泊ノ黎明ニ白雲係八幡山、本津殿、鶴殿、渚院、江口、神崎漕過テ、今夜大物ガ浦ニ著給フ」（一―四二六頁）がある。同じ場面が〈長〉では、「よどのわたり、草津、くずはの渡、きんや、かた野山、心ぼそくぞましましける。さるほどに柱松といふ所につき

給ふ」（1—183頁）となっていて、この「淀の渡」や「淀の大渡」は文学作品に散見する。○是ヨリ人々ツツ、徳大寺へ相見シ給テ、両三日勞リテ、様々翫シ、引出物賜タリケル（延・長）は「内侍十人京上ル」（延）六五ウ）と人数を明記。（中）「しかるべきないし十よ人めしぐして」（四七頁）。（四・盛・南・覚）は不記。先に、実定に嚴島參詣を進めた者の進言には、上洛の際内侍を（四）「少々」、（延・長）「四五人」ばかり引き連れよとあった。「両三日勞リテ」とするのは、（盛）の独自異文。また、もてなして引き出物を与えたとするのは（四・南・覚・中）。ただし（延・長）では、入京の折に、実定は内侍達に、「同クハイザ都へ。京ヅトバシモ取セム」（延）六五ウ）と京土産を約束しているが、帰路途中でも引き出物を与えている。嚴島參詣の折にも、内侍達に「種々ノ御引出物給テ」（六五オ）とするように、引出物攻勢を仕掛けることにより内侍たちを都へ引き連れる策としているのだろう。ところで、「翫」はこの後にも「内侍共翫」と用いられるが、いずれも（近・蓬・静）ともに「もてなす」と訓じる。（南）もここで「様々ニ翫シ」としている。（名義抄）には「モテアソフ モテアソヒモノ タノム」（僧下一〇六）とあり、「もてなす」の訓はない。（盛）の既出の用例では、卷二に「魚籠雀馬之翫物」とあったが、（盛）の諸本は「もてあそびもの」と訓じている（本全釈一—四四頁）。この他、（盛）に「翫」の例は多いが、卷七「康頼造卒塔婆」「判官入道未都へ帰上ラザリケレ共、此歌ハ上下哀ニ翫ケルトカヤ」（1—146九頁）など、「もてあそぶ」と読めるものがある一方、卷九「康頼熊野詣」「都ヨリ著ナラシタル古キ衣ヲ濯テ、新シガホニ翫シツ、」（2—154頁）など、「もてなす」と読むものもある。なお、（延）

には「もてなす」に「翫」を当てる例は見当たらない。○入道ノ見参ニ入ントテ、西八条ヘソ参タル 西八条へ参じたとするのは（南・覚・中）。（四・延・長）は特に場所を示さない。（延）「内侍共、入道殿へ参ジケリ」（六五ウ）。いずれにせよ、この時清盛が都にいたことになっている。出家後の清盛は仁安四年（一一六九）春頃福原に退隠していたとされ（高橋昌明②八四頁）、鹿ヶ谷事件や治承三年のクーデターの際などに西八条に入ったのであり（高橋昌明①四九〜五〇頁）、常時都にいたわけではない。しかし、六波羅の常光院と西八条邸の光明心院には嚴島別宮が置かれ、実際に嚴島内侍たちが西八条邸を訪れていたことが、『山槐記』治承三年三月十八日「安芸伊都伎島内侍（以）巫女号内侍、於八条禅門亭有舞女等事、着唐装束云々。院密々有御幸云々」から確認できる。翌日条にも「於院（七条殿）伊都岐島内侍有舞事」とある（清水眞澄 二八〜三〇頁）。また、高橋昌明③によれば、清盛が上洛した時、治承二年（一一七八）の徳子お産の時以外は、六波羅に足を踏み入れた形跡がなく、彼が止宿するのは、もっぱら西八条邸に限られるという（五八七頁）。故に入洛した内侍達が西八条に参じたというのは、当時の状況としては合致する。○徳大寺大納言殿： 内侍たちが清盛に、実定の嚴島への参籠を伝える。諸本にも同内容の本文あり。細部には異同があり、（盛）は実定が祈請のために嚴島に参籠したことに焦点を当てるが、（延・長・南）は嚴島に参詣した経緯を述べ、「御出家有テ後生菩提ノ御勤セムト思食立テ候ケルガ」「此事祈請シテ叶ハズハ御出家有ベキニテ御詣候テ」（延）六六オ）と、実定が出家を覚悟して参籠したとする。さらに（南）は「此社ハ西八条殿ノ崇奉ラル、御社ナレバ、定テ験早く

利生モ新ニコソ御座ラメ」(一〇九頁)とまで述べる。また〈延・長〉は前述と対応して「今日一日くトテ送進候ツル」という。〈寛〉も前述と対応して「今日一日路」「二日路」と仰られて：(一一八頁)とする。〈盛〉は前述のとおり、このような実定の催促もなかったため、ここでの内侍の言葉にもない。内侍が実定の情け深さと名残惜しさに都まで来たとする。〈四〉は「爾々と申けるにコソ」(三九左)と省略する。○事ニ触テ御情深、内侍殊ニ不便ニアタリ奉給ツレバ：実定様は何かと御情けも深く、内侍に実定様は格別にお憐れみをかけ申し上げなされたのでの意か。内侍自身の会話文中であるが、内侍が厳島神社に仕える巫女ということ、実定が内侍に尊敬語を用いるか。「アタリ奉給ツレバ」は〈蓬・静〉では「あたり給ひつれば」(校異35参照)とする。○旁御遺惜テ、又モノ御参モ難有ケレバ、それぞれ(旁)、即ち内侍達も名残を惜しんで、実定様が再度厳島参詣されることも滅多にあることではないのでの意か。○都マデ送付タレバ、都まで実定様をお送り申し上げたところの意。〈蓬・静〉の「送り付け奉りたれば」が良からう。○様々相勞レ奉テ：先の記事、「徳大寺へ相具シ給テ、兩三日勞リテ、様々甄シ、引出物賜タリケル」を受けらる。○入道本ヨリイチシルキ人ニテ、涙ヲハラくト流給ヘリ

〈盛〉の清盛像を分析した松尾章江によれば、〈盛〉には次のような清盛像が見られるという。①驚き騒ぐ人、怒り狂う人②大偏執の人③感激しやすい人④心浅き人⑤逸早き人⑥片顔なしの人(一六五―一七一頁)。その分類に従えば、①②③⑤等の要素を含み込んでいると言えよう。清盛の落涙記事、諸本なし。この後にも「ケンカラズ泣給ヘリ」(後項参照)と二度にわたって落涙したことが記される。「イチシルキ」

は「著き」で、感情がはっきりと顕れること。先に近宗が実定に「又入道モイチシルキ人ニテ、思直サル、事モ有ナン」と言っていたのに対応している。〈盛〉で「いちしるし」は靈験などに用いられるが、ここ以外にも、清盛に対して同様な評が用いられる場面がある。〈盛〉「法印ハ穴イチシルキ人ノ心ヤ、今朝ノ対面ノ遅サ無興サノ有様ニ、唯今ノ泣様送礼ノ躰、説法シスマシタリト咲クゾ思ハレケル」(卷十一「静憲人道問答」2―二三頁)。静憲の清盛評である。〈盛〉「加様ニ何事ニモ掲焉人ニテ、思立給ヌレバ人ノ制止ニモ不拘後悪カランズル事ヲモ顧ズ、適被諫申シ小松殿ハ失給ヌ。心ニ任テ振舞給ケレバ、遷都モ思立給ケルニコソ」(卷十七「祇王祇女」3―一八頁)。ここでも、清盛は「掲焉人」とされる。このように、〈盛〉には、感情の起伏の大きい「イチシルキ」人故に、怒り、涙する清盛像が至る所に描き込まれていることは確かである。他に涙する清盛は、徳子の安德帝出産の場面でも描かれる。「御産平安、皇子御誕生」ト高ラカニ申サレタリケレバ、入道殿ニ位殿ハ、余ノ嬉サニ声ヲ上テゾ泣レケル、忌々シクゾ聞エシ」(卷十「中宮御産」2―八四―八五頁)。諸本ともほぼ同様だが、「忌々シ」とあるように、清盛の涙は憚られるべきものであった。源健一郎は、ここに「清盛の〈涙〉がいかに直情的で、非常識であるかが強調され」ていて、「清盛の直情的な〈涙〉は、新しく現れた権力者の新たな感性を物語る上で、格好の道具立てであったのかもしれない」と見る(三〇七―三〇八頁)。実定の厳島参詣に涙する清盛を描くのは〈盛〉のみだが、やはり同様の清盛像を強調するものと捉えられる。○近衛大将八家ノ前途也：〈南〉「妙音院殿押上ラレ給ヘリ。一ノ督コソ前途ナレ共父宇治ノ悪左府ノ御例其憚アリ」

（一二二頁）。「家ノ前途」は、ここでは徳大寺家がこの先昇進できる官職の意となろう。既に「重盛宗盛左右大将」に、近衛大将は徳大寺家にとって「家ノ重代也」とあった。祖父実能は、左大将であったし、父の公能は、右大将であった。さて、〈盛〉では、清盛は、①近衛大将は徳大寺家にとって前途であり、②数ある諸社の中でも厳島に参詣したことに感謝し、③今回は理運を曲げて宗盛を大将にしたことを告白する。これに対して諸本では、〈延・長〉「糸惜々々、サテハ厳島へ御詣有ケルゴザムナレ。浄海、大明神ヲ深ク崇敬シ奉ル。争カ権現ノ御威光ヲバ失ヒ奉ルベキ。重盛大将ニ上ヨ（引用者注、「上ヨ」は「アケヨ（空ケヨ）」の誤りか）」（〈延〉六六オ）、〈寛〉「あないとをし。王城にさしもたつき霊仏・霊社のいくらもましますをさしをいて、我崇奉る御神へ参つて、祈申されけるこそ有がたけれ。是ほど心ざし切ならむ上は」（一一八頁）として②を簡略に述べる程度である。ただし〈南〉は、「此祈ノ叶ハザランニハ、入道ガ崇奉レ共厳島ハ駿モヲハセヌト云披露ナリヌベシ」（一一〇頁）と、厳島の霊験をひろめるためという現実的な理由を述べるとどまるが、内侍たちに引き出物を取らせ、さらに有子入水譚を挿んだ後に、再び「猿程ニ太政入道、徳大寺殿ノ厳島参詣事ヲキ、給、『都ノ内ニ霊仏霊社モ其数多ク御座ゾカシ。然ニ遥ノ海路ヲ凌テ静海ガ崇奉ル厳嶋マデ参詣コソ返々モ有ガタケレ：』」（一一四〜一一五頁）として②、感激する様子を描く。さらに、『：妙音院ノ辞シ給所ノ大将ハ、徳大寺ノ理運ニテ有ベキナレ共、静海宗盛ヲナシツレバ籠居ナンド聞ツルニ、サハナクシテ厳島マテ参詣コソ返々神妙ナレ。一日ナレ共大将ケガシツルコソ面目ナレ。早く宗盛ガ大将ヲ辞シ申セ』トテ、聴テ徳大寺殿ヲ成申サレ給フ」

（一二五頁）と③に該当する内容が続く。〈四〉は「如案の爾（て）厳島大明神（に）被（ら）レ申官途（の事）」（三九左〜四〇右）と、前述のとおりこのやり取りは簡略。○夫ニ都ノ内ニ霊仏霊社其数多ク御座。此仏神ヲ閣テ：当該記事は、前項の注解に見た②の記事。〈南〉はその記事を、前項の注解に引用したように、有子入水記事の後に引く。清盛が内侍から実定の厳島参詣のことを聞き、都の内に霊仏霊社が数多くあるにもかかわらず、今回実定が厳島を選んだことに對して感激したというものである。ところが〈南〉には、有子入水記事の前、入浴した内侍が清盛に報告する中にも、次のように類似した内容が見える。〈南〉「内侍共申ケルハ、「先途ハ身ノ宿業ト申トモ、指当リテハ神ニモ仏ニモ祈申ト聞置間、都ニ霊仏霊社御座スト云トモ、万里ノ波ヲ凌テ是マデ参リタル也……」（一一〇九頁）。内侍達が申したことには、先途は前世での業因の結果とは申すけれども、当面の問題については神にも仏にも祈り申すと聞き置くので、都に霊物霊社が数多くいらっしやるとは言うが、はるばる厳島まで参詣したの意。内侍が実定から聞いたことを、清盛に言い伝えている場面。したがって、内侍を介して実定の思いが清盛に伝えられた後に、清盛が同内容を語っていることになり、重複の感は否めない。その理由は、〈南〉が、内侍達の清盛への報告記事と、それを受けて清盛が実定を左大将に任官させた記事との間に、「有子内侍入水事」を挟み込む形に再構成をした際、内侍の報告にも②の記事を増補したためではないか。「閣」は〈名義抄〉に「サシオク」（法下八二）。〈盛〉に用例多い。○明神ノ御照覽難測 厳島大明神がどのように御覧になられるか畏れ多いことであるの意。他に〈南〉に、「明神ノ御照覽モナドカハナカルベキ。静海又ソノシルシ有ベキ

事ナリ」(二一五頁)。明神が御照覧になっている手前、静海(清盛)としても実定の今回の厳島参詣に対して何かの証しを示さないわけにもいくまいの意。○今度ハ理運也シヲ、入道方計ニテ宗盛ヲ挙シ申タルニコソ。可計申「今回の人事では、実定が大将となるのが理運であったのを、私人道の計らいで宗盛を推挙したのだった。改めて考え直すべきである」の意。「理運」は「成親望大将」に「今度ハ後徳大寺実定卿、御理運ノ大将也」とあったことを受ける。「近衛大将ハ家ノ前途也」項にも述べたように、今回の任官が自身の企てによるものであったことを、清盛が認めるのは〈盛・南〉。ここで〈盛〉は、「宗盛ヲ挙シ申タル」と、重盛ではなく宗盛の名のみを挙げている。また「近衛大将ハ家ノ前途也」項で引用した〈四〉でも、「早く宗盛が大将ヲ辞申セ」と、重盛ではなく宗盛のみを名指ししている。曾我良成によれば、重盛がこれ以前に右大将に就任していたことは、平氏の専横と言うべきものではなく、今回の人事で宗盛が右大将となり兄弟で左右に並んだことが、摂関家にしか先例のない、異例な人事であった。そればかりか、「通常は大将の地位は大納言以上が兼ねるのであるが」宗盛が右大将に任命されたときには権中納言であり、この点において摂関家と同格であることを意味するものであった(九〇―一頁)。さらに、この時の宗盛の右大将人事は、決して平家主導で行われたのではなく、後白河院主導で行われた人事であった(曾我良成一〇―一五頁)。それを『平家物語』は、平家主導の平家の専横人事として批判的に描くのである。そして、『平家物語』はこの後、重盛に替わって実定が左大将に就任したように記す。その中にあって、ここでの〈盛・南〉の記述は、宗盛の大将就任が実定を阻んだとの理

解からくるのである。○ケシカラズ泣給ヘリ 清盛が泣いたこと、諸本なし。「ケシカラズ」は尋常でない様。前掲「入道本ヨリイチシルキ人ニテ、涙ヲハラ／＼ト流給ヘリ」項参照。なお、〈盛〉には、泣くことに対して「ケシカラズ」とする記述が、他に二例見られる。〈盛〉に見られる特異表現の一つといえよう。〈盛〉「陰陽寮安部泰親院参シテ奏聞シケルハ、其夜ノ大地震、占文ノ指所不斜重ク見エ侍リ。世ハ唯今失ナンス、コハイカゞ仕ルベキ。以外ニ火急ニ侍」トテ、馳ハラ／＼ト泣ケリ。：サスガ君モ臣モ差モヤハト覚シケル。若殿上人ナドハ、「穴ケシカラズノ泰親ガ泣様ヤ、何事ノ有ベキゾ」トテ笑人モ多カリケリ(巻十一「大地震」2―1八九頁)、「社参ノ客僧ノ中ニ、五十有余ト覚シキ山伏ノ雨々トナクアリ。カタヘノ僧『ケシカラズ、何事ニカク泣給ゾ』ト問ケレバ」(巻四十「那智参詣」5―1五八頁)。○内侍共、引出物ナンド給テ被下ケリ 清盛が内侍たちに引き出物を与えたとするのは、他に〈南〉「筑後守貞能ニ仰テ内侍共ニ種々ノ引出物共給テ帰サレニケリ」(二一〇頁)。○其後ヤガテ、重盛ノ左ニ御座ケルヲ辞申テ右ニウツシ、実定卿ヲ挙申テ奉成左大将 安元三年(一一七七)の官職の変遷について確認しておく、正月二十四日に重盛・宗盛が左大将・右大将に並び立つが、三月五日に重盛は内大臣を兼任する。一方、大納言を辞して後長らく散位だった実定は、同日に大納言に還任している(『玉葉』同日条「以内大臣師長任太政大臣、以左大将重盛任内大臣、以前大納言実定還任大納言」)。そして六月五日には重盛が左大将を辞し(『玉葉』同日条「内大臣辞左大将云々」)、半年後、十二月二十七日に実定は左大将となった(『玉葉』同日条「今夜、有小除目、於陣被行也、左

大将藤実定、右近将監多節遠」。この任大将について『玉葉』翌日二十八日条では、「以左馬助国行（余家職事）示慶之由於実定卿之許」。報云、今度之慶賀、兼不_レ存之間、東西不_レ覺、今仰畏申、故可_二参拜_一云々、件卿、才能相兼、家又不_レ凡、多年沈淪、人以憐_レ之、而去春還_二補_一中相、今冬拜任將軍、君之不_レ棄_レ人、当此時有_レ憑者歟」として、実定の長年の不運を憐れみ、大納言に次ぐ大将任官を寿いでいる。なお、『玉葉』十一月十一日条、『愚昧記』同十五日条では、実定が清盛の歎心を得ようとして、邦綱の智になろうとして失敗し世間の物笑いとなった旨が記されているとされる（赤松俊秀）。たしかに『玉葉』同日条には「世人嘲哂無極」とあるが、これは「已_レ送迎車、空以帰還」とあるように迎えの車を出したのにもかかわらず空のままで帰還したことに対しての嘲りであった。また、『愚昧記』には、「借居姉女房冷泉院局家、世間頗_レ以傾誘歟」とある。このとき実定は家が焼亡していたために「姉女房冷泉院局家」に身を寄せていたが、そこは「是彼女房邦綱相物」ということで「彼家邦綱所授彼女房」という事情のある家であった。邦綱が冷泉局に与えた家に住みながら、邦綱の娘を娶ろうとする異例さを世間は「傾誘」したのであった。いずれにせよ、「実定が清盛の歎心を得よう」としたということはいえない。いずれにせよ、〈盛〉が述べるように、重盛を左大将から右大将に移し、替わりに実定が左大将に任じられたという史実はない。ただし、左大将職にのみ着目すれば、重盛が辞した後に実定が就いたことになる。〈盛〉と同じように記すのが〈四〉。〈延〉が「重盛大将ニ上ヨトテ大将へ押上テ、徳大寺殿ヲ左大将ニ成奉ル」とするの明らか誤解がある。山下宏明も指摘するように、「上ヨ」は「あけよ（空けよ）」の誤解で

あろう（二六〇頁）。〈長〉では「とくくしげもり、大将あけよ」とて、徳大寺殿、左大将になしたてまつる」（六七頁）。この他、〈中〉「御子のしげもり、大納言の左大将にておはしけるを、大しやうをしせさせ奉りて、徳大寺へこそはたされけれ」（四七頁）、〈寛〉「嫡子小松殿、内大臣の左大将にてましくけるを辞せさせ奉り、次男宗盛大納言の右大将にておはしけるを越えさせて、徳大寺を左大将にぞなされける」（二一八頁）。いずれも、左大将職について、重盛の後に実定が就いたという事実については正確である。〈南〉は「近衛大将ハ家ノ前途也」項の引用に見るように、宗盛の右大将を辞任させ、実定を「成申サレ給フ」というのだから、その後の右大将に任官させたということになる。諸本の中では、かなり特異な形と言える。なお、諸本いずれも清盛がこの人事を差配し、また重盛の辞任直後に実定が就いたように記しているのは、明らかに物語脚色である。この間の事情について、『古今著聞集』は次のような逸話を記す。「後徳大寺実定春日社に詣でて昇任祈請の事並びに巖島に参詣の事」に、「治承元年（引用者注、安元三年）三月五日、妙音院のおとゞ、内大臣にておはしませけるが、太政大臣にのぼり給て、小松のおとゞ、大納言の左大将にて侍けるが、内大臣にのぼられけるかはりに、大納言にかへり成つゝ、六月五日、内大臣程なく大将を辞し申されければ、さりとて此闕にはと、たのみ深かりけれども、とかくさはりて月日の過ければ、このぞみ成就せば、巖島にまうづべきよしなど、心の中に願を立られける程に、十二月廿七日、つゝに左大将になられにけり」（卷一・神祇、旧大系六二頁）とある。つまり、六月五日に重盛が左大将を辞すと、実定は巖島明神に、闕となった左大将任官の願を立て、十二月

二十七日に望みが叶ったという。そして二年後に厳島に参詣したとする。「同三年三月晦日、厳島にまいるとて出られにけり」。実際に実定が願を立てたのか否かはともかく、日付は史実に基づいている。厳島の靈験譚といえる内容であり、清盛は登場しない。〈全注釈〉は、「徳大寺厳島詣」は、おそらくはこの『古今著聞集』の説話（それは実話であろう）をもとに作りかえたものかと考えられる（上―三四五頁）とする。ただし、二年後の厳島詣に関しては、他の貴族も同行しており、任左大将と関係があるとは考えにくいだろう。櫻井陽子も「この参詣も確かに平氏を意識した行動ではあろう。が、実定の個人的な平家に対するおもねりというよりも、厳島参詣は当時の一つの風潮であったと考えた方が妥当であろう」（二六頁）とする。一方で、『古今著聞集』の当該話を分析した鈴木啓子は、もともと平家の歎心を得るために行われた実定の厳島詣が、治承・寿永の乱後、実定が左大将就任を願った純粋な信仰心から行われたものとして語りかえられていたとする。そして、実定の左大将就任と厳島詣が結びつけられて語られた場合、徳大寺家の周辺とする。さらに後白河院の近臣等が盛んに厳島に参詣することとなったきっかけは、承安四年（一一七四）三月十六日に、後白河院が建春門院と共に赴いた厳島御幸であるとする（二七―一八頁）。いずれにせよ、実定の大納言還任と、重盛の後に実定が左大将に就いたという事実が、この伝承を形成し信憑性のあるものとしたのは確かであろう。なお〈近〉は「なしたてまつる左大しやう」とする（校異52参照）が、親本では底本のように「奉成左大将」と表記されていた所を読み誤ったものと考えられる。○イツシカ同五月八日御悦申アリ 諸本なし。「イツシカ」は早くもの意。「御悦申」

は官位昇進のお礼を申し上げること。「殿下事会」の注解「十七日ニハ御悦申アリ」参照（本全釈八―八一頁）。〈盛〉によれば、先に実定が厳島に向かったのが三月十三日、厳島到着が四月二日、七日間滞在して、その後帰洛に行きとほぼ同じ日数を要したとすれば、入洛は四月末頃となろうか。その後左大将任官が清盛により速やかに行われ、その慶申しが五月八日であったとするのだが、実定が実際に左大将になったのは、十二月二十七日のこと。○佐藤兵衛近宗ヲ、左衛門尉二成レケル上、但馬国キノ崎ト云大庄ヲ賜ル 助言した従者への褒賞を記すのは〈盛〉のみ。キノ崎（城崎）庄は、「皇室領の一である京都長講堂領。『玉葉』文治二年（一一八六）二月四日条に、「一、日吉社司申、但馬国木前庄馬足米、為『国司』被妨事」とみえ、近江日吉社領でもあった。しかし、木前庄は、『妙法院文書』によると、もとは平親範家の庄園として成立、次いで長講堂を本家と仰いで親範が領家となり、その領家職が毘沙門堂（親範は、父祖が建立した三寺を合わせた一堂を京都洛北出雲路に建立した）に寄付された。一方、後白河法皇から本家職の一部が、日吉社に寄付されたのか」（平凡社地名・兵庫県）九一六頁。なお、〈角川地名・兵庫県〉五一〇頁は、もとは平親範の所領であったが、日吉神社の毘沙門堂に寄進され、次いで長講堂領に繰り入れられ、後白河院女の宜陽門院の管領するところとなったとする）。以上からも、徳大寺家が木前庄に関係したことはなさそうである。このように木前庄は、日吉神社の社領であり、長講堂領でもあったわけだから、その意味からは、「大庄」という認識に違和感はなからう。いずれにせよ、城崎郷の中に、〈盛〉「キノ崎ト云大庄」が平安時代の末頃、日吉神社の社領として成立していたこと

は確かであった（石田松蔵一六三—一六五頁）。なお、平親範は、承安四年（一一七四）には参議正三位に達していたが、同年の六月五日に病により出家、三十八歳であった。その後八十四歳まで生き延び、承久二年九月二十八日に死去（補任）一—四七九頁。承安四年冬。

毘沙門堂民部入道と号した。平親範と藤原実定との関係は未詳。この親範と同名なのが、〈南〉が実定の侍とする「後藤左衛門尉親範」である。「檢非違使索引」〔檢非違使補任第二〕によっても、左衛門尉親範に該当する人物は見当たらず、実在が確認できない。多ヶ谷有子は、〈南〉の編者が木前庄の正しい所有者である親範の名前を変えて

【引用研究文献】

- * 赤松俊秀「徳大寺実定の厳島社参について」（日本歴史三二四、一九七四・7。『平家物語の研究』法蔵館一九八〇・1再録）
- * 石田松蔵「鎌倉時代の豊岡」（豊岡市史 上巻）豊岡市一九八一・3）
- * 櫻井陽子「平家物語」の時代感覚—治承元年の除目をめぐって—（国文六二、一九八五・1）
- * 清水真澄「音の潮流—厳島内侍考—」（日本歌謡研究四一、二〇〇一・12。『音声表現思想史の基礎的研究』三弥井書店二〇〇七・12再録。引用は後者による）
- * 鈴木啓子「徳大寺家と説話の生成—徳大寺実定の左大将就任をめぐって」（学習院大学国語国文学会誌五三、二〇一〇・3）
- * 曾我良成「安元三年の近衛大将人事—『平家物語』と古記録のはざま—」（名古屋学院大学論集人文・自然科学篇三一、一九九五・7）
- * 高橋昌明①「平氏の館について—六波羅・西八条・九条末—」（神戸大学史学年報一三、一九九八・5）
- * 高橋昌明②『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）
- * 高橋昌明③「清盛家家政の一断面—備後国大田荘関係文書を手がかりとして—」（笠井昌昭編『文化史学の挑戦』思文閣出版二〇〇五・3）
- * 多ヶ谷有子「翻訳「有子内侍の物語」—『南都本 平家物語』—より」（関東学院大学文学部紀要一〇二、二〇〇四・12）
- * 西岡虎之助「宮嶋の内侍—中国地方文化史の一節—」（歴史と国文学三四、一九三一・10。『日本女性史考』新評論一九七七・1再録。引用は後者による）
- * 松尾葦江「源平盛衰記の叙事の様相・その一—清盛像から—」（東京女学館短期大学紀要四、一九八二・2。『平家物語論究』明治書院

用いた可能性を推測する（三〇九頁）。○神明忽二御納受、貴丰二付テモ、近宗ガ計神妙トゾ思召ケル 実定厳島参詣譚に對する評語として、助言した従者を評価しているのは、〈盛〉の他には〈南・中〉。〈南〉「是併明神ノ御照覽ト云親範ガ計事ト云、彼是目出カリシ事共ナリ」（二二五頁）。〈中〉「さればのりはるがはかりこと、かしこかりしかうみやうなり。徳大寺殿はかくこそゆゝしくおはしまししに、成親卿は…」（四七頁）。〈延・長〉なし。〈四・覚〉は先に鹿ヶ谷事件を描いているので、ここで「新大納言もか様に賢きはからひをばし給はで…」（覚）一一八頁）として、成親と対比して実定の賢明さを示す。

一九八五・3再録。引用は後者による)

*松岡久人『安芸嚴島社』(法藏館一九八六・1)

*源健一郎『平家物語』の〈涙〉―法悦、執着と鎮魂―(『涙の文化学』青簡社、二〇〇九・2)

*山下宏明『平家物語諸本の諸相 卷一末から卷二への構造を探るために』(名古屋大学文学部論集一七、一九八〇・3。『平家物語の生成』明治書院一九八四・1再録。引用は後者による)

*山中美佳『源平盛衰記』の列挙表現―名所・歌枕巡りを中心として―(日本文学研究四八一―二、一九九六・9)

有子入水

1 偕モ有子ノ内侍ハ、徳大寺ノ何トナキ²言ノ葉ヲ³得テ、思日々ニゾ増リケル。千早振神ニ祈⁴ヲカクレ共、其事叶ベキニアラネバ、浮世ニツレナクアレバコソ、係⁵忍難キ事モアレ、千尋ノ底ニ沈ミナバヤト思ツ、⁶舳舟ニ便船シテ、有シ人ノ恋サニ、都近⁷所ニテ兔モ角モナラントテ、波ノ上ニゾ漂ケル。責⁸ノ事ト哀也。⁹船ノ中ノ慰ニハ、琵琶ノ曲ヲゾ弾ケル。¹⁰調弾¹¹数曲ヲ尽セバ、声松ノ風ニヤ通ラン。四絃¹²緩急ニ搔乱セバ、響¹³キ波ノ音ニモ紛ケリ。彼¹⁴白梨¹⁵二天、¹⁶潯陽江ノ口ニ流サレテ、¹⁷舟ノ中ニ琵琶ヲ彈ズル音ヲ聞バ、¹⁸錚々然トシテ、¹⁹京都ノ声アリ。²⁰故郷ノ恋サニ、其人ヲ尋レバ、「²¹我是長安ノ唱家ノ女也。十三ニシテ琵琶ヲ学得テ、名ハ教坊²²第一部ニ有シカ共、顔色²³朝暮ニ衰テ、老大ニシテ²⁴商人ノ婦トナレリ。²⁵夫ハ利ヲ重クシテ他ニ行バ、我²⁶ハ独空キ船ヲ守テ、波ノ上ニ浮²⁷ト云ナガラ、琵琶ヲ抱テ面ヲ指カクシケン古へ、²⁸被²⁹思出³⁰哀也。有子終ニ³¹撰津国住吉ノ³²漣ノ沖ニテ、³³舷ニ立出ツ、海上ハルカニ見渡テ、

ハカナシヤ³⁴浪ノ下ニモ入ヌベシ月ノ都ノ³⁵人ヤミルトテ

35 ト³⁶打詠テ、忍³⁷ヤカニ念³⁸仏申テ、³⁹海中ヘゾ入ニケル。⁴⁰船ノ中ニ⁴¹者共、「アレヤノ」ト騒ケレ共、又モ見エザリケレバカナシ。彼⁴²潯陽ノ老女ハ、色衰テ⁴³商人ニ随テ⁴⁴舟ヲ守、此嚴島ノ有子ハ、年若シテ⁴⁵実定ヲ⁴⁶恋テ水ニゾ沈ケル。イツシカ彼歌都ニ有⁴⁷披露ケレバ、皆人哀ト思ケリ。見ナレシ内侍ガ事ナレバ、徳大事ノ左大将、サコソ不使⁴⁸オボシケメ。

【校異】1〈蓬〉は以下「サコソ不使ニオボシケメ」まで一字下げ。〈静〉は「声松ノ風」まで一字下げ。校異11参照。〈底・近〉は一字下げにせず。なお、〈近〉は行冒頭に「有子入水事」を傍記。2〈蓬〉「ことばを」、〈静〉「ことばを」。3〈近〉「へて」とし、「へ」に見せ消ち、右に「糸」を傍記。4〈近〉「ちいろの」、〈蓬・静〉「千尋の」。5〈近〉「小舟に」、〈蓬・静〉「たよひ」。「ける」の脱か。7〈近〉「舟のうちの」、〈蓬〉「船中の」、〈静〉「船中の」。8〈近〉「ひきける」、〈蓬・静〉「しらへける」。9〈近〉「てうたん」、〈蓬・静〉「調弾」。10〈近〉「すききよくを」とし、一字目の「き」に見せ消ち、〈蓬・静〉「数曲を」。11〈静〉以下「有子入水」の末尾まで二字下げにせず。ここから頁が変

わったための過誤であろう。12〈近〉「くはんきやうに」〈蓬・静〉「緩怠に」。13〈近〉「まぎれけり」〈蓬〉「まかひにけり」〈静〉「まかひけり」。14〈近〉「はくらくてん」〈蓬〉「白樂天の」〈静〉「白樂天の」。15〈近〉「しんやうの江に」。「江」のくずし字形が「口」と近似するための誤りか。なお、〈蓬・静〉「尋陽江の」。16〈近〉「口ニ」なし。〈蓬・静〉「ほとりに」。17〈蓬・静〉「船の」。18〈近〉「おとを」〈蓬〉「音を」。19〈近〉「せいくと」とし、「と」の前に補入符あり。右に「ぜん」とするが、上から消す。20〈近〉「しかもけいと」とし、「しかも」を上から消す。〈蓬・静〉「京都の」。21〈近〉「ふるさとの」〈蓬〉「故郷の」〈静〉「故郷の」。22〈近〉「われは」〈蓬・静〉「我は」。23〈近〉「だい一ほうに」〈蓬〉「第一の部に」〈静〉「第一部に」。24〈近〉「あき人の」〈蓬〉「商人の」〈静〉「商人の」。25〈近〉「それは」。26〈近〉「ハ」なし。27〈近〉「まもつて」〈蓬〉「守て」。28〈近〉「いたきて」〈蓬〉「抱て」。29〈近〉「おもひ出られて」〈蓬・静〉「思出られて」。30〈近〉「つのくに」〈蓬〉「撰津国」〈静〉「撰津国」。31〈近〉「みをつくしの」〈蓬・静〉「漆の」。32〈近〉「ふなはたに」〈蓬・静〉「船耳に」。33〈近〉「蓬・静」〈波の」。34〈蓬〉「人や見ると」とし、「や」の右傍に「を」を、「るとて」の右傍に異本注記「つくはイ」をそれぞれ小書で記す。〈静〉「人や見ると」とし、「やみる」とて」の右傍に異本注記をして「をみつくはイ」と小書あり。35〈蓬〉「ト」なし。36〈近〉「うちなかめて」〈蓬〉「うち詠して」〈静〉「うち詠して」。37〈近〉「かいちうへそ」〈蓬〉「海の中へそ」〈静〉「海の中へそ」。38〈蓬〉「舟の」。39〈近〉「うちの」。40〈近〉「さはれけれども」とし、初めの「れ」に見せ消し。右に「き」を傍記。41〈蓬・静〉「尋陽の」。42〈近〉「あき人に」〈蓬・静〉「商人に」。43〈蓬・静〉「船を」。44〈近〉「まもる」。45〈近〉「わかうして」〈蓬・静〉「わかくして」。46〈近〉「しつていを」〈蓬〉「実定を」〈静〉「実定を」。47〈近〉「こひて」〈蓬〉「かなして」とし、「し」の後に補入符あり。その右に「ひ」を傍記、〈静〉「かなしひて」。48〈蓬〉「覚しける」。

【注解】○**儲**有子ノ内侍ハ…以下、有子の入水譚。前々段と同様、有子説話を取り上げる〈盛・南〉のみに見られる。なお、〈盛〉は実定の左大将昇任があつて、有子入水譚に移るが、〈南〉は実定帰洛後、有子入水譚を挿んで、実定昇任の記述となる。前段の注解「夫ニ都ノ内ニ靈仏靈社其数多ク御座。此仏神ヲ閣テ…」項参照。○**徳大寺ノ何トナキ言ノ葉ヲ得テ**…〈南〉「去程ニ有子ハ何トナク賜タリシ御手スサミヲ思入テ暫ハ留ラレ申サンズラント思ケルニ、是モ同様ニ徳大寺殿ヨリイトマ給ニケレバ、心ウサ限リナシ。都マデト上リシニハ、聊慰心モ有シカ共、都ヲヨソニフリ捨テ、安芸国ヘト下行ケバ、心細サゾマサリケル。富士ノ高嶺トコガルレド、烟タヘネバ人間ズ、人目

ヲツ、ム恋ナレバ、語慰ム方モナシ」(一一〇〜一一頁)。〈盛〉での実定の「何トナキ言ノ葉」とは、〈南〉「何トナク賜タリシ御手スサミ」、つまり畳紙に書かれた「山ノ端ニ契テ出シ…」の手すさみのことを指す。その「手スサミ」は、実定の「只尋常ノ情ニ思食」したものでしかなかった、つまり「何トナキ言ノ葉」でしかなかったのだが、「難念ゾ思沈」んでいた有子の思いはその後増すばかりであったとする。ついに、神に祈りを懸けた所で願いが叶うわけでもないのに、この世に意味もなく生きているからこそこのような辛いこともあるのだと思ひ、遂に入水の決意を固めたとする。これに対して、〈南〉では、他の内侍とともに都へ付き従った有子は、実定から賜った手すさ

みに心奪われて、暫くは都に留められ申すであろうと思っていたが、他の内侍と同様に実定から暇を賜ったので、その心痛は限りがないものであった。都までと実定と共に上洛した際には慰む心もあつたけれども、今は都を余所に見て安芸の国へと下ることとなり心細さは増すばかりであつたとする。ところで、〈盛〉では前段に「有子ハサラヌダニ悲、上給ナン後ハ、徐ソニテモ争カ見奉ントテ、衣引カツキテ臥ニケリ」とあつたように、上洛には付き従わず安芸に残っている。これに対して〈南〉では、この後、「既ニ本国ニ下付テ思ケルハ、『我カクテ有ナラバ、思ハ日数積リツ、終ニ空ク成ヌベシ。チハヤブル神ニ祈ヲ懸レドモ、其ユウ四デノシルシモナシ。遠国ニテ朽ハテシヨリ、都チカキ所ニ行テコソ、兎モ角モ成メ』ト思ツ、内侍共ニモ知レズ只女ノ童一人相具シテ琵琶バカリヲ持セ…」(一一一〜一二二頁)として都へ上ることになる。付き添いの女童は、有子の最期を伝える人物として設定されているのであろう。〈盛〉も「都近所ニテ兎モ角モナラントテ」とし、有子は入水覚悟で都近くに向かう。○千早振神ニ祈ヲカクレ共、其事叶ベキニアラネバ 〈南〉では、前項に引いたように、厳島に戻つた有子が、このままここにおいても思ひは積もるばかりで、いづれ恋死にしようことにならう、として当該の句が続く。〈南〉「チハヤブル神ニ祈ヲ懸レドモ、其ユウ四デノシルシモナシ」(一一二頁)。○千尋ノ底ニ沈ミナバヤ 千尋の底は海の底。「ゲニモ千尋ノ底マデモ思入給ハズルヤラント、胸打騒申ケルハ、水ノ底ニ入ラセ給タリトテモ、恋シキ人ヲ非可奉見」(卷三十八「小宰相局」5—四三〇頁)。○舩舟ニ便船シテ 〈南〉は、先の引用に続けて、「高瀬舟ニ便船シテ、都ノ方へ上リケリ。道スガラ浦々嶋々ノ有様ヲ見ル

ニモイトゞ思ハ増リケリ。過ニシ御登ノ時ニハ心ヲ慰メシ事共、今ハ一ツモナシ」(一二二頁)。〈近〉は「小舟」とし(校異5参照)、〈南〉は「高瀬舟」とするわけだが、〈名義抄〉には、「舩」に「小艇」カセフネ」とする(仏下本二)。また、元和古活字本『倭名類聚鈔』に、「舩 積名云艇小而深者曰舩」(卷十一「二表」とあり。構造的には、小船ながらも深い船体の特徴としていたと考えられる(石井謙治二三三—二三四頁)。なお、「舩舟」は『日葡辞書』に、「トモブネ(友船・伴船) すなわち、Ruixen. (類船) ほかの一艘、または、何艘もの船と連れだつて行く船。詩歌語」(『邦訳日葡辞書』六五九頁)とあり、高瀬舟と同様小舟を指すのだろう。また、『日国大』「ともぶね」では、「つれだつて航行する船」の他、「相乗りの船」ともし、『竹林抄』「こがれ出なん事はくるしな 見ずしらぬ此友舟にあひのりて」を引く。ここでの舩舟、あるいは小舟・高瀬舟のイメージは、『法然上人絵伝』卷三十四第五段に描かれる、「室の泊につき給に、小船一艘ちかづききたる、これ遊女がふねなりけり」(『法然上人絵伝』中一四九頁)とあるものが近いだろう。播磨国の室は遊女が居住し『高倉院厳島御幸記』にも、「この泊の遊女者ども、古き塚の狐の夕暮に媚けたらんやうに、我もくゝと御所近くさし寄す」(新大系一四頁)とある。芸能の女性が瀬戸内海を小船で漂泊する様子は、こういった室の遊女にも通じるところがあろう。○有シ人ノ恋サニ、都近所ニテ兎モ角モナラントテ 〈盛・南〉共に、有子は安芸の厳島から(〈南〉の場合は一端戻つた厳島から) 死に場所を求めて都近くに戻ろうとしたのだが、わざわざ都近くに行く理由としては、〈盛〉の場合には、「有シ人ノ恋サニ、都近所ニ」とあるように、実定恋しさにせめて都に近

い地での死を求めようとしたのであった。〈南〉の場合は、「遠国ニテ朽ハテノヨリ都チカキ所ニ行テコン菟モ角モ成メ」としか記さないが、この後に、「我今都へ上リタリトテモ数ナラヌ身ナレバ、再タビ見参ニ入シ事モ有ガタシ」（一一二頁）とあるように、やはり実定恋しさのものであったことは同じと考えられる。○責ノ事ト哀也 「せめての事」は「これだけとは切望すること」（日国大）。明心本『節用集』「責事」〔古本節用集六種研究並びに総合索引〕一九五頁。〈盛〉では、巻七・信俊下向「ヨキ次ニ消果ベカリケル物ヲト宣ケルコソ、責ノ事ト哀ナレ」（一四四—三五頁）など、「責ノ事ト哀也」との類似の用法は、当該句を含めて〈盛〉には全部で九例見られる。一四四—三五頁、二一四〇頁、三一七—七頁、五—四三八頁・四七七頁・四八五頁、六—三〇八頁。○調弾数曲ヲ尽セバ、声松ノ風ニヤ通ラン。四絃緩急ニ掻乱セバ、響キ波ノ音ニモ紛ケリ 〈南〉なし。冒頭は、〈延・長・盛〉の「調弾スル数曲ヲ尽シ夜漏深更ニ及テ」（〈延〉）卷三一九—二〇。〈長〉「調だんすきよくをつくし…」二—五五頁）に似る。数曲を奏でるとの意。楽器の音色・響きと松風・波音を重ね合わせる例に『和漢朗詠集』四六九「琴のねに峯の松風かよふなりいづれのをよりしらべそめけむ」（旧大系一六九頁）の他、『宇津保物語』「松風のごゑにくらぶる琴の音を しぐるゝ蟬は調べざらめや」（旧大系一—二八—頁）、『白髭』^{シテ}「面白や此舞楽。地」面白や此舞楽の。鼓は自ら。磯打つ波の声。松風は琴を調べ。心耳を澄ますをりからに」〔謡曲二百五十番集〕四一頁）、『藤栄』^{シテ}「いやく松風波の音にてはなし。笛太鼓の音にてある間。慥に聞いて来り候へ」（同前四四—二頁）、宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』「彼曲調混松風^ニ」（小林加代子二一六

頁）などがある。○彼白楽天、潯陽江ノ口ニ流サレテ、舟ノ中ニ琵琶ヲ彈ズル音ヲ聞バ… ここで白楽天が引かれるのは、有子と同様に旅中の舟の上で琵琶の音を聞くという趣向が一致するためと考えられる。そうした趣向の一例が、『教訓抄』にも見られる。「謝鎮西ハ沙漠ニ引、白楽天ハ尋陽ニ聞ク。彼ハ旅泊ノ船ノ中、明月ノ夜。此モ旅泊ノ波ノ上。月ノ明ナル前へ、東ノ舟西ノ舟、実ニ情々トシテモノイハズ」（日本思想大系『古代中世藝術論』一五七頁）。「彼潯陽ノ老女ハ、色衰テ商人ニ随テ舟ヲ守、此巖島ノ有子ハ…」の注解参照。以下、「琵琶ヲ抱テ面ヲ指カクシケン古ハ被^レ思出^レ哀也」まで、白居易『琵琶行』に拠る。〈盛〉との対応箇所は傍線を付して示す。『琵琶行』序「元和十年、予左遷九江郡司馬。明年秋、送客至湓浦口、聞舟中夜彈琵琶者。聽其音、鏗鏘然有京都声。問其人、本是長安倡家女、嘗學琵琶於穆・曹・善才、年長色衰、委身為賈人婦」（新釈漢文大系『白氏文集 二下』八四—一頁）。『琵琶行』「潯陽江頭夜送客 …… 忽聞水上琵琶聲 主人忘歸客不發 尋聲問彈者誰 …… 猶抱琵琶半遮面」（八四—三五頁）、「十三學得琵琶成 名屬教坊第一部 …… 暮去朝來顏色故 門前冷落鞍馬稀 老大嫁作商人婦」商人重利輕離別 前月浮梁買茶去 去來江口守空船 遠船月明江水寒」（八四五頁）。〈盛〉は、琵琶行の引用に比重を置いてゐる。このことは前々段「内侍ノ中ニ有子ト云者アリ…」項で指摘したように、有子の紹介において、〈盛〉のみ「希代ノ琵琶ノ上手也」としてゐたこととも関わるだろう。なお、「口」の読み「ほとり」は、天文本『字鏡鈔』（口 クチ ホトリ）六五四）・慶長十五年版『倭玉篇』（口 ^{コウ} クチ ホトリ）七七・六〇・『書言字考節用集』（^{ホトリ} 辺 ……（三

字略)口「第一冊・二四」にある。『琵琶行』では、舟の中の夜の光景。また、〈盛〉に夜のこととする記載はないが、有子の辞世の歌の下句「月ノ都ノ人ヤミルトテ」によれば、〈盛〉の場合も月の出る夜の光景と読めるか。一方、〈南〉は「舳舳ニ便船シテ」項の引用に続いて、「心ヲヤル使ニハ琵琶ノ曲ヲ調ベケル。尋陽ノ江ノ辺リニ夜琵琶ヲ單ゼシ白楽天ノ有様思入テゾ慰ミケル」(一一二頁)とするのみ。先の上洛の折には心を慰めた景色も今回は心を慰むこともなく、心を晴らすために琵琶を弾いた。尋陽の江の辺に夜琵琶を弾いた白楽天の有様を思い心を慰めたの意。しかし、〈南〉の場合、琵琶を弾いたのが白楽天となり、ここでは『琵琶行』本文を正確に反映できていないと言えよう。また岡田三津子は、ここで〈盛〉が『琵琶行』を引くことも、『源氏物語』「明石の巻」が『琵琶行』を受容していることと対応すると指摘する(四九二頁)。○京都ノ声アリ 都風に奏でる琵琶の音を聞き、故郷長安の恋しさの余り、その主を尋ねたところ、長安の娼妓の奏でる琵琶の音であった。○十三ニシテ琵琶ヲ学得テ、名ハ教坊第一部ニ有シカ共…その娼妓は、十三歳で琵琶を学び得て、俗楽を掌る役所の教坊の第一部に所属したという。娼妓の絶頂の頃の話であった。しかし、月日経つ内にその容色も衰え、年を取ってから商人の妻となったという。そうした娼妓自身の、零落した身の上が、有子の今の境遇に重なることが暗示される。「彼潯陽ノ老女ハ、色衰テ商人ニ随テ舟ヲ守、此巖島ノ有子ハ…」の注解参照。○被思出哀也「哀也」と感じたのは、小船に乗り合わせた人々であり、そうした人々の思いに、作者も同調しているのであろう。○撰津国住吉ノ澤ノ沖ニテ、舷ニ立出ツ、海上ハルカニ見渡テ…〈南〉「サル程ニ撰津国住

吉ノ入鳥ノ沖ヲ漕過ケルニ、有子思ケルハ、『我今都へ上リタリトテモ、数ナラヌ身ナレバ、再タビ見参ニ入ン事モ有ガタシ。不如タゞ水ノ底へ入ナンニハ』ト思切ツ、住吉ノ浦ニ船ヲ着、明神ノ御宝前ニ琵琶ヒキ朗詠シテ明神ニタムケ奉リ、一筋ニ後世ノ事ヲゾ祈申ケル。其後又舟ニ乗テ押出ス。女童ニ云ケルハ、『汝知ズヤ、徳大寺殿ノ巖嶋ニ御参籠ノ時、御下向ノ朝聊指合事有テ遅ク参リタリシニヨテ、由ナキ御手スサミヲ給テ、絶又思ト成タルゾヤ。サレバ日数ヲフルニ付テモ思深ク成ユケドモ、慰ム心ハ露モナシ。今ハ御見参ニ入ル事モアラジ。汝ハ巖嶋へ帰テ内侍殿達ニ此由ヲ語申セ。構テ後世訪テ得サセヨ』ト云置文書テ、『是ヲバ内侍殿達ニ見セ奉レ』トテ、女ノ童ニトラセ臈テ西ニ向ヒ高声ニ十念シテ南無阿弥陀仏本誓悲願アヤマタズ西方ノ淨刹へ迎へ取り給へト祈念シテ琵琶カキイダキ、生年十五ト申ニ終ニ海へゾ入ニケル(一一二、一一四頁)。〈盛〉の「潯ノ沖」に対して、〈南〉では「入鳥ノ沖」。住吉の潯標は、『新古今和歌集』卷十八・二七九二「数ならで世に住の江のみをつくしいつを待つともなき身なりけり」(新大系五二二頁)のようにはしばしば詠まれる。「潯標」は、「平安時代、難波は淀川の河口がいたずらに広がって浅瀬が多く、船の航行に難渋したので、水脈や水深を示すために串を立てた。…和歌によまれる場合は「身を尽くし」の意を掛けることが多く、また「難波」と呼ぶことも多かった」(片桐洋一『歌枕歌ことば辞典増訂版』四一三頁)が、「潯ノ沖」という語は確認できない。同様に、〈南〉の「入鳥ノ沖」も不明だが、「鳩の海」のことと解すれば琵琶湖を指し、この場の景物としてはふさわしくない。なお、「入鳥」は、「鳩」が「入」と「鳥」とに分字表記されたものであろう。他に「入鳥」を「には」と読む事

例は不明であるが、遠藤邦基は「山嵐」「秋の心」で「愁」など『古今和歌集』『千載和歌集』の例、「秋木葉落樹」等『本朝文粹』字訓詩の例など、広く偏旁冠脚を分子した実例を広く分析する。恐らくは、〈盛〉の「落の沖」が本来の形であり、「ミヲノ沖」がハ行転呼による仮名遣いの混乱（ヲ→ホ）及び仮名字形近似（ミ→ニ）によって「ニホノ沖」と誤読・誤写されたことが想像される。さらに、「落の沖」からは、歌語「落標」を代表する歌「わびぬれば今はた同じ難波なる身をつくしても逢はんとぞ思」（『後撰和歌集』九六〇、元良親王。新大系二八二頁）も連想されよう。身を尽くしても実定に逢いたいとの有子の思いを直情的に表現する地として、「落標」で知られる難波の住吉の沖が選ばれたとも言える。なお、〈南〉の有子の述懐中の「数ナラヌ身ナレバ」について、多ヶ谷有子は、『源氏物語』「落標」に、身分違いを知る明石の君が、内大臣になって住吉参詣に来た源氏に、会うことなく住吉から明石に戻るが、その折に詠まれた歌「数ならでなにはのこともかひなきになどみをつくし思ひそめけむ」（新大系二一—一六頁）に着目する。その状況は、有子が実定を訪ねることなく、住吉の「入鳥ノ沖」から死に向かうことと重なる可能性を指摘する（三一—五頁）。そうした状況は、〈南〉より「落ノ沖」のこととする〈盛〉に、より相応しいと言えよう。また長々と身上を語り内侍たちへの言つてまで頼む〈南〉に対して、歌を一首のみ残して入水する〈盛〉の描写は、より入水を詩的に静かに描き出していると言えよう。なお、舷に立っての入水は、〈盛〉巻四十七「髑髏尼御前」での重衡北の方入水などでも描かれる。「サラバトテ舷ニ立寄、西ニ向テ念仏二三百返計申テ」（6—四〇七頁）。○ハカナシヤ浪ノ下ニモ入ヌベ

シ月ノ都ノ人ヤミルトテ〈南〉なし。「はかないことだなあ。私は波の下に入るつもりだ、月の都の人はこの様子を見ているかと思つて」の意。月の都は、月にあるという都。転じて都の美称。波の下に行く私を空の月の人は見ているだろうかとして、都人すなわち実定は私のことを思っているのだろうかとの意を込める。『源氏物語』「須磨」巻で、十五夜に源氏が都を想つて詠んだ「見るほどぞしほしなぐさむめぐりあはん月のみやははるかなれども」（新大系二—三四頁）の「月の都」も念頭にあるだろう（多ヶ谷有子三二六頁）。また、前々段で実定が有子に詠んだ「山ノ端ニ契テ出シ夜半ノ月廻逢ベキ折ヲ知ネド」で、実定が自身を月に喩えて再会を約束したことも踏まえていよう。○船ノ中ノ者共、「アレヤ〜」ト騒ケレ共、又モ見エザリケレバカナシ。〈南〉なし。前述のように〈南〉と異なり、〈盛〉では突然の入水であったため、回乗者が驚くことになる。○彼薄陽ノ老女ハ、色衰テ商人ニ随テ舟ヲ守、此巖島ノ有子ハ、年若シテ実定ヲ恋テ水ニソ沈ケル。両者の対比は、〈南〉になし。有子と『琵琶行』の倡女の共通点は、船中に琵琶を弾くこと、芸能者の側面を持っていること、他の地域からやって来たいわば流浪者であることであろう。一方で、『琵琶行』の主題は、長い年月による容貌の衰えと、商人でありいつ帰るとも分からぬ夫を船中待つ不遇にあるわけで、有子とは境遇を異にする。ここでは「舳舟ニ便船シテ」項にも触れたように、小船に漂い琵琶を弾く女性像が『琵琶行』のイメージを強く喚起していると言えよう。○イツシカ彼歌都ニ有披露ケレバ…「はかなしや」歌がやがて都にまで伝わったとする。〈南〉と異なり、〈盛〉では有子に同伴者もなく言つてをしたわけではないので、船頭や同船の者

たちにより自然に伝わっていたと理解される。○見ナレシ内侍ガ事ナレバ、徳大寺ノ左大將、サコソ不便ニオボシケメ〈南〉は先の引用に続けて、「猿程ニ、世隠ナキ事ナレバ、徳大寺殿へ此由程ナク聞食テ、『サル事有キ。何トナキ手スサミヲサ程ニ深思入、身ヲナキ物ニ成ケル事ノ不便サヨ』。様々御仏事共宮マセ給テ、有子ガ後世ヲゾ

訪ヒ給フ。哀ナリシ事共ナリ」（二一四頁）。〈盛〉では、有子は実定のもとに「時々見來」ていたので、「見ナレシ内侍ガ事ナレバ」とするが、〈南〉は有子は両者は一度面識があったのみで、その後は親しく声を掛けられることもなかったため、実定の反応は「サル事有キ」というものであった。

【引用研究文献】

*石井謙治『図説和船史話』（至誠堂一九八三・7）

*遠藤邦基「字体分析の言語遊戯―漢字の合字・分子を中心に―」（『国語文字史の研究』七、和泉書院、二〇〇三・11。『国語表記史と解釈音韻論』

和泉書院二〇一〇・7再録。引用は後者による）

*岡田三津子『源平盛衰記』と中世源氏物語注釈―実定嚴島道行記事の検討を通して―」（『中世軍記の展望』和泉書院二〇〇六・7）

*小林加代子〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻」（『同志社国文学』二、二〇〇五・3）

*多ヶ谷有子「翻訳「有子内侍の物語」―『南都本 平家物語』―より」（『関東学院大学文学部紀要』二〇一、二〇〇四・12）